

昭和七年三月

史蹟名勝天然紀念物調査報告書

第七輯

(史蹟の部)

福岡県

史蹟名勝天然紀念物調查報告書

第七輯

覆刻にあたりて

『福岡県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』は、大正十四年（一九二五年）第一輯に始まつて、昭和十九年（一九四四年）第十五輯までが出版されました。これらの報告書の執筆者は、いずれも当時の県嘱託や調査委員であり、その郷土の文化財についての真摯な調査研究の成果が、この報告書の内容となつてゐるのであります。それらは今日の本県文化財保護行政の土台をなしてゐるというも過言ではありません。

思ひますれば戦災などによつて、このように貴重な報告書が揃つて保存されてゐるところは、現在では、案外に少いのではないでしようか。実は、発行当局である県教育委員会自体でさえもが、完本の整備に苦心している有様なのです。本刊行会は、このような実情にかんがみまして、今回、これらの報告書の覆刻を企図いたし、第一輯から逐次印刷に附して、普ねく会員諸彦に頒布し、久しい間の御要望に副うことといたしました。

ひとえに大方の御理解と御協賛をお願いいたします。

昭和四十六年八月一日

福岡県文化財資料集刊行会会長

福岡県文化財専門委員

筑紫

豊

第七輯　目　次

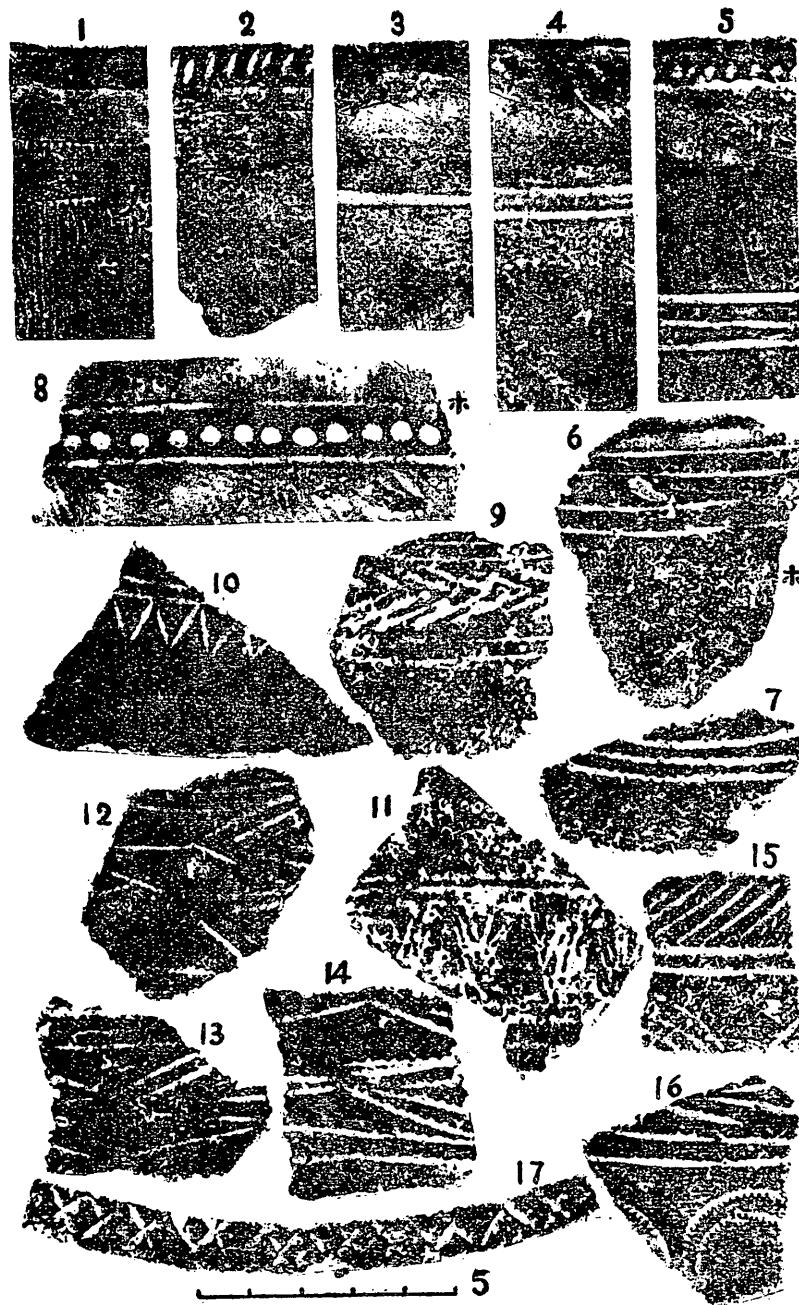
史

蹟

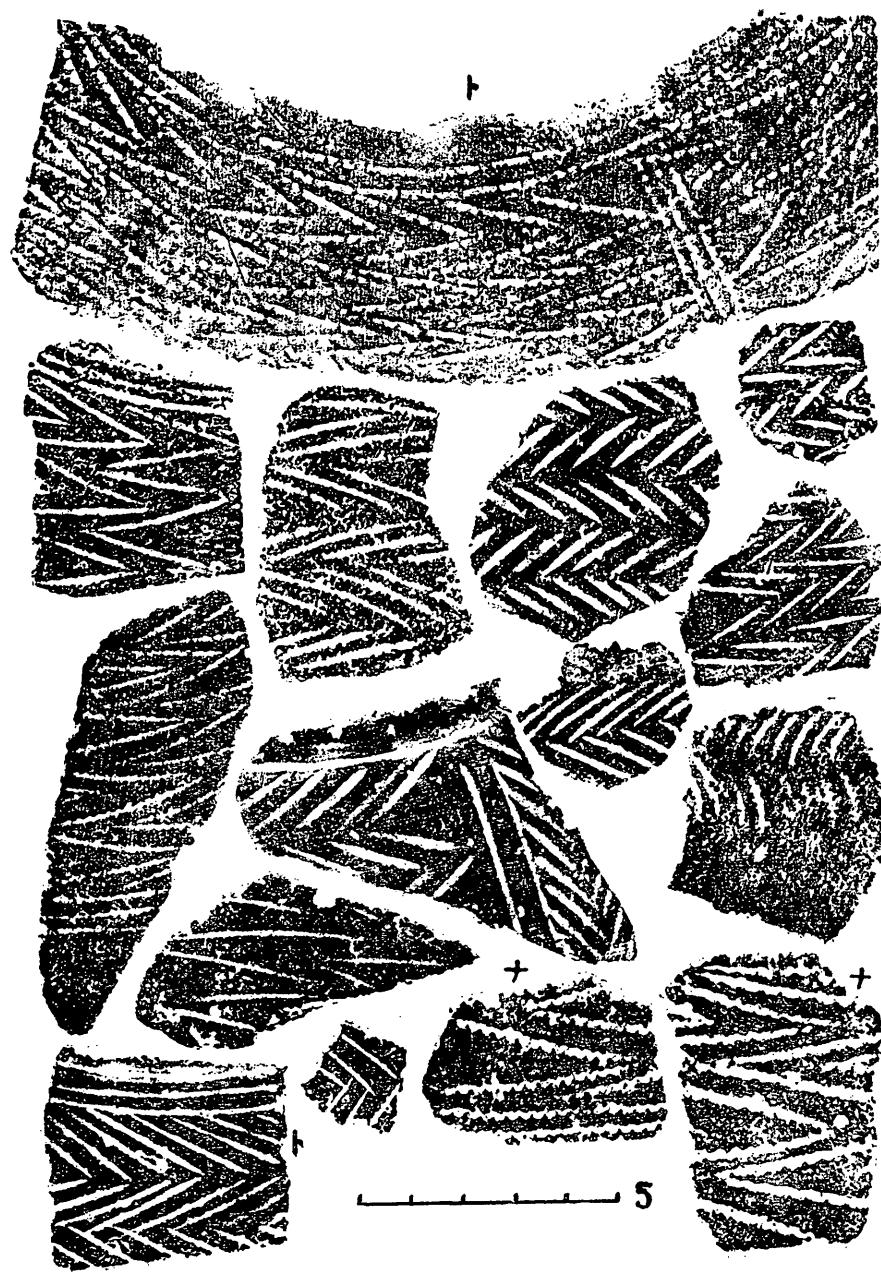
- 福岡地方に分布せる二系統の彌生式土器の調査(圖版數一〇)……調査委員……中山平次郎……(一)
朝倉郡「砥上山觀音塚」古墳の調査……(圖版數四)……調査委員……玉泉大梁……(三一)
御塚及權現塚に關する調査……(圖版數二)……調査委員……武藤直治……(三九)
箱式石棺内に於ける合葬遺跡の調査……(圖版數四)……臨時調査委員……石島義助……(四九)
水城の大桶の調査……(圖版數二七)……調査委員……長沼賢海……(五七)
獨鉛寺と千年家の調査……(圖版數九)……調査委員……竹岡寅次郎……(八一)
天臺寺瓦燒窯址の調査……(圖版數七)……調査委員……山本通……(九一)
草野氏關係遺蹟の調査……(圖版數五)……調査委員……伊東尾四郎……(九五)
梅岳山福嚴寺の調査……(圖版數四)……調査委員……岡茂政……(一〇五)
英彦山勤王家遺蹟の調査……(圖版數七)……調査委員……山本通……(一一七)

福岡地方に分布せる二系統の彌生式土器の調査

圖版第一 遠賀川遺蹟の土器片



圖版第二 遠賀川遺蹟の土器片



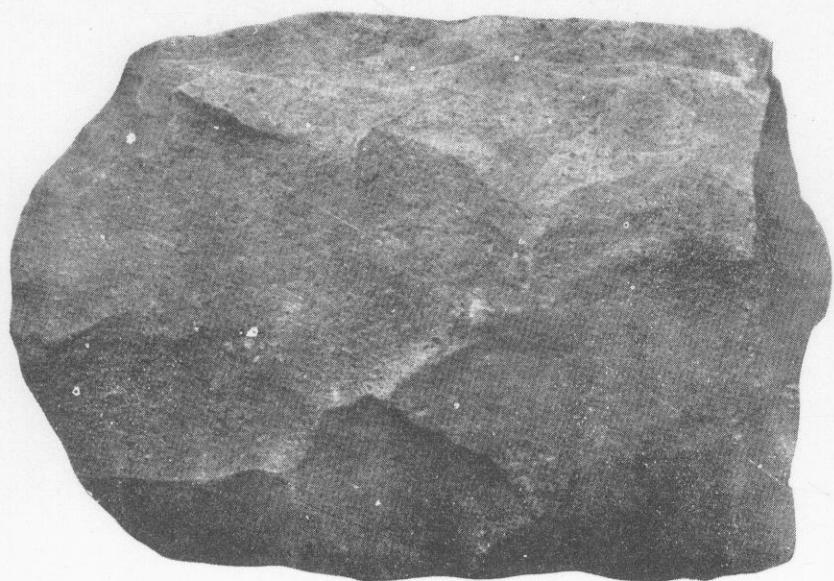
圖版第三

糸島郡今津發見未完成石斧

2



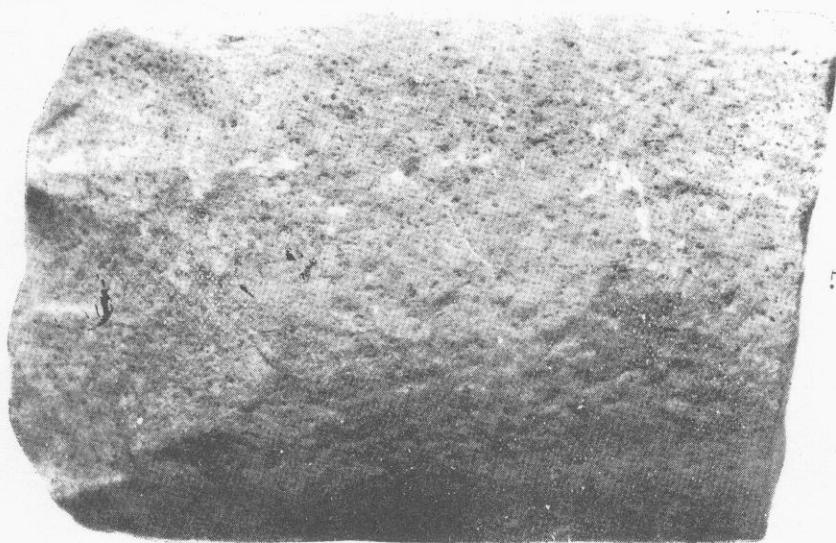
圖版第四 糸島郡今山下發見未完成石斧



3



4

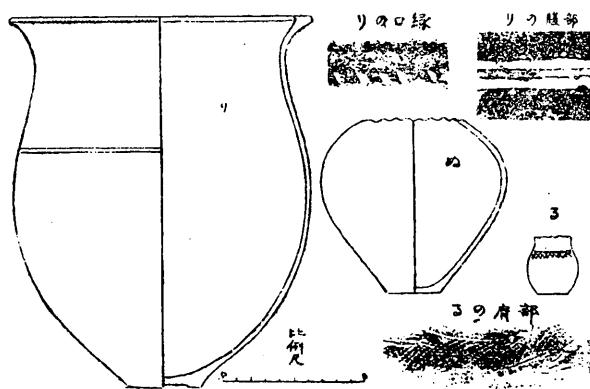


5

福岡地方に分布せる一系統の彌生式土器の調査

調査委員 中山平次郎

一 緒 言



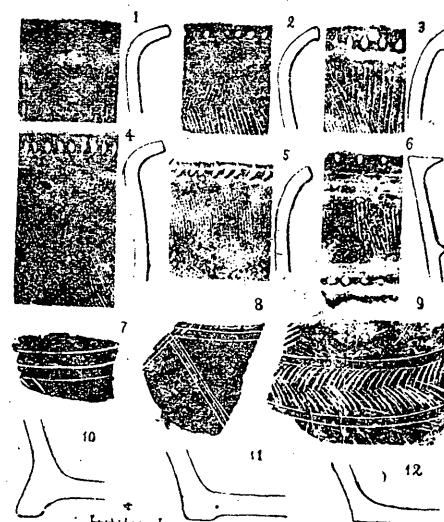
他其甕大掘發町新【圖一第】

福岡市記念博物館に一個の巨大な彌生式の甕が陳列されて居る。大正六年糸島郡芥屋村新町の村落近傍の畠地に地下げを行つた際出土した合口式甕棺の一方で、銅鉢銅劍問題解決の爲我が地方の彌生式遺蹟を調査しつゝあつた時偶然見附けたから、之を考古學雑誌七十に紹介して置いた。茲に第一圖として掲載するのは其の時卑稿に挿入した附圖である。掘上げた儘永く現場に放置すれば久しからずして破損し、終に行方不明になるは必然であるから、爾後博物館吏員田中氏と共に出張して陳列品として貰つて來たものである。彼の大甕が博物館列品たるが故に屢々來福の考古學者の眼に觸れ、多くの諸君が「彼の甕は福岡地方に多い單調なる甕棺と少し違ふ」といはる。寔に其の言の如く、彼の甕は我が地方に極めて多き甕

棺とは相違して居るが、斯る甕棺は決して彼の甕のみでは無く、他にも往々同様の實例に會する事がある。一例を擧げると、余をして銅鉢銅劍問題解決の端緒を擱ましめた筑紫郡那珂村板付發掘の甕棺中の或るものは正に彼の大甕と同式のものであつた。本調査は他の多數の單調なる甕棺と此の少しく異式の甕棺並に之れと同關係を示せる小形窯器相互の關係を如何に解すべきやに就て卑見を開陳せんとするのである。

第一圖より知り得る如く、彼の新町の大甕は口縁部に粗き點々の刻み目を有し、腹部に筆描きの線條を纏ひ、頸部の形態外反りを呈し此の點已に普通の甕棺と相違する。多數の破片を採集して點検すれば、同式の大甕のうちにも口縁部外縁の點々が上下二段となれるものあり、口縁部内縁にも點々を示せるものあり、頸部にも線條を纏へるものあり、腹部の線條更に多數なるものあり、種々なる小異を認め能ふが、是等は元來同類と看做して不可無きものである。以上の相違の外此の式の大甕には栗色を帶びたるもの多く、又等しく赤褐色といふべきものにありても、普通の甕棺の埴輪色なるとは色澤を異にする。其他硬度も普通甕棺より概して高く、燒締古代土器としては好良であり、時には意外に吸水性弱きものを見出す。併し乍ら斯る相違は決して甕棺のみに現はれたるにはあらずして、小形窯器にも亦同様の相違を認め能ふ。甕棺に於ては器物か巨大なるを以て保全の爲に其の口縁を厚く作れるを普通とするが、他の性質は全く彼の種の大甕と一致する小形の甕類を見出することがある。此の種の小形窯器として余の最も早く其の存在を知つたのは第二圖に示す糸島郡今津村今津の石斧製造所址に見出した土器である。此の圖は考古學雑誌六ノ六の卑稿に掲げたものであるが、器物が小さいのみ口頸部の形態が第一圖の大甕と

同癖なるは何人も直ちに看取せらるゝであらう。此の今津發見の土器片の性質に關しては次の如く記載して置いた。



【圖二第】
今津出土土器片

所謂貝塚土器最も之に近きを覺ゆ。

土器片は土器としては質稍硬固にして、洗滌に際して磨滅するの傾向無く、素地内に雲母を交へ砂粒を多く含有せり。固より赤素燒に算入すべき物なれども、色澤稍栗色を呈せるを多しとし、純然たる赤燒と稱すべきものは寧ろ僅少なり。時には黒色を示せるものあり。又稀には灰色なるものあり。

第一圖のものと同式の大甕破片を蒐集すると、其の各個ものゝ素地には多少の小異無きにあらずして、以上の今津出土の土器片に對する記述は其の儘直ちに大甕に向て差支無きを感じる。上述の如く今津出土の破片は我が地方に極めて多き普通の彌生式と相違したものであり、此の相違は又甕棺にも認め能ふから、之れには何等か特殊の意味を含めるらしく想像し、爾來彌生式遺蹟を調査して此の種の破片に會する時は一々之を報告に掲げて置いた。考古學雑誌八ノ八の卑稿に

我が地方の彌生式には有紋のもの極めて僅少なれども、各地の破片を仔細に點検すれば縁

邊等に刻目ともいふべき點々或は細線列を有せるもの得るに至る事あり。今津貝塚の土器には此の類比較的に多かりしが、他の遺蹟にはこれすら僅少にして、特に注意し發見するを例とすなり。専る土器が少し宛弘く各遺蹟に行亘りて存せるは、恐らく特殊の理由を有せるなるべく、遺蹟相互間の交通を討尋するの参考たれば、此の種の破片に限り特に列舉する事としたり。と述べ、破片の大小を論せず採集品全部を擧示したのは、要するに他日此の種の窯器に就て専見を披瀝すべき機會の到來せんを豫期したのであり、終に今回愈々其の時期に到達した。

尙以上の新町の大甕及び今津の土器片等より誘導せらるゝ難解の疑問は、何故に福岡地方の彌生式には簡素單調なる興味に乏しきものゝみ徒に多くして有紋のもの極めて少きやといへる事である。此の地方の彌生式に有紋のもの極めて少きやといへる事である。此の地方の彌生式に有紋のもの極めて少きやといへる事である。若し皆無ならば我が地方に於いて彌生式の實用された時代には未だして皆無ならざるは第一圖の新町出土の小窯器にも亦第二圖の今津の土器片にも有紋のものあるに依つて確實である。若し皆無ならば我が地方に於いて彌生式の實用された時代には未だ土器に施紋するに至らなんだと解して不可無きが極めて僅少なる有紋のものが出土するから難解となる。以上二ヶ所の他にも極めて稀に有紋の破片を見出しがあるから、彌生式に就いて報告する際には毎に之を考古學雑誌に掲げて置いた。翻つて新町の大甕及び今津の口頸部破並に之れと同類の破片を通覽すると、其の大多數のものゝ口縁には點々あり、又頸部又は腹部には箇描きの線條が見える。一方には已に簡単なる紋様的加工を土器の上に現はし乍ら、之れが何故に他の紋様として發達せなんだのであらうかは十餘年の久しきに亘つて余を苦めた難解の疑問であつた。今回圖らず此の疑問に對しても新見解を得るに至つたから、之れを此の報告に記

して置かう。

二 問題の彌生式發見地

問題の彌生式とは第一圖の新町出土の大甕及び第二圖の今津出土の破片と同類と認むべき彌生式を謂ふ。尙極めて稀に見出す有紋彌生式は概ね此の問題の彌生式と同質のものであり、現に新町及び今津に於ては斯る有紋彌生式の共伴を見たから、既知の有紋彌生式發見地をも此の項に舉示して置かう。有紋のものこそ僅少であるが、新町及び今津のものと同類の甕は左程稀といふ程にはあらぬ。随つて慣るゝ共に以前程注意を惹かざるに至り、其の儘に看過して了ふ機會が頗る多く、今遅に正確なる地名を舉示せんは因難である。故に地名表には考古學雑誌に掲載したものののみを掲げて置く。既報個所數案外少數であるが、此の種の彌生式が筑前筑後に亘つて存せることの一端を知り得やう。之れに反して有紋彌生式は發見の都度必ず採集したが、其の實數寔に僅少、此の分には未發表のものをも附加して置かう。

問題の大甕發見地

筑前國糸島郡小富士村大字御床字松原及び芥屋村大字新町

同 國筑紫郡住吉村大字平田

同 國同 郡那珂村大字板付字北崎

肥前國三養基郡田代村大字柚比字安永田國は肥前なるも此の地點は筑前筑後の境堺に介在

筑後國三瀬郡三瀬村大字高三瀬字塚崎

問題の小形窯器發見地

筑前國糸島郡小富士村御床字松原及び芥屋村大字新町

同國同郡今津村大字今津

同國筑紫郡住吉村大字平田

同國同郡那珂村大字板付字北崎

同國同郡春日村大字春日

同國同郡二日市町大字紫字柿ノ木

同國同郡同町大字紫字役王坊

肥前國三養基郡田代村大字柚比字安永田

筑後國三瀬郡三瀬村大字高三潔及び字塚崎

同國浮羽郡千年村大字徳丸

有紋彌生は發見地

筑前國糸島郡福吉村大字吉井字松原

同國同郡芥屋村大字新町

同國同郡今津村大字今津

同國筑紫郡住吉村大字平田

同國同郡春日村大字小倉伯玄神社附近

同國同郡二日市町大字武藏

同 國 同 郡 同 町 大 字 紫 字 柿 ノ 木

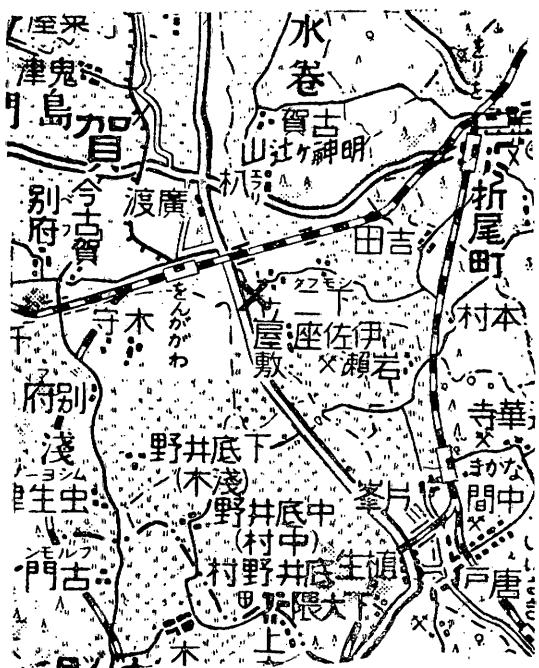
同 國 糠 屋 郡 大 川 村 大 字 江 辻

筑 後 國 三 井 郡 小 郡 村 大 字 大 板 井

其他數年前實見したものとして福岡市西新町村上義雄氏の邸地より他の彌生式土器と共に出土せる完全な長頸壺一個あり。又破片としては昨年初冬九州考古學會實地踏査會に際し隈本氏の糸島郡今宿村今山下遺蹟に於いて得られた一小片あり。又本年一月有光文學士の三瀬郡三瀬村大字高三瀬字塚崎東畑の遺物散列地に於いて見出された一小片あり。大正六年一月以來余は引續きて我が地方の彌生式遺蹟を調査し來つたが、今日迄に野外に於いて見た彌生式破片の總數は恐らく何十万といふ多數であらうが、そのうちに於いて見出した有紋彌生式は僅かに十二ヶ所十四點に過ぎず、他人の所有四點を引去ると僅かに十點彌生式系統遺蹟に極めて豊富なる福岡縣内のものとして寔に九牛一毛の感あつて、永く此の解釋に苦しみ來つたのである。

三 新發見の遠賀川遺蹟

此の遺蹟は九州考古學會々員名和羊一郎君が昨年夏新に發見されたものである。同君より昨年晚秋同會例會に於いて其の發表あるや、此の遺蹟の彌生式に意外に多數の有紋彌生式を見るが爲、大に會員一同の注意を喚起し、其の翌月實地踏査會を催したことあり。遺蹟は遠賀郡を貫流する遠賀川東側の砂洲にあつて、九州本線鐵道橋の上手三四町許、同郡水卷村大字立屋敷所在の八劍神社西南方の位置にある。要塞地帶内に屬し詳細なる地圖を得る能はず、寫真測量等も差控ゆべき事情あり。依つて茲には二十萬一地圖を引伸したるものと掲げ、×印を附して其の地點を



點地在所蹟遺× 【圖三第】

示すこととする遺蹟所在の地點は川中の砂洲のこととして兩岩の堤防よりは遙に低く、出水に際して甚だ容易に水を被るべき位置にあるも、附近の田圃と比較すると高さに於ては大差なく、昔日堤防の無かりし時代には部落が川中の洲又は其の岸邊にあつたらしく推察される。現今に於いても平水時の本流其の傍を流れ、其の岸の所々に遺物包含層の断面を示せる部分あり。

川中の砂洲のことゝて葭蘆雜草を以て被はるゝ部分多く、遺蹟の廣さを確知し難いが、土器破片の包含又は散列を見得べきは長さ四町許幅半町位の範圍にあり。此のうち遺物を最も多く出すは北端に近き最高の部分であつて、高さは平水時の面より一間半位と思はる。此の部分に新斷面を作くつて包含の状態を検すると、上に二尺許の厚さを有せる砂泥層があつて横縞を示し、出水時に生じた砂泥の堆積の如く思はれ、此の層内には特に遺物と稱すべきものを包含すること無く、其の下に土器破片を多く混せる層を示す。此の包含層は甚だ薄く、土器は殆んど一列に埋沒せりと稱して不可無き状態にありて、永き年月に亘りて遺物の堆積を發起したものとは思はれず、隨つて層位的關係を調査するの便宜を有せぬものである。平水時の岸に包含層断面を示せる

部分は以上のものよりも低く、包含層は平水時の水面又はそれより少くし高き部分にあり。以上の高所が砂地なりしとは異りて、此の部分は泥土の堆積より成り、包含層は地表下二尺乃至二尺五寸位の深さにあり。此の部分に於ても包含層は甚だ薄く、土器破片が點々一列を爲して泥土層内に埋没せるに過ぎぬ。斯くの如く平水時の岸に包含層が露出せるに依れば、遺蹟の一部が川水の爲に押し流されたるに相違無く、現に川砂には土器破片を交へたる部分あり。

此の遺蹟の土器は發見者名和君の外、戸畠高等女學校教諭田中幸夫君頻回捜査せられて同校藏品となれるも少なからず、其の他九州帝國大學法文學部考吉學研究室藏品としても多少あり。余も數回踏査して破片を採集した。器物には諸形のものあるも一々之れを茲に舉示せんは甚だ煩はしきに依り、圖版には前出の今津遺蹟の破片との對照として甕又は鉢類の口緣部と有紋土器片とを掲げて置いた。圖の傍に「ナ」とあるは名和君所藏トとあるは田中君採集の戸畠高等女學校藏品ホとあるは法文學部藏品、無印は余の採集品である。破片は尙多かるも大同小異のもの多く、二葉の圖版に示したものに依つて其の大概を察し能ふと思惟する。是等の土器片の性質は上文に今津遺蹟の土器片に對して記した處と全然同等であるから、彼の文を其の儘採用して特に記述せぬこととする。

圖版第一—1—5には今津出土の破片と同様なる甕及び鉢の口縁を掲げた。斷面が如意形の彎曲を示せることは彼の破片に於けると同様である。口縁には點々を有せるものと有せぬものとを見るが、點々あるものが甚だ多い。頸部に相當する位置に全然紋様を有せぬものもあるが、甚だ屢々一乃至三條の線帶を示す。此の類の破片は極めて多い。稀には6の如く線條四筋を有せるも

のあり、極めて稀には五條のものをも見出す。又7の如く線條を箋描きにせずして櫛様具を以て附したものもある。又櫛描紋様は他の紋様中にも少なからぬ。8は帶狀部を細竹様のものを以て突いて附紋したもの、9は帶狀部に單式羽狀紋を附したものである。10以下16は壺類の肩部粧飾の如く見ゆるものであるが、其のうち10は二條線帶の下に鋸齒紋を附したもの、11は鋸齒紋に細線を加へて複式鋸齒紋にしたものである。12 13 14は圖版第二と同様なる複式羽狀紋の稍不規則となつたものであらう。15 16は羽狀紋帶の下に半圓狀の重複孤線を並べたものである。17は鉢形器物の口縁の小口に斜十字列を附したもの、斯る施紋の見えて居るのは今迄の處これ一品である。

圖版第二は全べて複式羽狀紋の見える破片、斯る紋様を有する破片頗る多い。上の破片は大であつて、明に壺形器物の肩部に施紋されて居るを示す。

尚此の遺蹟より發見された他の遺物は打製石鏃三十個許、磨製石鏃二個、石庖丁七個、土製曲玉一個、鹿の歯と覺しきもの一個、鹿骨と覺しき骨片少許、鮫の歯二個である。黒耀石片及安山岩片は出土するもの稀ならず、他に磨製石鏃の材料と覺しき薄き石片の一面を平く磨いものか出土する。貝塚といふ程ではあらぬが貝殻も多少は發見し得る。少數乍ら磨製石鏃が出土することは有紋彌生式多數なる事實と共に注目に値する。

四 福岡地方に分布せる二系統の彌生式

新發見の遠賀川遺蹟は啻に福岡地方に分布せる彌生式に係る問題の解決上重要なのみならず、弘く本邦各地方に有在せる彌生式研究上にも至大の關係を有し、引いてはシベリヤから歐

羅巴をも愈更に推かねばならぬ廣洲な問題となるやうに思はれる問題の關係する處頗る多岐に亘り到底一期一夕には述べ難いが、それには先づ以て福岡地方に於ける分布に關する問題を適當に解決して置かねばならぬ。

福岡地方に存在する彌生式系統遺蹟頗る多數なるは十數年來余が考古學雑誌に寄稿した切れくの報告に依るも其の一端を推察し能ふと信するが、其の分布が如何に濃密なるやは一昨年舉行した太宰府附近の虱潰し的調査(考古學雑誌二十ノ六)に依つて愈々明瞭となつた、多い部分では十數町四方の狭い區域に二十九箇所も密集せる有様である。今余の知つて居る遺蹟だけを算へても何百ヶ所といふ多數であり、餘りに多きに過ぎて調査に持て餘す位である。而して是等の多數遺蹟から見出さるゝ彌生式を見ると、多くの研究者から「まらない彌生式」として興味を以て見られて居らぬ簡素單調の彌生式が大多數を占め、これに少數なる問題の彌生式を混ぜるに過ぎぬ。斯る少數なる異式土器の混入を如何に説明すべきやは彌生式問題を研究して以來絶えず心中に纏綿した疑問であつたが、遠賀川の遺蹟を踏査するに及んんで多年の疑團が一時に氷解するやうに感じた。

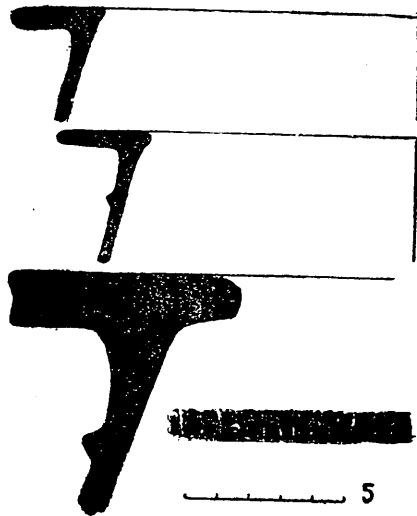
口縁に點々の刻み目を見る事稀ならず、頸部又は腹部に籠描きの線條を纏へるもの少なからず、中には有紋のものも無きに非らずして、其の頸部の形態が彎曲して外反りを呈せるもの多く、加ふるに其の素地の色澤及び硬度も普通の彌生式と相違せりとば之れ問題の彌生式が示せる主要の特徴である。斯る多くの異點を示せる彌生式を以て福岡地方に普通なる單調至極の彌生式と同一民族の作品とは推察し難く、之れを以て別系統のものと認定するを至當と信する。殊

に遠賀川遺蹟の如き殆んど此の異式の土器のみを出す遺蹟があるといふに於いては益々斯く考定せざるを得ぬ。斯る別系統彌生式の存在は已に今津の土器に對して永く懷抱し來れる疑問であつて、此の遺蹟から出土する土器の全部が異式であり、普通の彌生式を混入せざる點より、嚮きに修猷館中學教諭たりし池上年君と屢々此の事に就いて交話した處であつたが、何分今津の遺蹟は已に廢滅に近づき唯痕跡を残せるに過ぎずして、遺物を出すこと多からず、未だ以て確信を抱くに至らなんだ。然るに遠賀川遺蹟の土器が殆んど此の異式のもののみなるを知るに及んで、終に余は福岡地方出土の彌生式を少くとも二系統に小分するを妥當と信ずるに至つた。斯くの如く同一地方に二系統の土器が相並んで存在せりとせば、時には兩系統土器の混淆を招來する場合もあるべく、從來少數乍ら各所に於いて見られし異式土器の混入は畢竟斯る混淆に外ならずと認めても少しも不合理で無いやうに思はしめる。

惟ふに彌生式の使用せられし時代(最初期知らず稍進みたる時期)に於いては、已に一定程度分業の成立に依りて土器の如きも亦專業者の手に依つて製作さるゝを普通とし、決して各遺蹟住民の自給自足の爲のみに製作せられしものでは無かつたであらう。之れを他の實例の側から觀察すると、糸島郡今津と今山との兩所に玄武岩原料とせる大形磨製石斧の製造所があつて、同様の大形石斧を玄武岩の露出を見ぬ遠隔した他の部分の遺蹟に見出すことがある。專業的製品たる今津或は今山の石斧が交通に依つて遠隔地に運ばれたるを推知すべく、原產地不明なる黒耀石片が弘く各遺蹟に行き互れる事實の如きも亦斯る交通の實現を證明せりといはねばならぬ。往々見られし別系統彌生式の混入の如きも亦同様の事情に基づきたるものと解して不可無きや

うである。固より土器一々の原産地を詳にすべくもあらぬが、別系統彌生式遺蹟の顯著なるものとして遠賀川のものあり、今津の遺蹟又此の系統のものと思惟せしむるは、要するに其の原産地が單調式彌生式を出す遺蹟外にあることを告示するのである。

以上の卑見に基づき終に余は福岡地方の彌生式を少くとも二系統に小分するを可と信ずるに至つたから、次には此の兩系統彌生式相互間の相違に就いて説述しやう。之れ蓋し兩系彌生式の本源を探究する上に必要と思惟するからである。以下には行文省略の便宜上より我が地方に最も多く見らるゝ彌生式を第一系と呼び、遠賀川又は今津の土器其の他これと同類のものを第二系と稱することとする。比較を諸形の器物に就いて試みるは徒に煩雜を招くに過ぎぬから、茲には各遺蹟に於いて甚だ容易に採集し得る甕類に就いて比較を行ふことしやう。

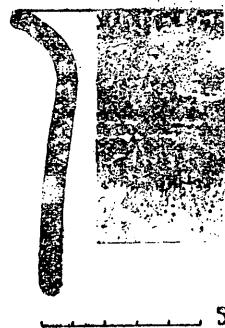


面断部頸口類甕系一第 【圖四第】

第一系に屬する大甕及び小形甕の大多數は第四圖に示せる如き形式の口頸部を有し、其の斷面略々鍔形を呈する。即ち口縁部幅廣くして水平若しくは之れに近く屈折して突出し、頸部肩部腹部の分界著明にあらぬ。口縁の下方なる頸部に相當する位置に、隆起せる帶を纏へるものと然らざるものとあり、斯る有帶のものは小形甕に在りては其の數無帶のものと略々相半ばし、大甕に在りては有帶のものを多しとする。

此の頸帶は鎬様の稜を示して、斷面三角のもの多けれども、斷面梯形なるものも少なからぬ。又此の頸帶は一條のものを多しとするが、屢々二條相接せるものを見出す。多數の大甕中頸部に帶を見すして、二、三の筆描き線條を有せるものを見ること無きにあらざるも、極めて稀、唯余は其の例二三を知つたに過ぎぬ。口縁内縁突出の状態は甚だ區々、口縁部が主として外方に向つて突出せるものより、外方に弱く内方に強く突出せるもの迄、其の間に諸程度の相違を見出す。多數の實物を通覽すると、口縁部の形狀及び厚さ、屈折の角度等に就いて多少の小異を認め能ふが、概形として断面鍔形を呈すとの一言を以て盡すを得やう。次に腹部を檢すると、小形甕は無帶なるを普通とするが、大甕は隆起帶を纏へるを通例とする。此の腹帶は一條のものもあれど、二條のもの最も多く、稀に三條のものを見る。腹帶には有稜にして断面三角形のものと表面平たく断面梯のものとあり、時に重複帶二條を纏へるものもあり。尙是等第一系の甕には口縁部の外縁又は帶の表面に細線列(第四圖)を見ることありて、第二系に多き點々と稍似たる趣を呈するも、個々の線條頗る纖弱なるを普通とする。底は平底のもの多く、時には多少の窪みを示せるものあり、器物の大さに比して甚だ小なるを普通とするが、稀には底面比較的大にして安定を保てるものも無きにあらぬ、底の形式は第二系に於いても大同小異なれば、此の部の形式により區別せんは不可能であらう。素地の色澤は概ね赤褐色にして、固より其の濃淡には小差を示すが、大體に於いて埴輪と略々同色と稱して可いであらう。有帶にして刷毛目を示せる破片の如きは埴輪圓筒と頗る類似する。尙甕の一部に黒斑を見ること稀にはあらぬ。素地の粗密、砂粒の含量硬度等に至つては諸程度の相違あつて概言し難いが、一般に第二系のものより稍脆弱なる傾向ありて、時には磨滅の處ある爲

洗滌を控えしむるものも無きにあらぬ。多くの破片を採集すると形式の上に尙多少の相違を認め能ふが、色澤埴輪と同等のものは第一系に算入すべきものである。



面断部頸口類甕系二第【圖五第】

第二系彌生式に属する大甕及び小形甕の概形は上出の附圖に依つても識知し得べく、特に陳述するの必要も無いが、前者との比較の爲一言すると、此の系統の甕の口頸部断面は外反りを呈して如意形なることが普通である。大甕に在りては保全の爲其の口縁部を特に厚く作くれるを通例とする、往々其の頸部に、尙大甕に在りては普通に其の腹部にも、笠状具を以て横引したる線條を纏へり。小形甕には口縁部素紋のものあるも、口縁部外縁に點々を有せるもの多く、大甕にありては毎常斯る點々を存し、時には内縁にも點々を示せるものあり。素地の色澤は素焼としては栗色を帶びたるもの最も多く、土器としては質稍硬固、吸水性弱くして第一系のものより寧ろ繩紋土器に近し。

五 兩系統彌生式の古さ

同一地方に二系統の彌生式が並存せりとせば、其の孰れが古かるべきやに就いて一考せねばならぬ。福岡地方に於ける第一系彌生式の分布頗る廣汎且つ濃密なるに依れば、此の地方彌生式

の基調を爲せるものは第一系と認むべく、已に久しき以前より此の系統土器の使用者が此の地方に著しく繁延したりしを推察し能ふ。此の點より観察すれば、第一系を以て古き形式と認定して不可無きやうは思惟せしむるが、一たび北海道及び臺灣に於ける現在の人口比例に想到する時は分布の廣汎濃密は未だ以て時代の古きを證するに足らざるを發見する。故に先づ兩系彌生式それぐに係る事情を研究して、而して後に其の古さを決せねばならぬ。

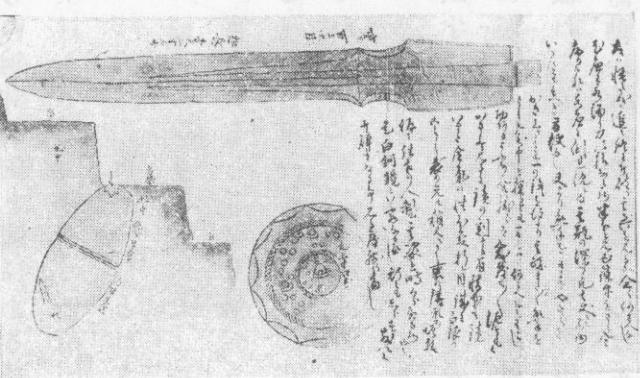
第一系彌生式の遺蹟から甚だ屢々石器を出すに依れば、石器使用時代と關係あるは明瞭であるが、從前の如く簡単に石器時代遺物とは認定し難い。其の後の金石併用時代のこととも念慮せねならぬ。金石併用時代以前の真正の石器時代の遺蹟及び遺物に係る問題は實は日本考古學界に於ける全然未開拓の分野であり、余は此の真正の石器時代遺蹟及び遺物を如何にして爾後の金石併用時代のものと鑑別せんか多年工風を凝らして居るが、未だ以てこれを解決し能はぬ現状である。石器を出すが金屬器を出さぬ遺蹟は極めて多いが、それを以て直ちに石器時代遺蹟とは認定し難い。如何となれば、それ等大多數の遺蹟から齋翁即ち須恵器が伴出するからである。須恵器は古墳から極めて多く見出され、青鼠色の硬き焼物であるが、これが何時代の頃から日本に這入つたやを調査すると、これが甚だしく古い遺物とは思ひ難い事情を發見する。此の事は長なくなるから詳言せぬが、須恵器を伴ふ彌生式遺蹟は大分後世にも關係して居ると見ねばならぬ。大正六年に余が福岡地方の調査に依つて石器時代と金屬器時代との中間に金石併用時代とも稱すべき過渡期があることを指摘し、我が地方の彌生式遺蹟が此の過渡時代に關係あるを唱導して以來、日本各地の彌生式遺蹟を以て直ちに金石併用時代のものと認定して居らゝ人が多い

やうであるが、これが大なる誤謬であるべきは明瞭である。斯くの如しとすると、古墳時代の人民住居址が無いことになつて極めて不合理の結果を來たすのである。此の事は近年に至つて余が言ひ出した事で、彌生式遺跡の時代研究は上方にも下方にも今後の研鑽を經べき未解決の分野が極めて多く残されて居るのである。

學界の現状を以てしては吾人が到底入り込み難き眞正の石器時代を除外し、下つて銅鉢銅劍の時代に就いて調査すると、此の時代に已に第一系彌生式が使用されて居たのは疑ふべくもあらぬ。銅鉢銅劍と關係ある最古式の前漢式鏡を出したものとして、文政五年糸島郡(當時怡土郡)怡土村大字三雲發掘の甕棺の如何を訊すと、青柳種信氏の記述として次の二節あるを注意する。

大甕二口その口と口とを合せて横臥しめて有。(中略)やがて掘上て見れば、甕徑二尺許、深三尺餘、二つとも同じ程なり。甕の腹に帶二筋ありて、繩を繫べき構と見えたり。(下略)

青柳氏をして「繩を繫べき構」と思はしめた甕腹の帶二筋が第二系大甕に見ゆる箇描きならざるは確實、第一系の大甕に甚だ多く見ゆる隆起帶なるは疑ふべくもあらぬ。随つて此の甕より出てたる日本中で最古式の前漢式鏡と相距る遠からざる時代には已に第一系彌生式が使用されつゝありと見えはならぬ。次期の遺物と關係ある甕棺として明治三十二年筑紫郡春日村大字須玖宇岡本發掘の實物を搜索すると、考古學雜誌十二ノ十及び十七ノ八に報した如く、正に第一系に屬せるを知る、安政四年筑紫郡二日市町字峰に於いて銅劍及び星雲鏡を出せる甕棺は底部の破口より見たものとして帶の有無不明であるが、發掘の事を記した第六圖の鉢之記(二日市町鹿島勵氏藏)に見ゆるものは正に第一系に符合する。是等に依つて銅鉢銅劍と同時代に第一系彌生



【圖六第】記之大鉢の甕

式が使用されつゝありしは明瞭と信する。其他先年甕棺よりクリス形鐵劍を出せしことある朝倉郡夜須村大字平塚字栗山出土の貝輪を入れたる甕棺は又第一系なり。既知の銅鉢銅劍發見地に埋没せし甕棺にして第一系に屬せるものは尙他にも多くの實例を舉示し能ふ。大甕以外の窯器にして第一系所屬のものは其の數夥しく、一々枚舉に遑あらぬ。第一系彌生式が銅鉢銅劍と同時代に存在せしは確實といふべく併かも大甕の如き巨大なる容器を製作する技術が一朝一夕に發達すべくもあらぬ事を思ひ來ると、これを分布の廣汎にして濃密なる事實と對照して、古きに溯れば恐らく石器時代に入るならんと想像したりとも、これを以て不合理とは稱し難いであらう。

然らば第二系彌生式の古さは如何であらう。此の系統所屬の遺蹟として今津のものが石斧製造所であり、又遠賀川のものより石鏃石庖丁を出すに依れば、これ又石器使用時代と關係あるは明白、隨つて古きに溯れば又真正の石器時代に入るやも保し難い。譬へ石器時代ならずとするも、少くとも金石併用時代には考定せねばならぬ。併かも此の系統の大甕にもこれが銅鉢銅劍と同時代に存在したりし證據あり。大正五年筑紫郡那珂村大字板付字北崎發見の銅鉢銅劍七口は其の孰れか孰れの甕より出しやは不明に歸したが、當時彼の地點に散在せる大甕の破片を點検せ

しに、第一系大甕破片に混じて存在せる或る一個の破片には、内面に舊の儘固着せる土塊の存せるものありて、其の塊内に未と共に銅鑄を交へ、鉢劍の或るもののが此の甕内にありしを示せるのである。然るに、此の破片が正に第二系(考古學雜誌七ノ七に屬するものなりしに依れば、第二系彌生式も亦已に銅鉢銅劍と同時代に存せしを信ぜざるを得ぬ。第二系甕棺より銅鉢銅劍を出せし實例唯一例に過ぎざるも、實例に之しき時代の如何と關係無きが如く、第一系甕棺の實數夥しきに比して、第二系甕棺比較的少數なる事が關係せるやうに見ゆる。而して此の甕が又巨大なるものなりしに依れば、斯る大容器の製作容易ならざるべく、此の系統彌生式も其の由來する處古きを察せねばならぬ。

以上の如くにして第一系も第二系も相距る遠からざる時代の遺物の如く見え來つたが、斯くの如き二系統に區分するを妥當とする程相違した器物が大古より兩々相並んで存在したとは到底考へ難い。其の孰れか古からねばならぬ。茲に至つて其の分布狀態を檢すると、兩系の間には著しき相違あるを認知する。遠賀方面は要塞地帶の故を以て地圖を得る能はず、實地に臨まぬ限り地形全く不明にして搜索に不便を感じること極めて多大、再三失敗を繰返して検査を斷念した地域であるから、余に取つて分布關係全く不明であるが、室木線鐵道布設の際に發見された古月貝塚又遠賀川のものと同系統であつたとの事であり、彼の方面に二ヶ所同系統遺蹟あることが知れ來つた。其の他有紋彌生式少許を出した遺蹟が彼の方面にあることが最近に知れ來つたが、其の遺蹟を以て第二系と認むべきや否やは尙調査を經ねばならぬ。少許の混入は博多灣方面にも所々見られて居るのである。遠賀方面に居住せらるゝ熱心なる考古學者少なからぬに拘は

らず其の發見多からぬことにより推察すれば、其の個所少なきやうに考察される。後日何れは新發見に接する機會あらんと信ずるが、これが博多灣方面に於ける第一系遺蹟の如き夥しきものとは到底推察し難い。これを糸島方面に於ける今津遺蹟と對照すると、大體に於いて似たるを覺ゆるのであつて、第一系遺蹟の廣汎且つ濃密なる分布圏の周邊に偏在して少數なる第二系遺蹟を存し、其の第二系遺蹟の生産物が多少第一系遺蹟に混入せりといふが如き状を呈するのである。此の状態を更に他の言辭を以て表現すると昔日福岡地方には先着者として第一系彌生式使用民族の著明なる繁延ありて、某時其の占居地域の一端に更に第二系彌生式使用民族の渡來を見、双方の融和に依りて後入者たる第二系民族の生産物が多少第一系民族にも供給せらりたりといふが如き情況を呈するのである。福岡地方の彌生式を二系統に小分するを妥當と認め、少數なる第二系彌生式の混入並に兩系遺蹟の分布状態を念頭に措きて考察すると、余自身はこれ以上説明を見出す能はずして、往古福岡地方には如上の時代を異にし且つ器物を異にした民族の渡來を見たのであらうと推察しやうと思ふ。此の考察の下に余は第一系を以て古しとし、第二系を以て其の後のものと認定せんと欲するが、少くとも兩系のものが銅鉢銅劍と同時代に並存したのは確實であり、斯く同時代に並存したとしたならば、時に兩系遺物の混淆も發起することあるべく、十餘年の永きに亘つて余を苦め來つた少數なる異式土器即ち第二系の混入に係る疑問も、上述の如く分業と交通とを考へることに依つて甚だ平易に説明さるゝ問題となり了るであらう。

學者或は第二系の如き特殊の遺物を出す古代遺蹟が遠賀と糸島とに遠く離れて點在し、其の

中間に強盛なる第一系の分布圏が介在せるを見て、第二系を後次の渡來民族の遺物として解し難いとせらるゝやも保し難い。故に此の點に關して余の腹案を吐露して置かう。兩系統彌生式を比較すると、第二系は其の色澤に多少黒味を帶びて居るが質稍硬固、吸水性弱くして、土器としては明かに第一系を凌駕し、第一系の如き破損し易き窯器ならざりしは明瞭である。故に優良窯器製造者の渡來を遠賀方面に見たりしに際し、其の一部を糸島に移して第一系使用者が自族所用の器物を焼成せしめて之を使用したと考へても可いであらう。或は又第二系民族の渡來が實際には彼等の自發的行動に出でたるに非らずして、第一系民族が優良窯器を製作せしめん爲に他地より連れ來りて、これを遠賀と糸島とに居らしめたと解しても可いであらう。以上は固より單なる腹案であり、更に他の遺物に就いて其の當否を研究せねばならぬが、全て斯る方面より眺めるならば、第二系遺蹟が遠賀と糸島とに分れて存在する如き特に問題となすに足らぬを發見するであらう。

尙兩系統彌生式の古さに就いて其の相對的關係を研究するの一助たるべく思惟せしむるは、往々第一系彌生式に見るを得べき口縁及び帶に於ける細線の附加(第四圖)である。斯る紋樣的加工を第二系彌生式に甚だ多き點々の刻み目と對照すると、其の趣頗る相類して双方の間に關係無きに非らざるを覺えしめる。異系統土器が同一地方に並存せし場合に、模倣的關係を生せるの實例少なからざるを思ひて、上述兩系のうち其の孰れが孰れに影響を與へたやを究めんとし、兩系統彌生式を對照すると、第二系彌生式には器縁其の他帶に點々を有せるもの甚だ多く、器物の表面にも紋樣を有せるもの少からざるは遠賀川の遺物が明示する處である。之れに由りて觀れ

ば、第二系民族が元來施紋を好める習性を有せるは確實といはねばならぬ。之れに反して第一系彌生式に在りては、比較的稀に口縁及び帶に貧弱なる紋様的加工を示せるものありとするも、其の大多數は全然無紋のものである。併かも斯る無紋彌生式の濃密なる分布圈内に於いて有紋彌生式を見る事僅少なるは、十餘年の永きに亘れる調査に際して余自身採集したもの僅々十點に過ぎざるに照して明かならん。加ふるに此の僅少なる有紋彌生式は土質よりすれば第一系所屬のものでは無くして、第二系所屬の破片と認むべきものである。我が地方の無紋彌生式が有紋彌生式の退化に依りて發生したのであらぬは明瞭といはねばならぬ。惟ふに第一系彌生式に往々出現する口縁及び帶の細線は第二系彌生式との接觸の影響を受け、元來無紋なりし第一系が第二系に近づきたるもの、謂はゞ模倣最初期の遺物と認めて不可無きものであらう。而して斯る摸倣的遺物少數にして其の原始形とも看做すべき無紋彌生式の分布頗る廣汎且つ濃密なるに依れば、兩系統民族間に交渉を發起する以前に於いて已に業に第一系民族が著しく繁延し居たりしを推定し得べく、隨つて第一系彌生式を以て第二系に先だつものと認定せねばならぬ。

曩に木宰府附近の遺蹟調査に關聯して、考古學雑誌二十ノ十一に於いて余は古式彌生式の性態を推究し、簡素單調のものを以て古式と認定すべしと陳述したことがあつた。其の當時に於いては未だ以て第二系の存在を認識するに至らなんだ爲、簡単に僅少の有紋彌生式を以て大勢を支配するに足らぬものとして論を進めたが、此の點に就いて不備を感じるに至つたから、更に我が地方に分布せる既知彌生式の全部を念頭に措き、茲に再たび簡素單調の彌生式が古式なるべき唱導しやうと思ふ。

從來の考説とは正反對に、簡素單調の彌生式が古式なるべきは近年に及んで余の懷抱するに至つた確信であるが、之れを福岡地方の第一系彌生式に屢々發見する丹塗器物と對比すると、又大體に於いてよく照應する處あるを知る。關東方面に分布せる彌生式には或る區劃に限りて鐵丹を塗布したるもの少なからずして、曾つて愛知縣廳に於いて拜見した尾張國熱田高倉貝塚の彌生式にも斯るものを見た記憶を有する。他にも此の類多かるべく、色彩を紋様の構成に應用したと稱して可いであらう。然るに福岡地方の第一系彌生式に存せる丹塗(第二系には極めて稀)、田中君採集の破片中一點余の手許に一點あるに過ぎぬ)は全て所謂「べた塗」であり、色彩を紋様の構成に應用したるの傾向皆無といはねばならぬ。丹塗が全て「べた塗」なるを第一系の大多數が無紋なる事實と對照すると、福岡地方彌生式の基調を爲せる第一系使用者は元來紋様に對して無關心の民族なりしを推定し得べく、第二系に點々及び線條を初めとして他の紋様を有せるもの多き事實に對照し來ると、其の民族性の上に著しき相違の現はれたるを感じざるを得ぬ。第一系彌生式の極めて濃密なる分布圈内に於いて、第二系所屬の有紋彌生式を發見すること頗る僅少なる事實の如きは、此の民族の習性と大なる關係を有せるものゝ如く思はしめる。惟ふに窯器に於ける紋様の有無の如きは元來彼等の意に介する處で無かつたのであらう。併かも一方には少數乍ら第一系中に貧弱なる細線を附したものを見出すのであつて、有紋彌生式使用者との間に交渉を發起するに及んで衝動を受け、彼等の或る者が愈々摸倣を開始したのを推察し得やう。然るに拘はらず大多數の第一系彌生式が無紋なる事よりすれば、彼等の紋様に對する無關心は尙永く持續したりし事信すべきが如く、來福の考古學者をして甚だ屢々「まらない彌生式」な

る歎聲を發せしむる所以實に茲にありといはねばならぬ。

六 石斧製作法に現はれたる民族性の相違

昨年春期に行はれた鐵道工事に際して糸島郡今宿村今山下から多數の土器と共に諸工程の未完成石斧が出土し、此の遺蹟住民の石斧製作法を究知せしめたことは前年度の調査報告に掲げて置いたが最近二系統彌生式遺蹟の存在を注意するに及んで、此の今山石斧と前に見出した今津石斧とを對照し、双方の間に現はれた相違を以て個人的相違と認むべくものでは無く、寧ろ民族性の相違と解すべきを悟つたから、上文の土器問題と關聯して、土器以外の遺物たる石斧の製作法の上にも土器の相違と一致した點あるを指摘して、兩系統彌生式存在説を援助せしめることゝしやう。

今津の遺蹟は上文に説述したやうに主として第二系彌生式を出す遺蹟であるから、此の遺籠から出土した未完成石斧は第二系彌生式民族の石斧製作法研究資料として取扱はねばならぬ。然るに今山下から余が多く採集し來つた土器は大多數第一系彌生式であつて、第二系彌生式たる事確實なる口縁部破片は唯一片混入して居たに過ぎぬ。其の他土質から見て第二系と認むべき底部破片一個と部分不明の小片二三あり、尙隈本氏が此の遺蹟から有紋彌生式の一小片を見出されたことは既に前に述べて置いた。要するに此の今山下の遺蹟は他にも往々實例を見たやうな第一系遺蹟であり乍ら極めて僅少の第二系遺物の混入を示せるものである。故に此の遺蹟から出土した未完成石斧は第一系彌生式民族の石斧製作法研究資料として觀察せねばならぬ。

以上兩遺蹟の未完成石斧を通覽すると、原料粗割、打裂、敲打、琢磨の四段工程を経て完成するこ

とは同様であり、刃端部のみには敲打を加へずして直ちに琢磨に懸ること亦同等である。是等の作業の進行に關しては別に相違を見出さぬが、一たび製作半途の實物を對照すると、其の作風の上には双方の間に争ひ難き相違が現はれたるを認知する。圖版第三及第四は此の關係を示さんとして五個のものを撮影したのであるが、斯る相違は決してこれのみに現はれたるにはあらず、作業の進行同程度のものは全べて同様の相違を示せるのである。而して斯る相違が工程の奈邊は現はれたるやといふと最も著しきは打製作業の上に存せるを知る。圖版第三1は今津採集品にして已に打裂を終り少しく敲打を始めたる時期のもの、圖の右側に見ゆる「ぶつ」が即ち敲き目である。多少の敲き目を存せるのみ全體の性質は未だ裂製物といふべきに拘はらず、其の形態は著しく整頓して殆んど磨製石斧と大差無き形に迄作り出され、裂製物として其の兩側縁が未だ刃状を爲して居る點に就いて相違するに過ぎぬ。同圖版2は同じく今津採集品にして已に敲打を終り將に琢磨に懸らんとする時期のもの、これを前者と對照すると、殊に刃端部の打裂が如何に用意周到丁寧慎重に行はれたやを推察するに餘がある。斯る丁寧なる作風是れ今津石斧に通じ時期のて識るを得た要點である。圖版第四3は已に打裂を終り將に敲打に懸らんとするもの、4は敲打著しく進行したれども未だ背部に不正の突出部を残せる時期のもの、5は已に敲打を終り將に琢磨に懸らんとする時期のもの、三者孰れも今山下採集品である。3を前の1と對比すると、打裂に依つて生した缺き目は著しく粗大、磨製石斧未成品といはんよりは、寧ろ大に打製石斧の風貌を帶びたりと評して不可無きものである。人或は此の物を指して未だ打裂を終らざる時期のもの、更に打裂を加へられて1の如く作爲さるべきものと云はるゝやも保し難いが、

此の所説は決して正當と稱する能はぬ、如何となれば斯くの如き粗大なる缺き目は4及び5のものゝ刃端部にも存するからである。作業の進行より觀察して、敲打の後再び打裂を繰返さるべき道理無きを思へば、今山工人の作風が今津工人に比して著しく粗略であつたは一目瞭然といはねばならぬ。斯る粗略なる作風是れ今山石斧に通じて知るを得た要點である。尙仔細に檢すると、寫眞の上にも現はれたる如く、双方の敲き目にも相違があり、敲打法殊に敲具の上にも相違があつたらしく思惟せしむるが、其の方法が如何に相違せるやは未だ十分に判明せぬ。

双方を對照し來ると、大體の作業進行は同等としても、其の作風の上には争ひ難き相違現はれたるを看取し能ふ。而して如上の相違が今津に於いては今津流、今山に於いては今山流といふが如く、兩所の遺物それぐに通じて現はれ、決して混同すること無かりしよりすれば、之れを以て工人の個人的相違とは認め難い。如上の作風の相違は要するに流儀の相違に職由せりと解すべく、これを兩遺蹟出土の土器の系統如何と對照すると、昔日兩遺蹟に於いて石斧製作に從事したる工人の民族性の相違に關係ありと考定せねばならぬ。

事已に民族性に關係ありといふに於いては、同趣の傾向か又他の遺物の上にも現はれ来るべきは必然である。仍つて更に古代遺物として重要な土器に就いて觀察すると、大體に於いて好く一致したる點を發見する。固より多種多様の用途を有する窯器の事なれば、全ての器物を通して如上の相違が出現せりといふには非らざるも、各系統所屬民族の氣風性向を無意識に現はし來るべき簡単なる日用的器物例へば甕の如きものを取りて比較すると、大體に於て好く照應する處あるを知る。彼の第二系彌生式の甕の斷面に普通に見るを得べき如意形變曲は、是れ今日

の美術家が美的要素として頗る尊重せらるゝS字状變曲に外ならぬ。加ふるに此の系統の甕には簡単乍ら粧飾として口縁及び帶に點々を、又頸部及び腹部に線條を施されたるもの少なからず、他に此の系統の器物には意匠を凝した紋様を附加せられたるものさへありて、古代の器物としては此の系統の窯器に意外に多くの美的要素が盛られたりといはざるを得ぬ。これを今津石斧に於いて未だ打裂期にある製作初期の作品なるにも拘はらず、其の形態が已に整然として磨製石斧と大差無き形を作り出されたる用意周到の作風と對照すると、全然別途の器物乍ら其の間には自づから相通せる處あるを感ぜざるを得ぬ。然らば第一系の甕は如何であらう。其の斷面は鍬形の屈折を示して頗る生剛、美的見地よりすれば、正に落第品たるは美術家の鑑査を俟たずして已に明瞭である。此の系統の甕に多き頸部及び腹部の隆起帶の如き一程度粧飾たるが如き觀を呈せざるにはあらざるも、是れ元來器物の脆弱なるより之れを保全せんが爲の工風に出發したものである。此の系統の甕の口縁及び帶に比較的稀に紋様らしきものとして貧弱なる細線を見ることありとしても、上述の如く是れ實は第二系の點々の摸倣と解すべきものである。第二系甕の一程度鑑賞的技巧的なるに對して、第一系甕の甚だしく實用的單純的なるは一目瞭然である。之れを今山石斧の示せる必要以上の技巧を無視した如き作風と對照すると、全く相違した器物乍ら其の趣に於いてはよく一致した處あると思はねばならぬ。

已に土器のみを比較しても、余の所謂第一系と第二系との間には著しき相違あつて、到底之れを以て同一系統所屬民族の作品とは解し難いのである。況んや他の遺物として石斧の製作法を對照し来る、ど其の間に又一定の相違を現はし、併かも其の相違が土器に於けるとよく一致した

點あるを覚えしめるに於いてをやである。福岡地方の彌生式に二系統の相違あることは余の確信して疑はざる處である。

尙以上の石斧製作法の比較に關して興味を感じしめるは、上述の相違が打製作業に現はれ來ることである。即ち作業が更に進行して敲打より琢磨を經て石斧が愈々完成したならば、完成品よりは最早相違を指摘し難かるべき初期工程に出現し來ることである。打裂の後敲打及び琢磨の二段工程を經るを必要とするといふに於いては、今津石斧の示した如き用意周到の打裂を必ずしも行はずとも等しく目的を達し得る如く推察せしめる。固より打裂にして巧妙に行はれたならば、爾後の作業に好都合なるは必然と信するが、打裂の後敲打及び琢磨を要するを常法とした石斧製作法として觀察すると今津工人の態度は巧妙ではあるが少しく技巧に失して、必要以上の徒勞を敢てした如く感ぜざるを得ぬ。余は寧ろ今山工人の粗略にして同等の目的を達した作風を以て合理的と信ずるのであつて、此の工人の屬せる第一系彌生式民族が紋様环に無關心なりし事實と對照し來つて、此の第一系民族が大局に通じて末節に拘泥せざりし氣風を帶びたる如く考察する。

我が日本の古代文化の發達を調査し來ると、日韓日支の交通の影響として福岡地方を中心には勃興し來つた金石併用時代の劍鏡玉文化の延長が要するに後に畿内を中心の大成した古墳時代文化に外ならぬのであり、其の文化中心の移動が古傳説に現はれて居る神武天皇の東征である。斯る重大關係を有する金石併用時代文化開拓者が何れの民族であつたやを訊すと、此の時代の鉢劍鏡及び玉は孰れも第一系遺蹟より發見されて居り、第一系彌生式民族が文化開拓者であ

つたのは疑を容れぬ。唯一例筑紫郡那珂村板付に於いて第二系大甕から銅鉢銅劍が發見されて居るにしても、之れは偶々鉢劍を入れて居た大甕が第二系であつたといふに過ぎぬのであつて、板付の遺蹟迄が第二系であつたといふにはあらぬ。第一系民族が我が古代文の開拓者でありしを知り、今山の遺蹟が第一系所屬のものなりしを念頭に描いて、此の遺蹟出土の未完成石斧に對する時は、恰も大人物の幼時の拂に接するの思ひあり實に感慨無量といはねばならぬ。

七 結 言

今日迄我々は彌生式土器を一系統の遺物と認め來つたが爲に、古代遺物の研究上は未解決の分野を多く残し來つた。何んぞ圖らん此の土器は源流に溯ると少くとも二系統に分れて居たのである。此の新見地より觀察すると、未解決の問題にして忽ち解決し得べきものが多々ある。又從來注意に上らなんだ個條に大に注目すべきものも少なからぬ。彌生式土器は要するに我が日本民族の發達を物語る極めて重要な遺物であり、從來此の土器に接して多くの啓示を感じ來つたが、所謂福岡地方の「つまらない彌生式」實は大に「つまる彌生式」であることは恐らく他地方諸君の意外に感ぜらるゝ處であらう。

朝倉郡「砥上山觀音塚古墳」の調査

第一圖

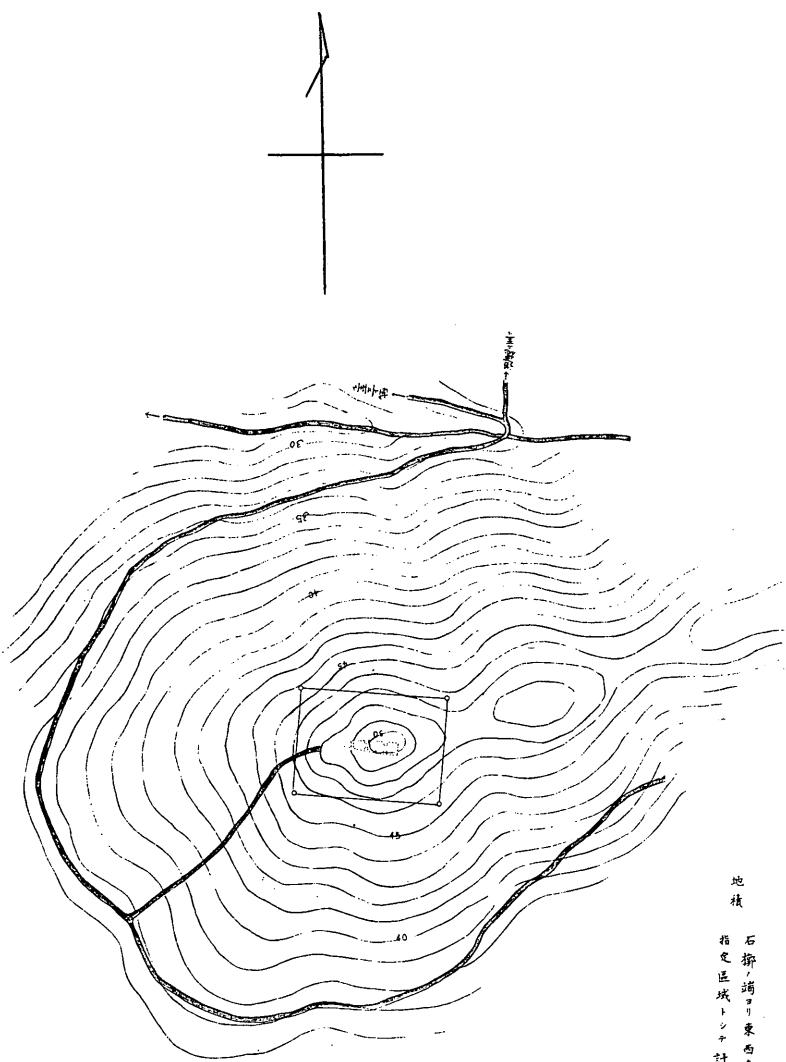
福岡縣朝倉郡夜須村砥上

觀音塚古墳實測圖 縮尺六百分之一

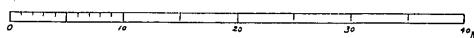


地積
石塚 / 調査東西南北共二四間
指定區域トシテ計百十八坪四

地形線
一間毎ニ示ス



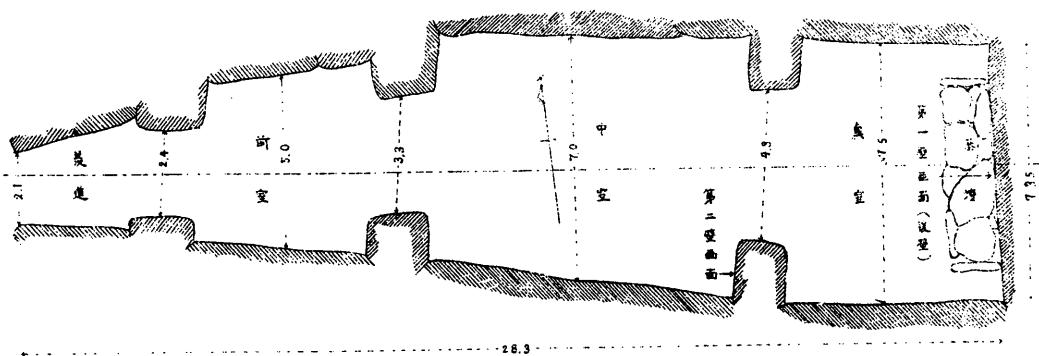
六百今之一之間



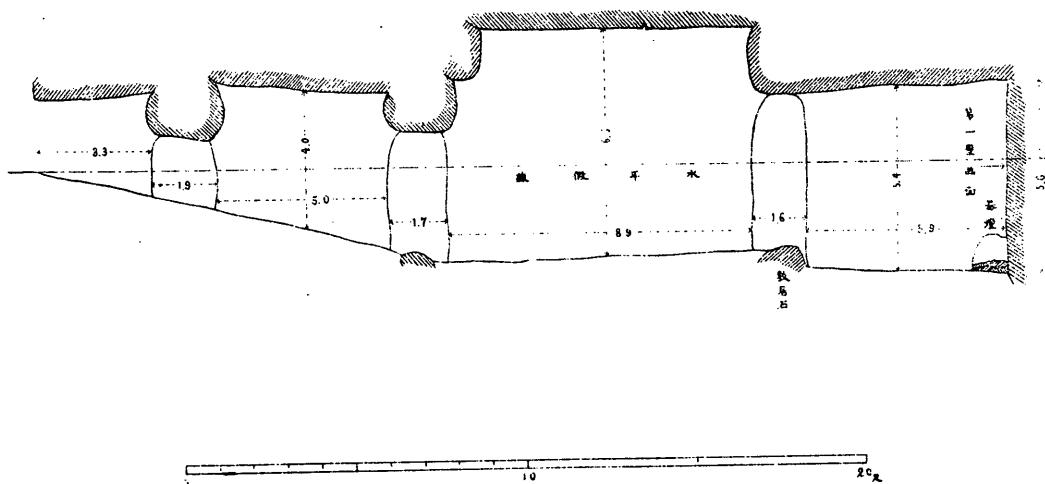
圖二第

夜須村上磁岳觀音塔古墳

第一平面圖

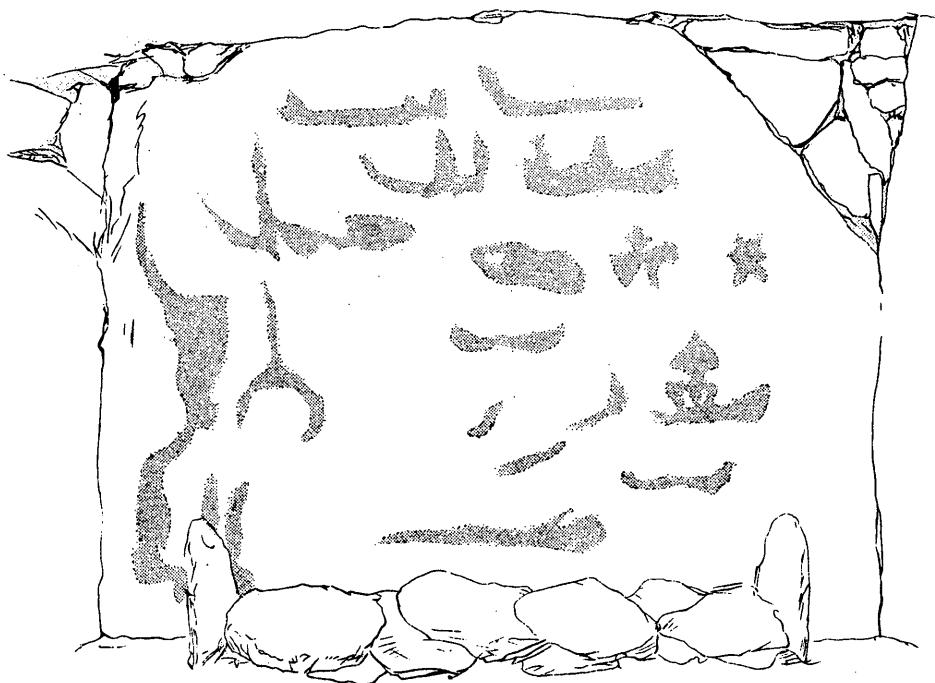


第二斷面圖

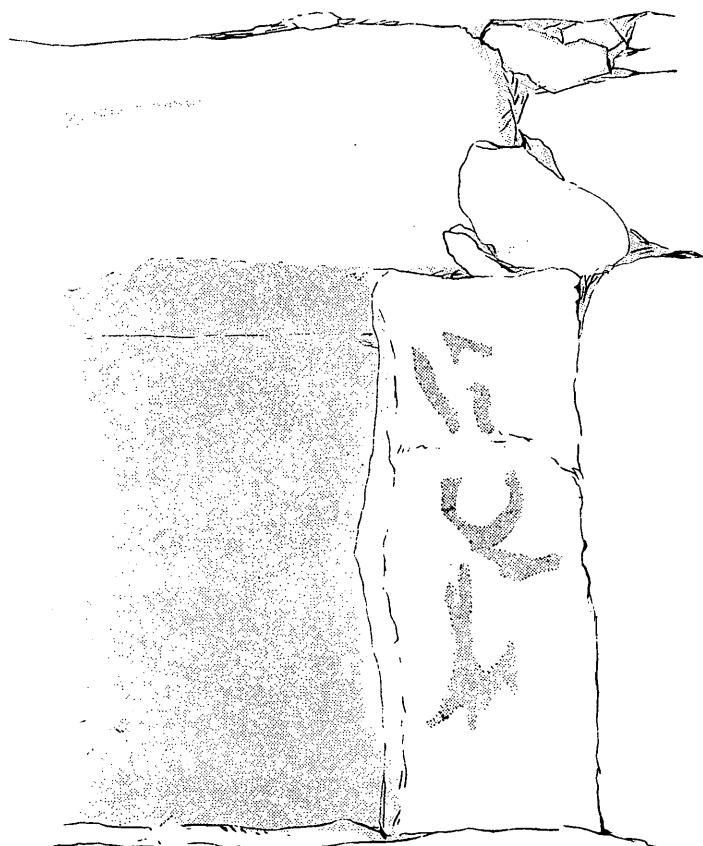


音觀塚壁畫見取圖

第三面



第一壁画面（玄室奥壁）



第二壁画面（奥室入口右隔石前面）

朝倉郡「砥上山觀音塚古墳」の調査

調査委員 玉 泉 大 梁

砥上岳山中の觀音塚は既に江戸時代末期の篇纂になる地方誌に紹介せられ、古來この地方の有名な古墳であつた事を知る。即ち青柳種信の『筑前續風土記拾遺』には

觀音塚

砥石場の上山中に有石窟也、入り二丈八尺、都て此邊に石窟多くあり。

と載せ、同じく『筑前續風土記附錄』(加藤一純・鷹取集成篇)にも

觀音塚。石窟入口方二尺西に向へり、奥に入る事五間斗り、内の廣き所二間半有窟中の石面に觀音の梵字あり。云々

と記してゐる。

右の如く江戸時代末には既に口を開いてゐたものであるから、副葬品等に就いては一も傳ふる所がない。しかし當古墳は石槨壁面に朱色の顔料を以て形象を描ける考古學上所謂裝飾古墳にして、現在この種の古墳は筑前に於ては未だ他に例なく、裝飾古墳分布の一端をなせるにより、貴重なる資料として注意せらるべき古墳である。

一位 置

同古墳は朝倉郡夜須村大字砥上字浦ノ谷に屬し、同墳を又里人觀音塚と呼んでゐる。朝倉郡北部に聳ゆる砥上岳(標高四九六・五メートル)の中腹にあたり、山中の一峯頂に封土を盛つて作れる古墳である。海拔約百五十メートルの高度にあり、この地方古墳中稀なる高燥の地に位する。山麓なる砥上部落より林間の急峻なる小徑をたどりて達する事を得る。墳丘に立てば眼界頗る開け、肥筑の野を一眺に收め、南遙に雲仙の嶺を望む事が出来る。攀登困難なるこの山中に永眠の地を求めたのも、かかる絶好な眺望が原因をなした事と思はれる。猶砥上岳山腹並びに山崖地方一帯に多くの石槨式古墳存すといふ。附近約方四町許りの間に四五十基もあるべしと云も、既に八割は口を開き副葬品今に及んで一も明かなるものなしと。この古墳群中觀音塚は最も高峻の位置にあり、而も最も壯大なる構造といはれてゐる。

二 外 形

墳丘を見るに、徑約四十尺、高さ十二尺の圓墳のやうである。比較的よく封度の舊態を保つてゐるが、元來山中の一峯頂にあれば封土と峯の界が明かでない。只圓墳の東西兩部に僅かの平地を存する。西方の平垣部は横口式石槨の羨門前庭で、東方は一段低く尾根をなして砥上岳の頂に連る。而してこの部圓墳の東に接して一段隆起せる地は、圓墳に對して前方部をなすが如き觀がある。爲に一見當古墳が前方後圓墳の如く思はるゝも、至細に觀察すれば東部が後圓部に對して低きに過ぎ、兩部のくびれ甚だしく迫れるにより、やはり觀音塚は圓墳にして、前方部と見ゆる所は獨立の一丘と見做すが妥當であらう。

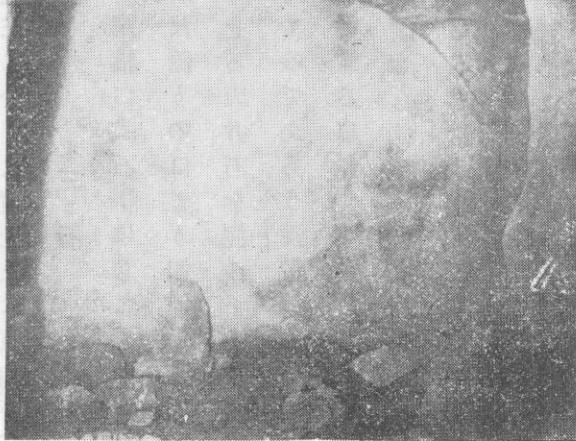
現在に於ては墳丘上に埴輪、葺石の如きものは認められない。

三 石 槻

所謂横口式石槻にして、羨門はほとんど真西に向つて開口する。羨道内には土砂流入して、僅に方二尺餘りの口より匍匐して漸く槻内に入られる。羨道は比較的狭く一人を通ずる位で其長さ現存せる天井石を測つて、約三尺二寸、尙前方は天井石を缺いでゐるが元來今少しく羨道は長かつたものであらう。羨道は玄室に通じ、玄室は三室に分たれてゐる、是を入口より見て前室中室奥室と稱する事にする。羨道及び玄室の三室相互の間は敷居石並に左石より挺出する隔石によりて區劃せられる。何れも花崗岩の巨石を以て組立てられてゐる。此の種の花崗岩は當砥上岳に存する事なれば遠くより運んだ物ではないにしても、山中の運搬は困難な作業であつた事は想像に難くない。玄室の三室なるは當地方に極めて稀なる例で、當古墳にあつては奥室は中室より廣さはやゝ小にして高さも却つて低く普通大人の立つて頭の觸るゝ低度である。玄室の各室底部に礎石存すれば、元來室内の下底は石を並べ敷いたものと思はれる。奥室にはやゝ大なる板石散在してゐたが、これは調査に際し案内の勞をとられた砥上區古老の言によれば、約二十年前迄は整然と奥壁に副つて積まれてあつたといふ。その形狀は壇床をなし左右兩端には板石を立てゝゐた事はこれ等の人々に依頼して原位置に復した所を圖示する通りである。此の壇はその位置を見ると後世の作爲に非ずして恐らく死體安置の基壇であつた事が他の同様な例によつて想像される（近くは昭和五年度第五回所報日拜塚夢照）床をなした一板石に明かな朱痕を認める事が出來たのは、以て後世搬入の石でない傍證ともなる。

現在の状態に於ては、石槨内の下底は高低の差著しく、羨道より奥室に次第に低下してゐる。羨道入りの土砂は外部よりの流入と思はるゝが、玄室内は後世の攪亂を受けた形跡歴然として見れる。副葬遺物を得る目的を以て數回の盜掘に會つたものゝ如く、奥室の土砂は中室に搬出せられて底低くなり、棺の基壇も破壊せられてゐる。副葬品の多く存すべき中室の四隅も亦特に掘り下げられてゐるのを見る。

四 裝 飾 文 様



現 壁 奥 室 石 塚 音 觀

觀音塚古墳の重要性は、石槨壁面に書かれた形象に存する。朱色を以て彩られたこれ等の形象は肥後筑後に多い裝飾古墳の系統に屬し、本古墳は幾何學的の文様を欠ぎ、自由畫的の形象のみを描けるを特色とする。この文様に就いては既に江戸時代に氣付かれてゐたものゝ如く、前掲續風土記附錄の文に窟中の石面に觀音の梵字あり云々とあるは、即ちこれを指したものであらう。しかるに後これが裝飾古墳として一般に認められるゝに至つた動機は去る大正十五年頃、朝倉郡三輪村住菊池法雲、高本大圓兩師の踏査報告に基き、縣囑託島田寅次郎氏の精査を終て漸く明かとなつたものである。

形象の描かれた場所二ヶ所あり、一は奥壁をなせる花崗岩の磐石一面に描かれ、他は奥室入口の隔石向つて右

の石前面に存する。(面及第二圖中第一壁面)續風土記附錄の所謂觀音の梵字は、正面の奥壁のものを云ふのであらうが、古墳築造當時梵字を知れる事第一疑はしく之に似たる點も見出す事は出來ない。想像に過ぎた古人の見界であらう。菊池氏等の報告によれば、數多の舟あり中に人物の乗れるものもあり又太陽及び騎馬人物など描かれたりといふ。今之を見るに朱色のさめたる所もあり形象又極めて古拙なれば、一見何の形であるかを判定するに苦しむ。櫛内に入つて精査に努めたが僅に第三圖に示す程度以上に判然としない。人の認めて太陽・騎馬・人物となすものは、右手上方にあり舟形のもの上方より右手にかけ數個あり、其の外は何の形なるかほとんど不明である。以上掲げた形象も、單にそれに似るといふに止り俄に斷定し難い。屢らく之を圖示するに止め、これ等形象の示す意義解釋については保留する事とする。

第二の奥室入口右方の隔石前面に存する形象も、人或は人物の畫と認るも、是亦頗る不明瞭である。この石に對する左方の隔石には、何等朱痕を認むる事が出來ない。

彩畫に用ひた顔料の成分は未だ分析しないが、他の同様な例よりして水銀より成る朱に非ずして、酸化鐵を成分とする丹ではないかと思はれる。

五 副 葬 品

上述の如く、本古墳の開口古く其上度々の盜掘に會つてゐるから、副葬品の種類配置のやうなものは一切不明である。櫛内實測のため前室の土砂を均した際土器の小破片數十個を得た。何れも僅にその種類を推定せらるゝ位の破片で、完形のものは既に持去られたものと見へる。しかし種類は相當多く土器の副葬豊富であつた事を思はしめ、又これ等が前室から出た點を注意すべ

きである。土器は二種類に分たれ一は土師器一は祝部土器である。兩質の土器破片の内何形の器なるか推定し得らるゝものに就いてその種類を擧ぐれば、

一、土師器破片

イ、高杯台部 一 個

ロ、同口邊部 一 個

何れも小さい破片であるが、恐らく同一器のものであらう。表面には一面に丹が塗つてある。口徑約四寸五分と推定さる。

ハ、坏 一 個

これも小破片であるが底は所謂糸切底をなし後世のかわらけに類した質である。推定直徑約二寸三分高さ六分五厘の小形のものである。

二、祝部土器

イ、甕口邊部 二 個

ロ、同 頸部 一 個

ハ、同 脇部 五 個

内面には通常この種の甕を見る如き渦巻状打痕外面には繩蓆文あり、厚さ三分乃至四分高さ不明なるも口徑より見れば相當大きなものと思はれる。即ち口邊部破片二個の口徑何れも六寸位と推定する。一は著しく紬の吹出が見ゆる所より二個別種のものである故甕は少くとも二個分の破片である。

二、坏 身 部 五 個

二種類あり一個は赤褐色を帶ぶ口徑何れも三寸内外と推定高さ約八分。

ホ、坏 蓋 部 三 個

白色を帶び幾分軟質のもの一個と黒灰色を帶びた硬質のものと二種類あり何れも徑三寸三四分位

ヘ、高 坏 脚 部 一 個

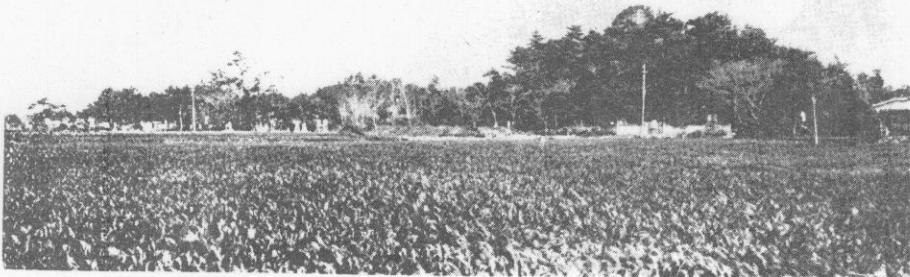
同 蓋 一 個

釉の吹出し具合色太さ等より見て、恐らく同一器をなしてゐたものと思はれる。蓋にはつまみあり。

附 記

右報告は島田囑託の示教により昭和七年二月四日九州帝國大學法文學部學生鏡山猛君と共に實地調査せし所による。當日案内の勞をとられし砥上區長外有志の御厚意を深謝する。又精細なる實測圖を載せられたる町口是篤氏の努力に負ふ所少からず。茲に記して謝意を表す。

御塚及權現塚に關する調査



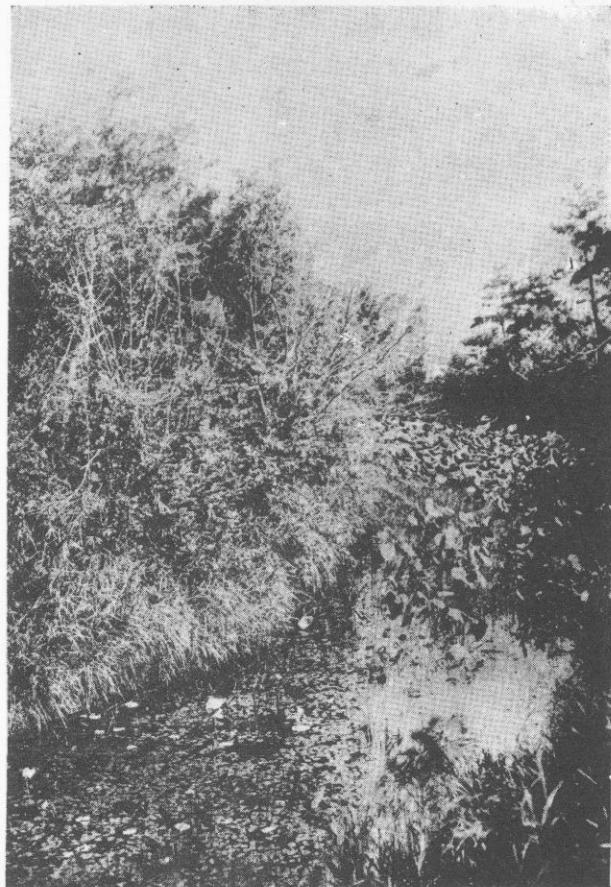
御塚現權及遠塚望



御塚上丘墳の筒破片及石葺亂散の圖



面 前 塚 現 権



涅 一 第 塚 現 権



形人輪埴るたし土出りよ堤一第塚現權



涅二第塚現權

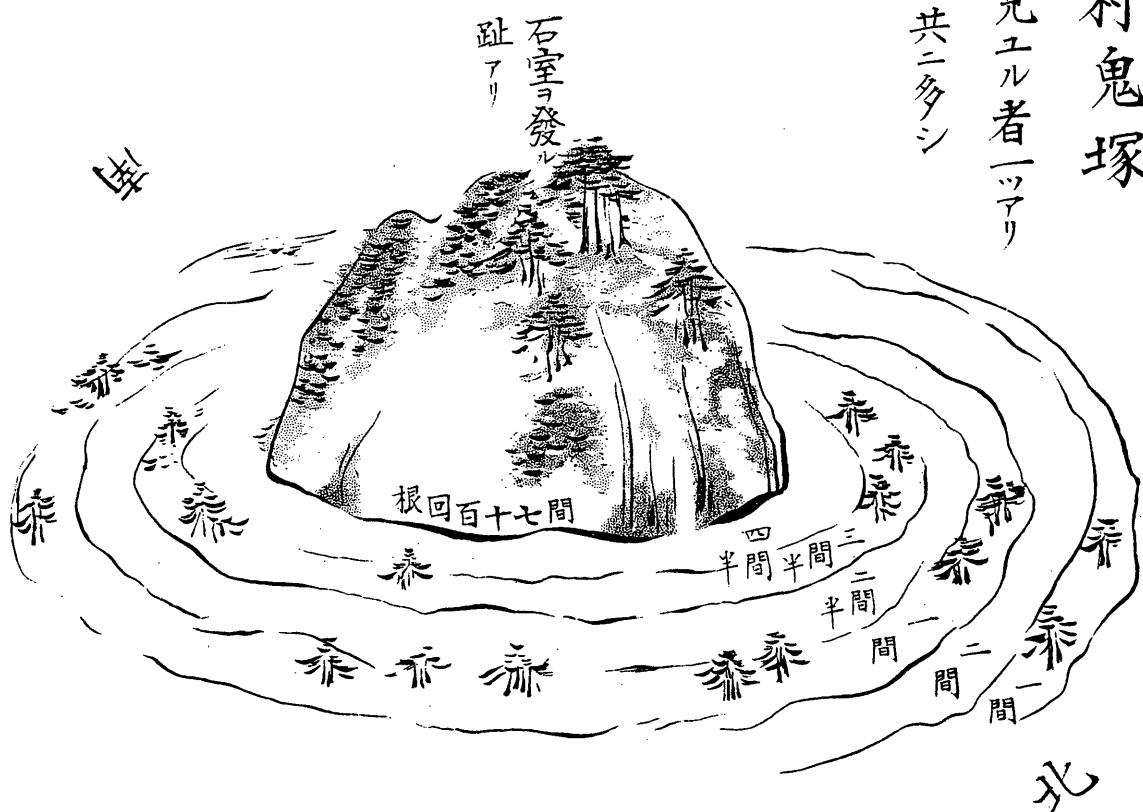


筒圓輪埴るて樹に上堤一第塚現權

三浦郡宮本村鬼塚

石人ノ歎ト見エル者一ツアリ

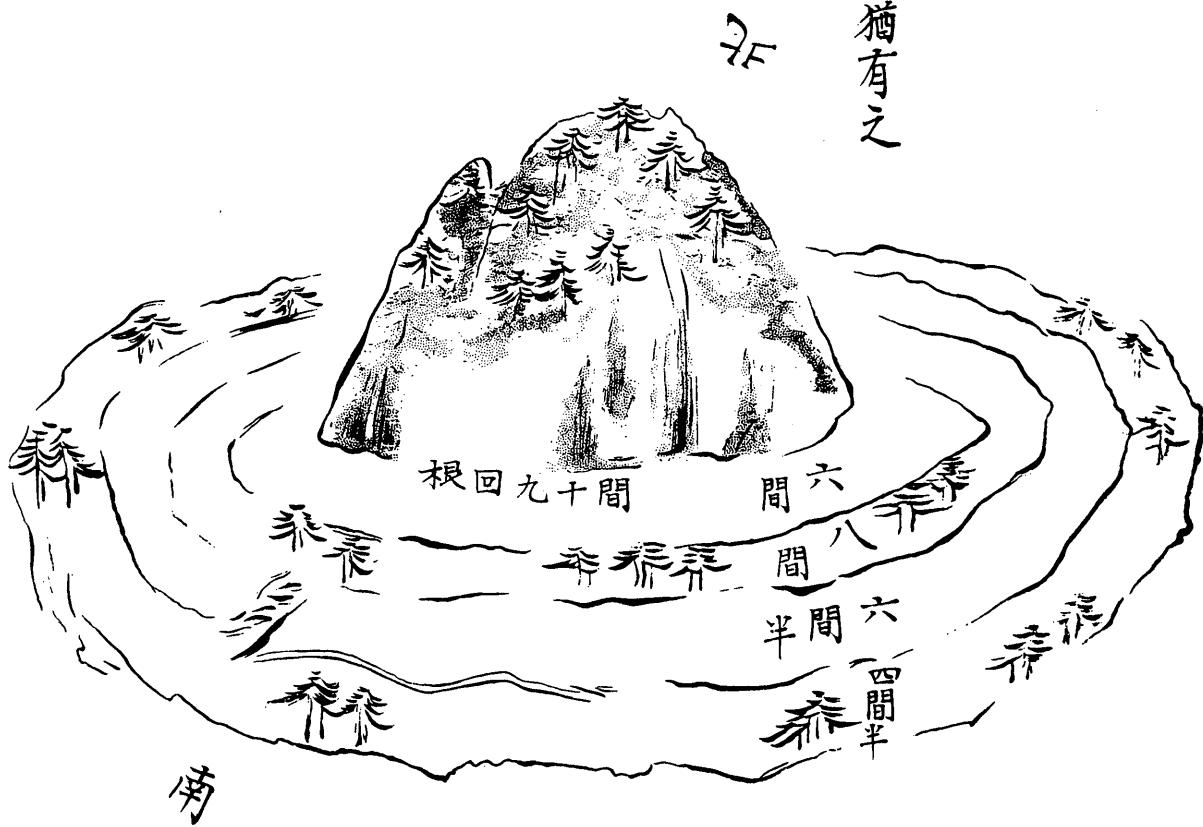
古壺六兩家共ニダン



(矢野一貞翁實測圖)

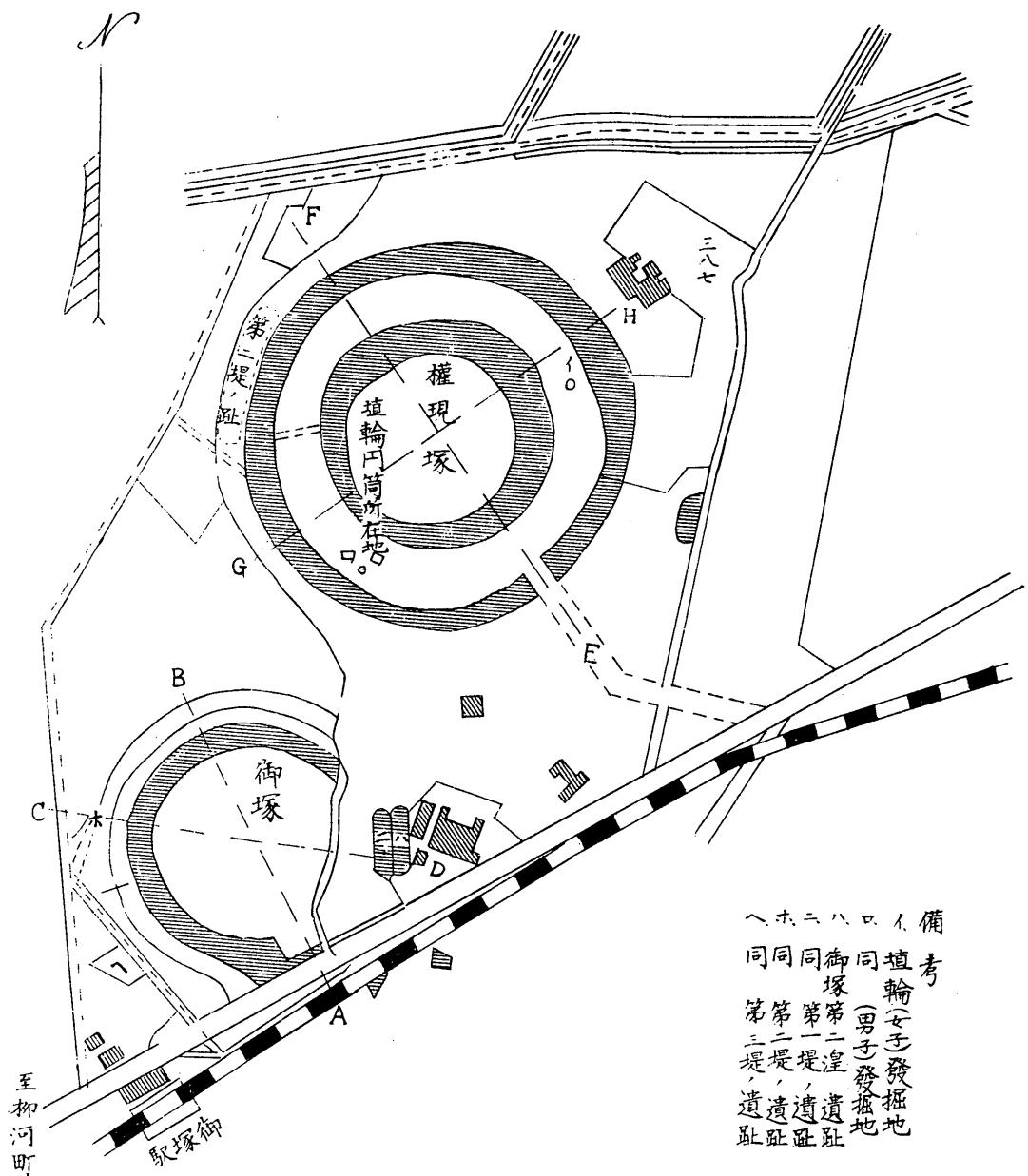
同所權現塚

此邊ヨリ小冢猶有之

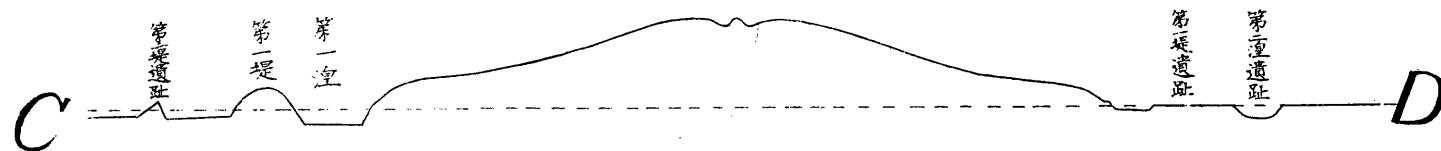
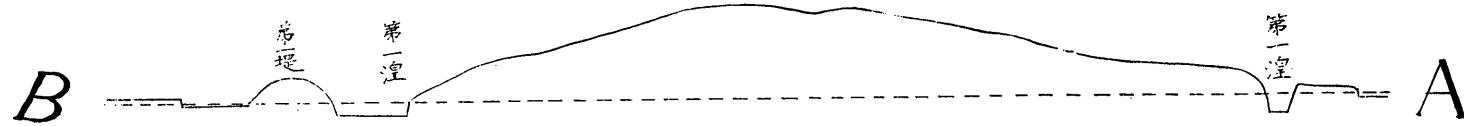


高 三文
周 五十五丈
外溝周百廿丈
濶與内溝並三丈六尺

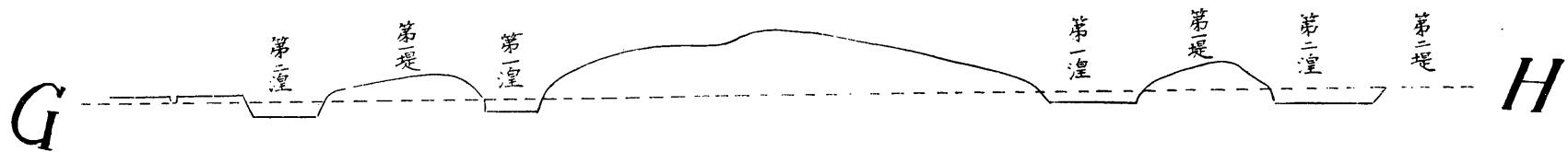
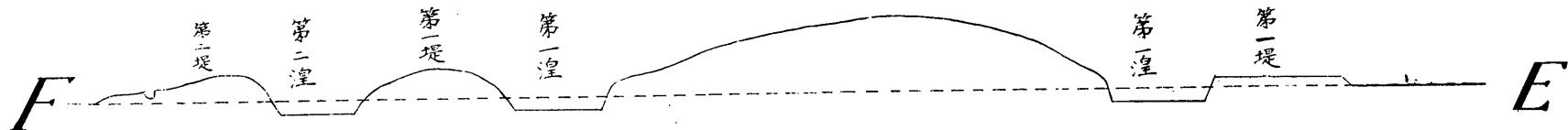
圖測實塚現權立塚御
一之分百四千二尺縮



御塚断面圖



現塚断面圖



御塚及權現塚に關する調査

調査委員 武 藤 直 治
臨時調査委員 石 野 義 助

一所 在 地

御塚は三瀬郡大善寺村大字一本松に在り。大川鍊道其南部湟跡を横ぎり、昭和二年更正縣道亦殆んど之と並行して、其内側を横断せり。御塚驛より北東約十數問にして第三湟推定線に達すべく、墳丘迄は約三十間あり。權現塚は同村大字彼岸田に在り。御塚の北に接近して相並べり。其第二湟は御塚の第一湟とは約二十五間を隔つれども、御塚の第三湟及第三堤の存在を推定すれば、相距ること僅に咫尺なりしを知るべし。

二 文 献

上代筑紫國に水沼別又は水間君ありて、其始祖が景行天皇の皇子國乳別皇子なることは左の諸書に據りて明なり。

(一) 景行天皇紀 次妃襲武媛生國乳別皇子與國背別皇子。豊戸別皇子其兄國乳別皇子是水沼別之始祖也。弟豊戸別皇子是火國別之始祖也。

- (二) 舊事本紀 物部阿遲古連公水間君等祖。又武國凝別命筑子水間君祖也。又國背別命水間君祖。
(三) 雄略天皇紀 十年秋九月乙酉朔戊子。身狹村主青將吳所獻二鵝。到於筑紫。是鵝爲水間君犬所
噛死。由是水間君恐怖憂愁。不能自默。獻鴻十隻與養鳥人。請以贖罪。天皇許焉。冬十月乙卯朔辛酉以
水間君所獻養鳥人等。安置於輕村磐余村。二所。

又景行天皇の御代に猿大海が水沼縣主たりしことは、左の文献に依りて明確なり。

- (四) 景行天皇紀 十八年丁酉。到八女縣。則超前山以南望粟岬。(粟通釋改栗。今云黒崎。) 詔之曰。其山峯岫重疊。且
美麗之甚。若神在其山乎。時水沼縣主猿大海奏曰。有女神名曰八女津媛。常居山中。故八女國之名由此
面起云々。

さらば猿大海が水沼縣主時代に於て、國乳別皇子を奉じて、統治の政權を行ひたるものと思はる。
(五) 三谷有信氏著水沼別君御墓考。考證課長増田氏曰。古昔の豪族朝廷に奏請して皇子を申下
し、自家の女等を奉り、自ら外戚となり、其勢力に依りて、人民を統御せし如き者ありと聞けば、猿
大海も其類には非ざりしかど。其説或は然らん。誌して参考とす。

備考。宮崎來城氏著「御塚」にも、猿大海の項に於て此説に賛せり。

- (六) 筑後志補。弓頭神社の項に、三瀧郡高三瀧村に在り。祭神は水沼別の始祖たる國乳別皇子(行景
皇子)なりと記せり。又同書に云く。本郡宮本村玉垂命神社所藏の建德元年の古縁起に武内大
臣高三瀧廟院にて弓頭大神皇子と軍議の圖あり。

備考。宮本村玉垂命神社といふは、今の大善寺村縣社玉垂神社のことなり。

- (七) 福岡縣三瀧郡誌。鄉社弓頭神社の項に云く。天慶神名帳に御縣社と見えたり。祭神は國乳別皇

子、相殿祭神不詳、創建不詳、三瀬郡大字高三瀬字宮脇に在り。明治六年郷社に定めらる。例祭は十月二十八日。

以上の諸書に據り、景行天皇の御代に國乳別皇子が水間別君として筑紫國に下り給ひ、雄略天皇の御代に至るまでは、其御子孫幾世代か水間君として、此地方を統治し給ひしことを知るべし。

水沼別の君たる國乳別皇子の封域詳ならず。其御在所亦文献なし。今、水沼別君御墓考の一節を抄錄して参考とす。

御在所は本郡高三瀬の地なりしとそ思はるゝ。其は如何と云ふに、同地は郡號起源の地にして同村に郷社あり、弓頭神社と云ふ。祭神九座あり、蓋し水沼別の君御歴代の神靈を祭れるにやらん。又先年國寶となりし宮本玉垂神社の繪縁起中、高三瀬廟院に於て皇子と武内大臣との軍議の圖あり。此緣起五百年前のものにして無稽の説多しと雖、中には取るべきものあり。其頃迄は皇子の同地に御座ありし古傳説ありて描ぎしものならんか。元來高三瀬、犬塚、夜明、大善寺一帶の地は、上古海邊にして、筑後地方の主府たりしは疑なかるべし。今尙ほ此邊嚴然たる古塚多きを以ても往昔貴人等の多かりし都邑たりしことを證するに足れり。

抑、高三瀬の地たるや、長峯の丘陵地帶八女より連亘して西に盡くる處に位す。荒木、田川等の小丘陵地は大善寺塚崎等の村落に至りて盡き、低平なる廣野を展開せり。多くは冲積層にして、昔時海底の遺跡に屬す。今郡内の地名を見るに海津又は沼澤等に因めるもの極めて多し。大野島、鴻島、榎津、若津、津、向島、武島、道海島、青木島、江島、小島、浮島、城島、柏津、高津、江島塚崎、早津崎、中津、荆津、中島、武島、高島、中牟田、萩島、奥牟田、上牟田口、荒牟田、侍島、八町牟田、千代島、原中牟田、西牟田、北牟田等是なり。

尙肥前に於ける筑後川沿岸に在りても次の如き地名あり。西嶋、南嶋、東津、柳嶋、迎嶋、出來嶋、大中嶋、高津、黒津、大詫問島等是なり。

試みに先史時代に溯りて考察すれば當時の住民の遺蹟としては貝塚を以て、最主要なるものとす。凡そ貝塚の筑後川流域に存在するもの肥前地方に在りては南茂安村諸處の聚落に之を見得べく筑後地方に在りては三瀬村塚崎より遙に南して三池郡二川村に至る、是等貝塚線は海拔約五米の地點を聯結することに依りて略々推定することを得べし。次に原史時代に下りて古墳に先行する金石併用期は其住民の殘したる甕棺の分布、近來耕地整理及交通機關の發展に伴ひて發見せらるゝもの頗る多く、一々枚舉するに遑あらず。貝塚線に比すれば却て海岸線を遠かりて海拔十米内外の地點に於て發見せられたるもの多し。古墳に至りては、大善寺村一帶の地五六十年前迄はイロハ塚と稱し、原野中四十餘の墳塚ありしが、今は御塚、權現塚の外、銚子塚あるのみ。就中銚子塚は近年に至りて殆んど毀たれたるは遺憾なり。尙、高三瀬には烏帽子塚、塚崎には御廟塚、荒木には狐塚等あれども原形を存するは稀なり。大凡古墳の存在する所は其附近上代豪族の遺蹟なるを推想するを得べし。今左に關係文書二三を引用すべし。

筑後將士軍談卷之第三十七系譜小傳横溝氏の條に「後改河原氏、則今夜明大庄屋河原氏其裔也未得其系圖。姑出其文書而待他日耳。」として、正元元年十二月廿六日北條氏の補任狀を掲げたるに據れば横溝五郎地頭職守先例御沙汰之狀仰如件とあり。正應六年正月廿五日付陸奥守及相模守連署横溝馬次郎宛異賊合戰勳功事追可有御料之狀依仰執達如件とあり。又嘉元三年四月六日上總介平朝臣より横溝助三郎に與ふる狀に弘安四年横溝馬次郎蒙古合戰勳功賞配分事

あり横溝氏は水沼別君の後胤にして、其河原氏と改姓したる原因は詳ならざれども、古來弓頭神社の前横溝の地に住し前記の如く三瀬の地頭職に補任せられし家柄なり、其祖宗の祀典を掌りし豪族として弘安の役にも家の子郎黨を率ゐて從軍し勳功を樹てたるものなり。

水沼別の君の奥城處は果して何處なるべきか。水沼別御墓考に云く。

筑後國三瀬郡大善寺村大字宮本御塚(矢野一貞翁の諸社拾實抄に御塚
或は鬼塚父王塚とも云ふとあり) 権現塚の二大石塚あり。大正六年二月宮内省諸寮考證課長増田于信氏實地を踏査し、如此雄大なる古塚は帝王の山陵と雖も稀に見る所なり。是ぞ水沼別の君の御墓なるべしと内定せられたりき。

備考。御陵墓調と題する久留米藩の記録寫あり。筑後將士軍談所載の御塚、權現塚の圖と同一の圖を掲げられたるを見れば、矢野一貞翁の取調報告書なるべし。同調書に云く、「始祖國乳別命ノ御墓ハ高三瀬村今ノ弓頭神社ノ西北三町許塚崎ト云フ所ニ在リ弓頭神社御廟院ト云フ(中略)里俗其形ノ似タルヲ以テ烏帽子塚ト呼來レリ云々」又同調書に云く「三瀬郡宮本村鬼塚同所權現塚之二冢南北ニ相對ス(中略)此二冢山陵ト相伯仲ス此地古冢四十七アリ(中略)水沼ノ君ノ代々ノ墳墓ナルベク云々」

最初の愚考にては御塚は御海塚の轉なるべし即ち猿大海の塚なるべし。其所以は大海即ち「おほみが」おほんに轉じ更に「おん」に轉じ易ければなり。俗稱鬼塚は當て字にて「おにつか」とは呼ばずして「おんつか」と呼ぶに徵して之を知るべしと然れども御塚の構造雄大なること郡内第一たるは勿論他にも比類稀なり。景行天皇巡幸に際して忠誠を捧げたる猿大海が臣節の分際を失はざりしを信す。果して然らば御塚は矢張御塚又は王塚の轉にして水沼別の君

の御墓なるべし。

（八）矢野一貞氏著筑後將士軍談（筑後國史卷之四十九所載の見取圖は實測の結果を記入しありて之を御塚及權現塚實測の嚆矢なりとす。）

（九）福岡縣史蹟名勝天然記念物調查報告書第一輯〔權現塚と御塚〕は大正十四年福岡縣囑託島田寅次郎氏の執筆にして兩塚調査報告文の公刊せられたるは之を始めとす。

三 實測

昭和五年十月石野委員實測の結果に依り御塚及權現塚の現狀を明確に知り得ると同時に弘化五年矢野一貞翁實測當時と比較對照し且つ耕地整理に依り埋められたる溝地並深川忠吉氏の特志に依り復舊したる現狀等其變遷を考察するを得べし。

一 御塚 殆んど圓墳に近き前方後圓の古墳にして略々南面す、墳丘の高さ四間二尺（筑後國史には三丈四尺）周圍百二十二間（筑後國史には七十五丈根廻百七十間とあり）約四十年前迄は松檜天に參して鬱茂せしも、一時伐採せられて現今は新樹漸く林を爲せり。福岡縣囑託島田寅次郎氏の調査報告書に「段丘の跡明かならざるも舊圖によれば三層の墳丘にて第二層上に參拜所と記しあるにより石棺若くば石室が此所を地盤として構へられたるならんか。今頂上に土地陥落の凹所あり。副葬品に關しても何等傳はれるものなし」とあり筑後國史にも「石室ヲ掘リシ跡アリ」石人ノ缺ト見ユル者一ツアリ古壺ハ兩塚共ニ多シ」と記せり弘化五年既に過去に於て墳丘の頂上に凹所を生じ爾來昭和五年に亘る間に墳丘の高度更に一間二尺を減ぜり。御塚は三重の溝を廻らしたる痕跡あり。第一溝（内溝）は幅三間乃至六間（筑後國史四間半）深さ一間。第一堤（内堤）幅三間乃至四間（筑後國史三間半）高さ四間乃至六間あり。第二溝

(中^内溝幅三間(筑後國史)二間半)深さ五尺にして東部に於て第一堤遺跡の外側に長さ約十三間の溝を残存す
第二堤(中堤)は僅に遺跡を留むるのみなり(筑後國史一間)第三溝(外溝)は全く埋没せるが筑後國史には二間、周百二十丈と記せり、第三堤(外堤)は墓地に其遺跡を留むるのみなるが筑後國史に一間とあり、

二 権現塚 前記の如く御塚と相並びて平野の中に儼然たり墳丘の高さ四間(筑後國史三丈)周圍九十
七間(筑後國史五十五間)あり。石室の位置は御塚と同じく上層に在りしものゝ如く、頂巔は土地の陥落せ
るを見る第一溝(内溝)幅二間七合五勺乃至七間(筑後國史六間)深さ五尺乃至六尺あり、第一堤(内堤)の内周
百三十二間外周百九十九間、幅七間乃至十二間三尺(筑後國史八間)高さ一間三尺乃至二間あり、第二溝(外
溝)幅三間乃至七間(筑後國史六間半)深さ五尺五寸乃至一間、第二堤(外堤)幅五間乃至六間三尺(筑後國史四間半)高さ一
間三尺乃至二間あり。

埴輪圓筒三箇墳墓築造當時樹てられたるまゝなるべしと思惟せらるゝもの、第一堤の南部に
現存す。上部は破損せるも圓筒の直徑各一尺あり、其樹立整然として一尺四寸の距離を保ちて三
箇相連れり。

土偶は本古墳修理の際埴輪圓筒所在地と相接近したる南部の一地點に於て鳥帽子を冠せる
頭首一箇及同じく第一堤の北東部に於て土偶女子の面部一箇發見せられたれり、埴輪土器の破片
は溝堤の各所より發見せられたるもの渺からず

一 欄古墳の修理 御塚及権現塚は其墳域個人の私有に歸し、荆棘繁茂して狐兔跳梁に委した
ること久しうしが、耕地整理の爲め溝池も變じて水田たらんとせり。大正六年二月増田宮内省
諸陵寮考證課長調査の結果に依り、所有者大川鍊道會社長たりし深川忠吉氏巨費を投じて同年

三月三十日元宮内省技師梶田貞一氏を聘して矢野一貞翁の自筆圖に依りて御墓を復舊し、且つ神苑を設けて櫻及楓を栽植し武田村長、恒屋前村長及有志者青年團等之を後援して略々修理工事を竣へたり。

修理は主として封土及環溝、溝堤に就て加へられたるものにして、耕地整理の際御塚西面一部分の封土を削りて環溝を埋めたるを慨歎したる深川忠吉氏は其溝を掘りて溝堤の復舊工事を行ひ又封土の復舊に着手せしが未だ竣工に至らずして中止せしは洵に恨事といふべし。當時工事に使用したる電氣モーターを据附けたる基石數個今尙現場に存在す。

權現塚は往時墳丘の西面一部の封土を取りて略々溝堤の高さに環溝の一小部を埋めて橋梁の狀を呈したるが深川氏は之を復舊して其土を以て封度の缺損を補へり。環溝は舊藩時代の末葉より明治八年迄の間に深められて灌漑用水を湛ふるに至れり三八七番の第二濠外の地も灌漑に堀を穿ちたるを大正元年頃耕地整理の際多少埋めしが深川氏更に之を埋め立てたり。

深川氏の修理工事中、御塚の墳丘北麓の溝中より多數の石塊を得たり、大約一尺六寸程の石を最大のものとして徑數寸大の美麗なる花崗岩最多し。是れ封土の葺石として墳丘に布置せられしものが自然に顛墜したるものか、將た封土の崩壊を防ぐ爲めに使用せられたるものかは明言し難し。今は苑内の一亭軒下に排列せらる。

御塚及權現塚の何れも副葬品に就ては古來何等の記録なく傳説もなし。彼の筑後國史にも亦記載なし。隨て副葬品より兩塚營築の年代其他を知るに由なし。又墳丘内部の構造不明なるを以て、内部の裝置棺槨の様式等より其變遷の過程を考察する資料を缺ぐ。唯墳輪圓筒の現存墳輪人

形の發見埴輪及土器の破片の散在せるものとは兩塚研究上の資料なり。此兩塚の如く雄大なる古墳は高貴なる身分又は特殊の豪族にあらざれば營む能はざるものなり、此兩塚が昭和六年に至りて、文部省指定保存となりしは洵に喜ぶべきことなりとす。

挿掲寫眞は總て福岡縣嘱託島田寅次郎氏の撮影せられしものなり。

備考

一、實測圖には三叉圖を附し、又土地臺帳に依る地積と對照に便する爲、六百分の一圖とせり。測圖は(一)御塚權現塚實測一般圖(二)御塚權現塚斷面圖(其基準平地は御塚は前方部の南方縣道北側を通ずる線を以て示し、其高さは陸地測量部製地圖の標高に準據せり。)(三)御塚竝權現塚三叉圖(全番地指定の場合に、其基準平地は參道外溝上に在る鳥居前を通ずる線を以て示し、其高さは陸地測量部製地圖の標高に準據せり。)(四)御塚竝權現塚原形推測圖(主と現存地物に依り、又傳説並弘化五年實測せら)の四種を作製せしも本報告書は三叉及推測圖は之を除けり。れたりといへる矢野一貞翁圖に依り調製せり)の四種を作製せしも本報告書は三叉及推測圖は之を除けり。一、實測に際し番地の境界決定其他原形考證等に立會されたるものは大善寺大字宮本區長柿本久太郎、區會議員池田良吉、川原友吉外八名にして、現地に就て東道の勢を執られしは恒屋一誠、大字宮本字一本松内田宇吉兩氏なり。

一、地籍表は本報告書には省略せるも参考の爲、次の二項を附記せんと欲す(一)一般圖地籍表は土地臺帳に依り、廣範圖指定の場合に使用することを主として調製せり、一部指定の場合にも亦之を利用し得るものとす。(二)御塚權現塚指定地籍表は一部指定の場合を顧慮して調製せり。

附記一

因に大善寺村大字宮本字北烏の田圃の間に前方後圓の古墳あり。銚子塚と稱す。其前方部極

めて長く眞に其名に乖かず。墳丘の高四間あり。三瀬郡誌に據れば周圍約百八十間、實測反別三反七畝六歩とあり。大正元年の頃耕地整理の爲周圍を開拓して田圃と爲せり。其附近祝部土器の完全なるもの及埴輪の破片多數發見せられたりと云ふ。今は其所在を知らず。大正六年二月増田千信氏調査の際武藤委員も立會ひたるが當時迄は周溝の形迹僅に存し、後圓部の頂巔も發掘の爲めか陥没せるを見たり。此塚一たび個人の私有に歸してより破壊甚しく昭和五年十二月委員等調査の頃は僅に前方後圓の面影を留めしが、今や前方部は盡く開拓せられて蔬圃となれり。後圓部は尙其一部の封土を留むるも四周共開墾せられ頂部も亦縱に開鑿せられて主要部を失へり。

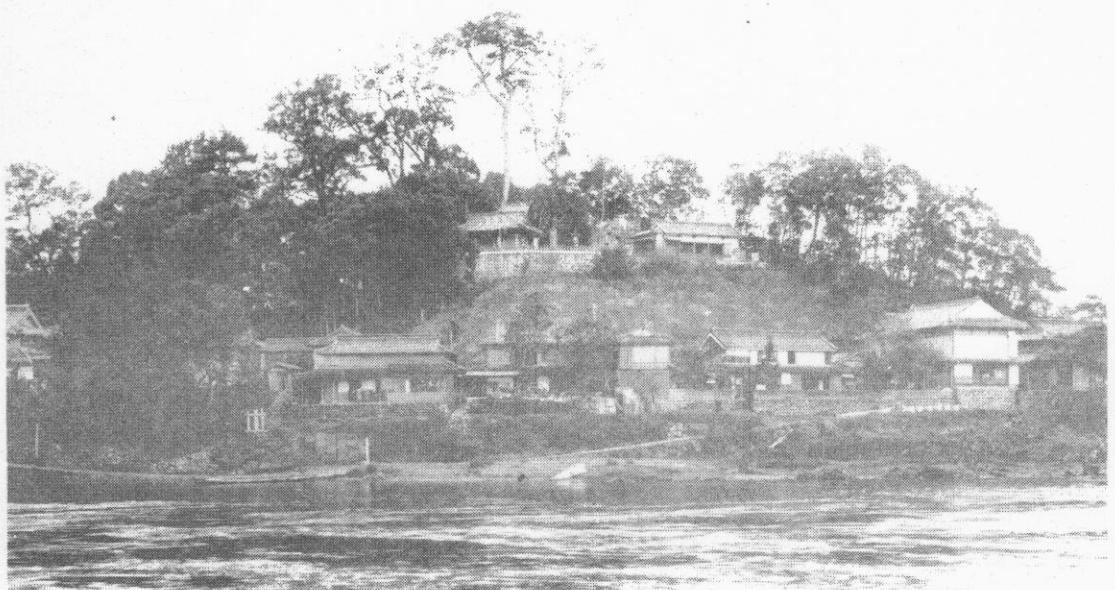
箱式石棺内に於ける合葬遺蹟の調査

朝倉郡
志波村寶満宮内出土の埴輪家屋の破片

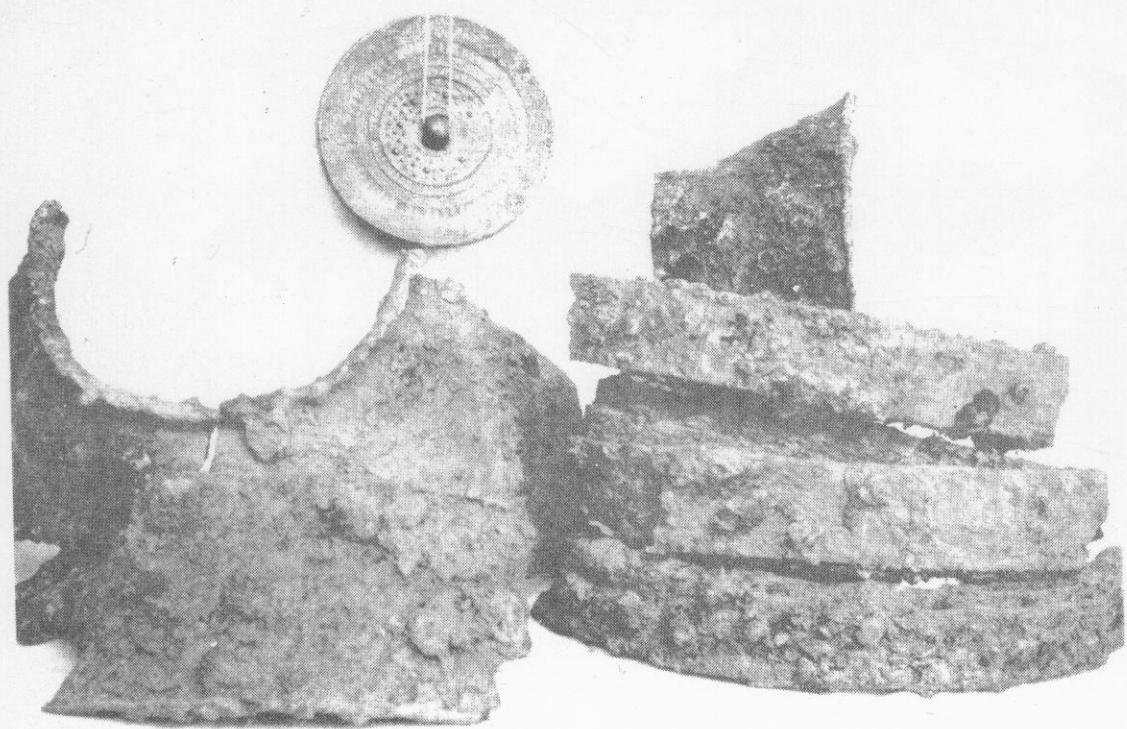
切妻下は四注刑



同上寶満神社の裏の全景向て丘上の右は籠堂左は白山宮其間の上部に石箱
あり前方は筑後川市街は日田に通ずる道路なり



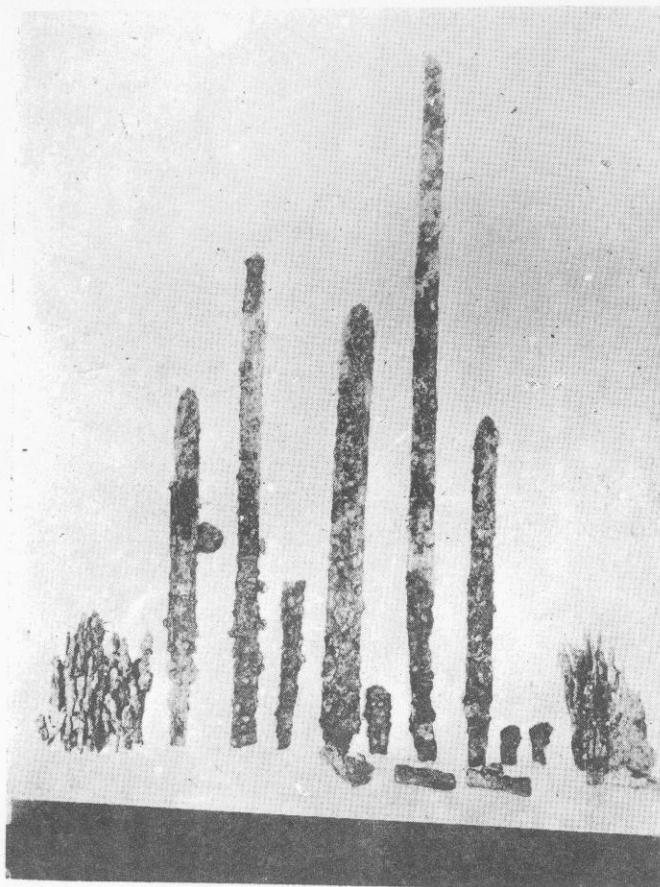
朝倉郡
志波村寶蒲宮内出土の甲冑破片と仿製鏡



同上 人骨の部分



直刀、鎌の群積せるもの、鐵の斧頭

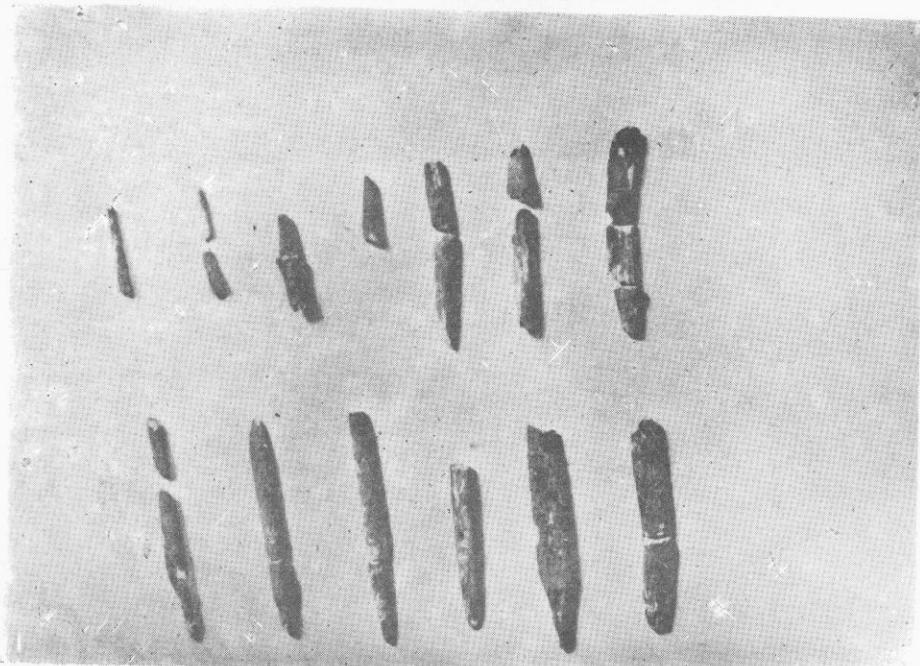


志波寶滿宮

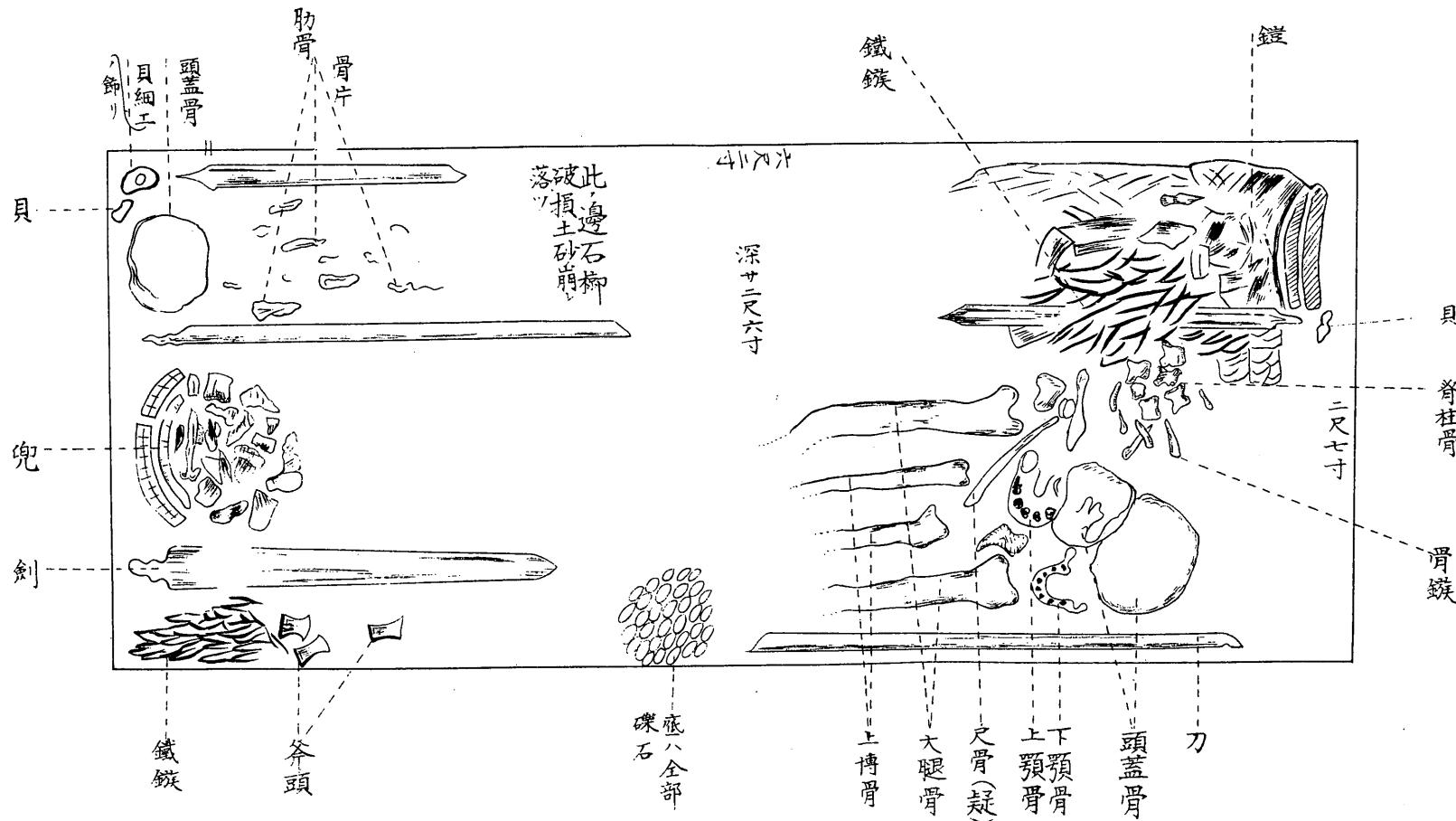
骨 鎌

同

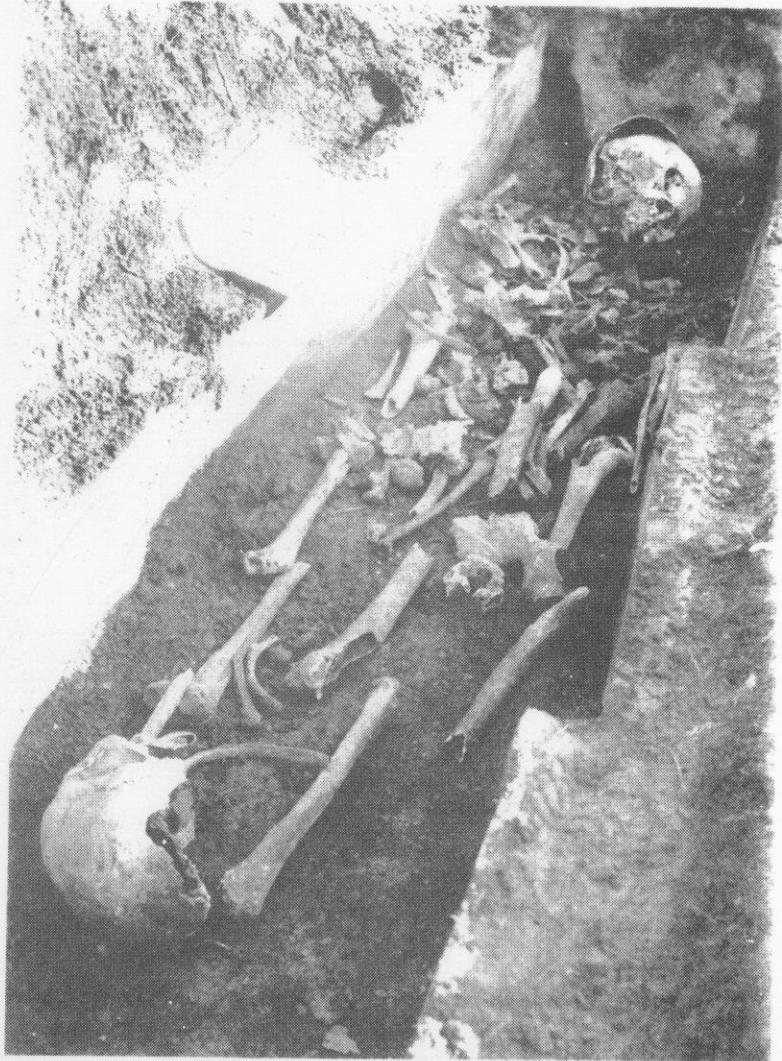
上



志波寶滿宮石棺内ノ寫生

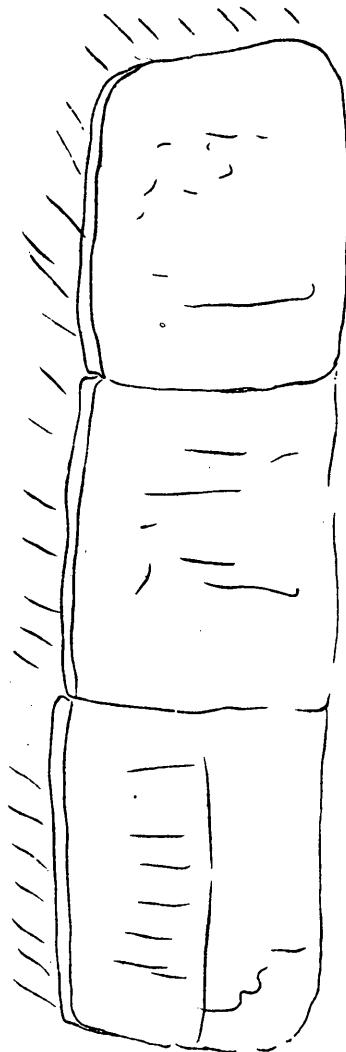


筑紫郡三宅村箱形石棺内部

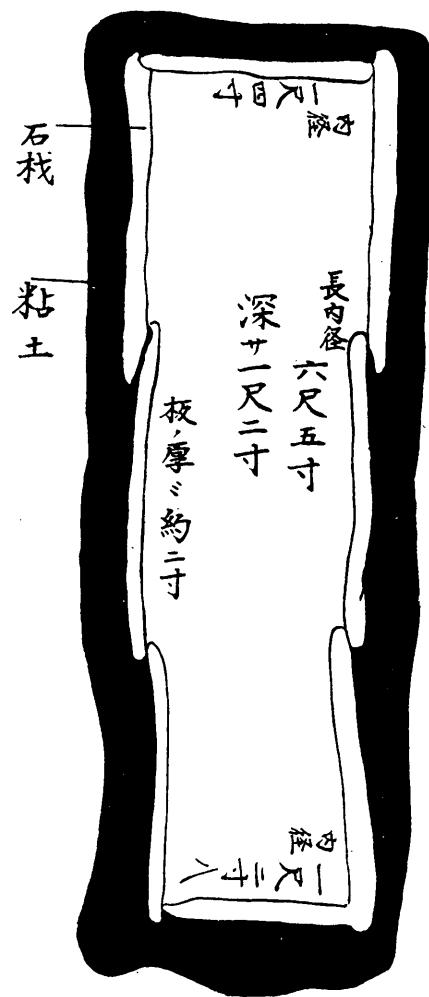


山門郡東山村箱形石棺内部

蓋石

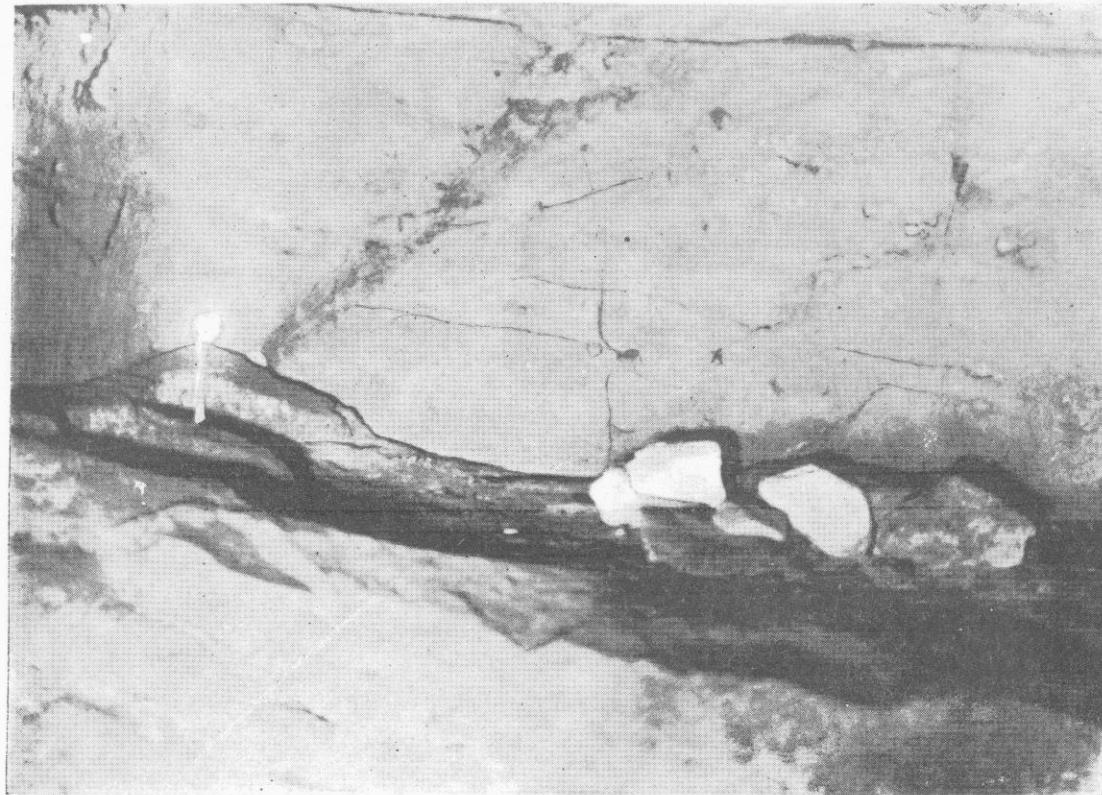


東山村
石棺組立



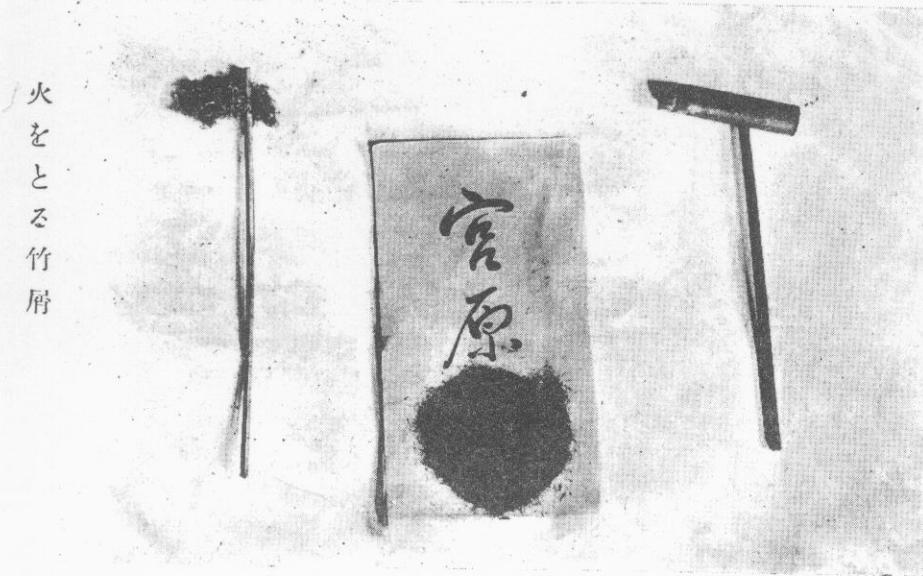
上蓋石 三枚
長側面 各三枚
短側面 各一枚
計石數 十一枚
底部ニ礫石ヲ敷キ
全部朱ヲ塗沫セリ

古月横穴に刻まれたる寝棺 畫したる際枕側に蠟燭を點せり



壁間に朱の直線を交叉せしめたる裝飾あり

今年竹にて製したる煙器

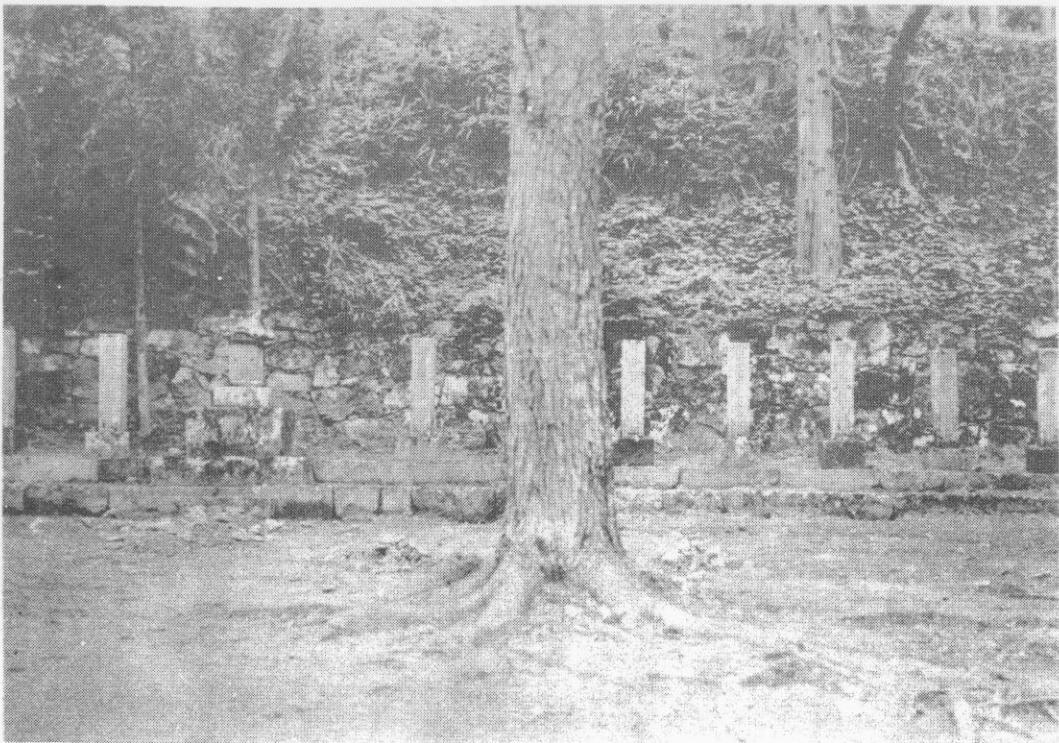


火をとる竹屑

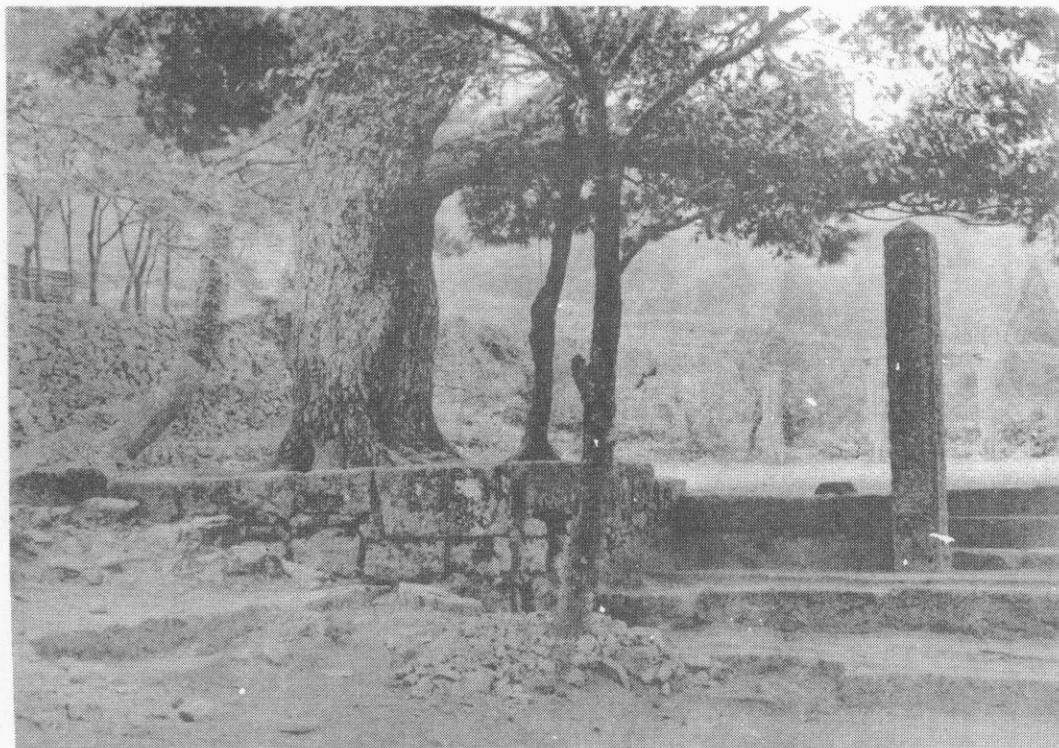
草煙るたみ刻はき黒、名地るたり作を草煙は原宮

御神體を隠したる樟の幹部





義僧十士之墓地



成圆坊舊宅址

箱式石棺内に於ける合葬遺蹟の調査

嘱託島田寅次郎

其の一 朝倉郡志波村寶満宮の境内古墳

一、古墳の發見 昭和六年六七月の交霖雨あり、志波村寶満宮境内丘陵の一角崩壊して其の下にある白蜂神社の籠堂の横に箱式石棺の石材と土砂と副葬品とが相混じて顛落せり此の副葬品は直刀五ヶ(此の内鐵刀三尺五寸、劍三尺三分のものあり)、彷彿鏡一ヶ、槍身一ヶ(鎬あり長六寸)、胸甲の破片等ありて骸骨は見當らざりしと云ふ。又其の附近よりは經筒壹ヶに直刀を添へたるもの木炭に圍まれて出土し、更に石棺の所在より三尺程隔てゝ埴輪の破片多數あるを見出したるにより、同地の林村長は小野社司と來りて之れが調査を依頼されたり。

七月二十二日、私は行つて出土品を調査したるが前記副葬品の外砥石(方一寸三分長三寸)壹ヶを見出したり、埴輪は其の破片により切妻形と四注形との二種類あるに氣付たれば其の直下にも又古墳あるべき見込を以て掘下げたるに果して大なる一ヶの石蓋を發見せり。

此の石蓋の西端より發掘せんとせしに又其の西に連りて一ヶの小石棺に逢着せり。此の石棺は南北に向つて築かれたる箱式で、長五尺七寸幅僅かに八寸に過ぎざりしが、側面をなせる石

材は傾きて梢形狀を損し、上に石蓋を有せざりしは當時板を代用せしものか、南北に沿ふて直刀一ヶ、南端に鐵鎌の一團推積しある外、他端に斧頭一ヶ收納しあつて骸骨を見る事能はざりし。

七月二十三日、大石棺を發き内部を撮影する筈なりしも蓋石の重量は動かし能はざりしにより立合へる同地の山鹿醫師・三宅校長・森高・石川・日野・林等諸氏の協力により小野直世氏が側面の石棺の一部を取除き内部に入り電光により見取圖を作製せしもの圖の如し。

二、棺の構造と内部　火山岩の節理石にて廣大なる箱形石棺を構成し蓋石二枚（大なるものは縦横四尺に六尺あり）側面の東西は一枚石南北は所々割石の面を揃へたる所あるが厚く粘土にて封鎖しあるにより骸骨と副葬品ともよく保存せられ棺内及底部に敷ける礫石とも朱の鮮光を放ちて莊嚴なる神氣に充ちたり。

棺の方向は大體に於て東西に横はり二體の骨格甲は東乙は西と頭首を反対に向けて安置せられたるが二體共に伸葬し得る餘地あるに係らず屈葬せられたり。仰向に安置せられたる形あるも脊骨の位置より考ふれば左肩に臥せしめたる跡ありて確かに乙は側近の石二三崩落して骨格を壓したれば骨も稍分解し破壊せられて損傷せり。

同地稻永歯科専門醫は二體の歯牙の構造・形態・口蓋状態・齒窩磨耗状態等を詳細に検査して左の意見を私に示された。

歯ハ中等大ニシテ各部ノ發育能ク調和シテ圓ミヲ帶ビ歯頸部ニ於テヤ、露出シ内面側ニ於テ多クノ硬度ノ歯石沈着セリ、琺瑯質ハ光澤アリテ滑澤ナリ咬合及切端ハ磨耗シ

テ象牙質ヲ露出シ正シキ咬合ヲ有ス歯列ハ密接シテ咬合線ハ變曲ヲ呈ス帶圓方形ニシテ形狀調フ口蓋穹窿ハ圓クシテ弓狀形ナリ。

右により推想すれば二體共に男子年齢は五六十歳なるべし、但し乙は數年若かるべきか、其の性格は血液質十胆液質。

生理的特徵ヲ考フレバ身長高シ骨ハ平等ニ發育シ筋肉又圓滿ナリ心臟強ク動脈中ノ血液流動モ活潑ナリ顔面ハ圓キ方ニアラズ表情ニ富ム。

精神的特徵ヲ云ヘバ希望ニ充チ反抗力アリ感情的概シテ豁達ナリ。

死體は各々南北の側に偏置せられ副葬品として死體の左右に劍と直刀とを並ベ劍の柄には共に貝細工の裝飾ありしものゝ如し。(劍甲ノ部一尺三寸八分
乙ノ部二尺七寸及一尺四寸五分
刀甲ノ部二尺五寸五分
乙ノ部二尺六寸三分
二尺六寸)此の外甲には鎧一領骨鎧鐵鎧各數十本を添ヘ乙には兜一領鐵鎧數十本及鐵の斧頭三ヶ(長三寸)を添へありたるが鐵鎧の内には長四寸七分逆刺を有せるものあり概して箱形石棺としては副葬品の多量なるものとす。(見取圖參照)

古墳の外部に樹てたる埴輪家屋は是も甲乙二體の死者に對し一は四注形一は切妻形の家屋を添へて備へたるものなるべく尙此の外にも破片の混ぜるものある事を後から報告ありたれどまだ調査に及ばず。

經筒は今度破壊せられたる古墳と大なる古墳との間三尺許の距離ありて其中間の上より出でたる由にて經筒の高八寸蓋五角にて高一寸二分あり是は後世に營まれたるにて土地丘陵の最高部なるが故に偶然同一場所に設けられたるものなるべし。

合葬の遺蹟

其の二 山門郡東山村大字小田薬師堂山の古墳

一、古墳の發見 薬師堂の後の丘上二丁餘、小松の點在せる陵の脊に營まれたる古墳にして女山神籠石の東北約十町にあり、昭和五年十月より十一月にわたり、同地松茸山の監視をなせる一青年が徑路に見なれぬ石の露出せるに氣付き、二三の仲間を語ひ試に密閉しある蓋石を聞きたるに、内部に完全なる二體の人骨が反対の方向に收容しあるに驚き届出たるものなり。

二、棺の構造 箱形石棺にして砂岩?の厚き板石を以て底なき長方形の石室を構へ三枚の蓋石を覆へるものなるが、側面の石材は其接觸部を重ねて、丁重につぎ合せ、棺の周圍には緻密なる青色粘土を一寸五分位の厚さに包み堅牢に閉鎖したるものとの觀を呈せり、方向は徑路の方向と一致して東南方より西北方に向へり。

三、内 部 濑高警察署員の十一月一日臨檢せられたる記事によれば、棺は其の前日に發掘せられ、一體は頭首を東南に、一體は之を西北方即ち反対の方向に仰向に葬り、頭部四肢等何れも整ひて伸葬せられたり、上下顎骨にも歯牙完備して缺損なく、其の頭蓋骨甲は大く(西北向)乙は稍小さく(東南向)男女の死體にあらざると云へり。但し骨片は後之を一所に集め附近の僧侶に讀經せしめ供養せし由にて、私の調査に出行せし十一月二十八日には其骨片は集散せられたる後の事として、發掘當時に立合ひたる區長に依頼して其の記憶により頭首を置かしめて撮影したるものな

るが一般の人は仰向なりしと云ふもの多し。

副葬品は其頭蓋骨の大なる方の右肩の位置に直刀一ヶ、六ヶの破片となりて存在せし外に何物もなかりしと云ふ。

私ハ初メ死體ヲ反對ノ方向ニ葬ル事ノ人情ノ自然ニアラザルヲ以テ發見者ノ惡戯ニアラザルカト疑ヘリ、然ルニ調査ノ當日同伴セシ岡委員ノ知レル小田區ノ舊家沖健雄翁ノ宅ニ休憩シタリシニ、翁ハ其ノ庭園ノ背景ヲナセル丘頂ニ散點セル墳壘ヲ指シテ曰ク、自分ガ少年ノ時祖母ガ彼方ノ地ニ發掘セラレタル一石棺ニ三ヶノ骸骨ノ收容セラレタルヲ見タリシニ二體ハ東向、一體ハ西向ニテ、西向ノ一體ハ濃厚ナル血色ヲ帶ビ恐怖ニ堪ヘザリシトノ話ヲ數々聞カサレタリト申サレタリ。私ハ此ノ事實談ヲ聞クニ及ビ初ハ地方相トシテ斯ル特殊ノ葬法アリシ事ト思ヒシニ、其ノ後朝倉筑紫兩郡ニモ同一ノ事例アルヲ見テ地方相ニモアラザルコトヲ信ズルニ至レリ。

合葬の遺蹟

其の三 筑紫郡三宅村大字和田字中尾の古墳

一、發見 昭和六年十月六日、村社寶満宮の南方丘陵の起伏せる山林四四二番地の持主が苺園の開墾に着手せし際、礫石の散在せるを怪しみつゝ臺地の一方より二ヶの箱式石棺を發見せり、その石棺中の大なる方に各々方向を異にしたる骸骨の横へあるに驚き、直に届出てたるものな

るか私の調査は後れて十月二十三日に出行せり。

二、古墳の構造 二ヶの古墳は二尺餘を隔てゝ正しく相並べられ、共に南北の方向に砂岩を以て箱形に底なき棺を組立て、大形の分は蓋石三枚・小形は一枚・内部は朱を塗抹し棺の外部は粘土にて封鎖しあり。

大石棺ハ 長五尺八寸 幅一尺六寸 深約一尺八寸 板石ノ厚ミ約二寸

小石棺ハ 同四尺八寸 同一尺五寸 同 一尺七寸 同 二寸

三、内 部 二棺共に人骨あり大棺内には一は首を南に一は北に向つて埋葬せられあり、而して仰向けか但しは左右肩に臥せしめたるかは明かならず。小棺は首を南に向けて埋葬せらる。

副葬品につきては發見者が人骨に驚き直に届出てたる迄にて目下多少攪拌せられたる様なるも何等聞く所なかりし。

概 括

一、前記三ヶの箱式石棺の内部を一括して表とすれば、

發見年月	所 在 地	棺ノ長サト幅
(イ)昭和五年十一月	筑後山門郡東山村	長六尺五寸 幅一尺三寸乃至一尺四寸
(ロ)昭和六年七月	筑前朝倉郡志波村	同六尺三寸 同二尺七寸
(ハ)昭和六年十月	筑前筑紫郡三宅村	同五尺八寸 同一尺六寸

一、古墳は其の甕棺にても横穴にても横口石槨内のものにても内部の人骨は概ね分解して遺片

なきもの多く稀には其の幾分かを存するに過ぎず。箱式石棺も同様なるが、其の石棺の周圍に粘土にて密閉しあるものには私の實見した三ヶの石棺には三ヶ共殆んど完全に骨骸を存し而も三ヶ共二人其の頭首を反対の方に向て埋葬せられたるにより、私は當時の合葬には斯る形式の信仰的埋葬法ありしにあらざるかを疑ふものである。

一然し此の疑問は唯三ヶの實例によりて斷案せるに過ぎざるが故に之を以て一般を推測するの危険なるは言ふ迄もない、常識を以て判すれば此の事例は石棺の内部の都合關係より頭首を反対にして合葬せしものなるべきか。

但し棺の構造は普通のものより稍大なるを以て生前に合葬の約束ありしものと思はる。

一(イ)とは伸葬(ロ)は屈葬と認むるにより當時は屈伸二様の葬法が行はれたるを知る。

(附)箱式石棺より後れて行はれたる横穴時代の遺蹟なる鞍手郡古月村古月横穴の第九號に残存せる棺の一形式は之を殉死にあらざるかと思はるゝ理由あるを以て、参考として寫真を添加せり此の壙内には二人分の石枕が相並んで一棺内に彫刻せらる。但し殉葬と認むべき理由は茲には述べず

附 錄

寶 滿 宮 の 遺 蹟 — 御神體を藏せし樟樹 —

縣道より數十百階の石段を上る中央の左側に數圍の大樟が森の内に聳へたるが、樹幹に一大空洞の存せるを見る。是は元龜天正の頃、大友、龍造寺等の武將が數々此の地方に出没し神社佛閣を焚燬せし事ありしより、一時御神體を此の樹幹内に隠し奉りし遺蹟の存在なる由祠官の家に傳はれり。

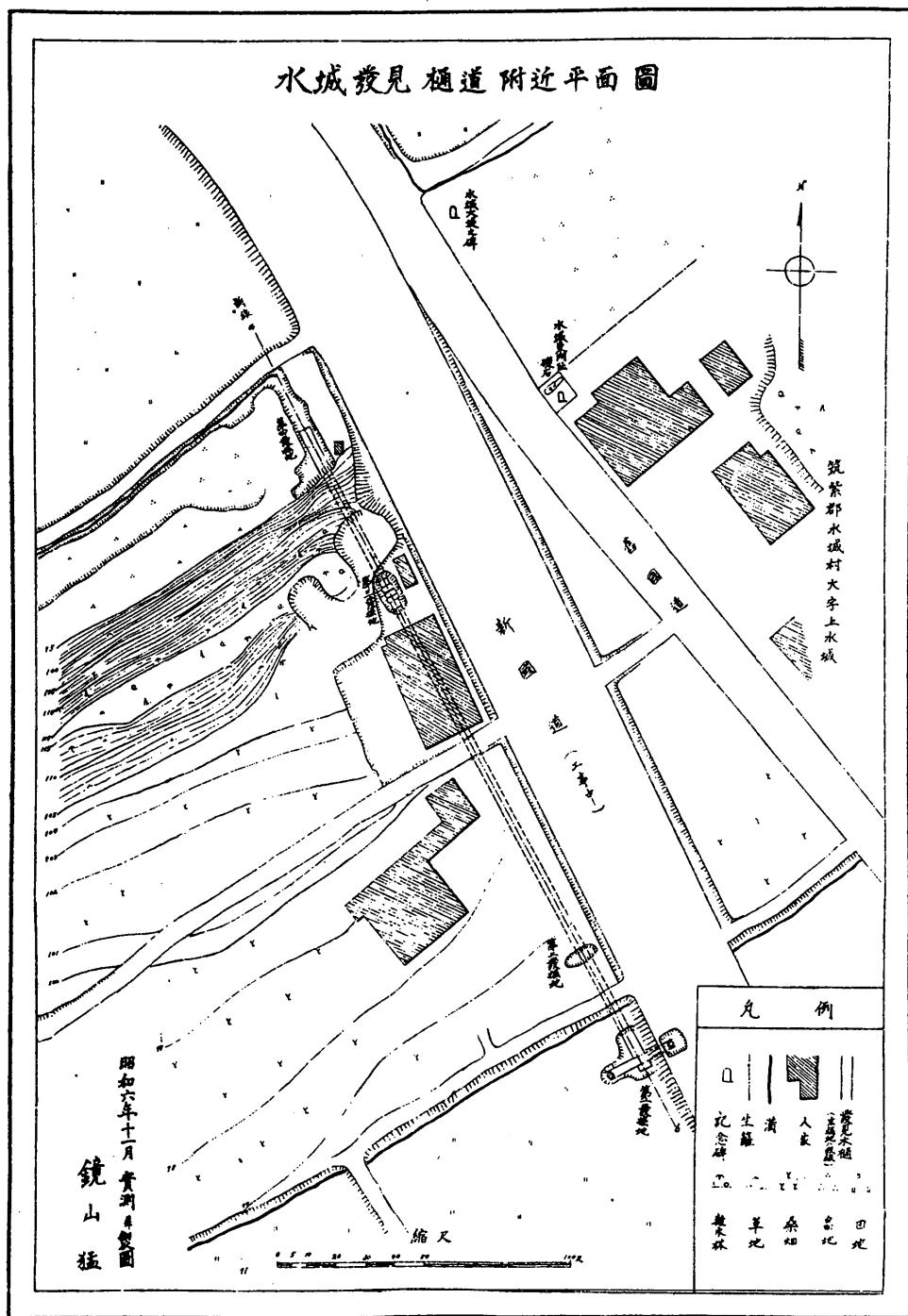
二 宮坐に烟草を喫する儀式

志波村に烟草を栽培せしは慶長の頃長崎より其の種子を傳へて播種せしに創りて今日に至り、明治の頃には烟草の專買局支局の此の地に設置せられし程の土地なるが慶長の當時より寶満宮に一種の喫煙式の傳へられて今日に絶へざるは、毎年十月二十三日注連下しの節、氏子總代村長等立合宮坐を設くる際、其年に收納せし烟草を試喫するの式是なり、其の法新竹にて製せる烟器(節ある竹筒の中央に節なき小竹を挿めるもの)と火器(生竹のけずり屑を竹のさきに挿みたるもの)と其の年栽培せし土地の名を識したる紙に其の烟草を包みたるものと一坐の配膳に備へ、一同火器の火をとりて烟草を喫する法にして圖は昭和六年十月に用ひたる器具を寫したるものなり。

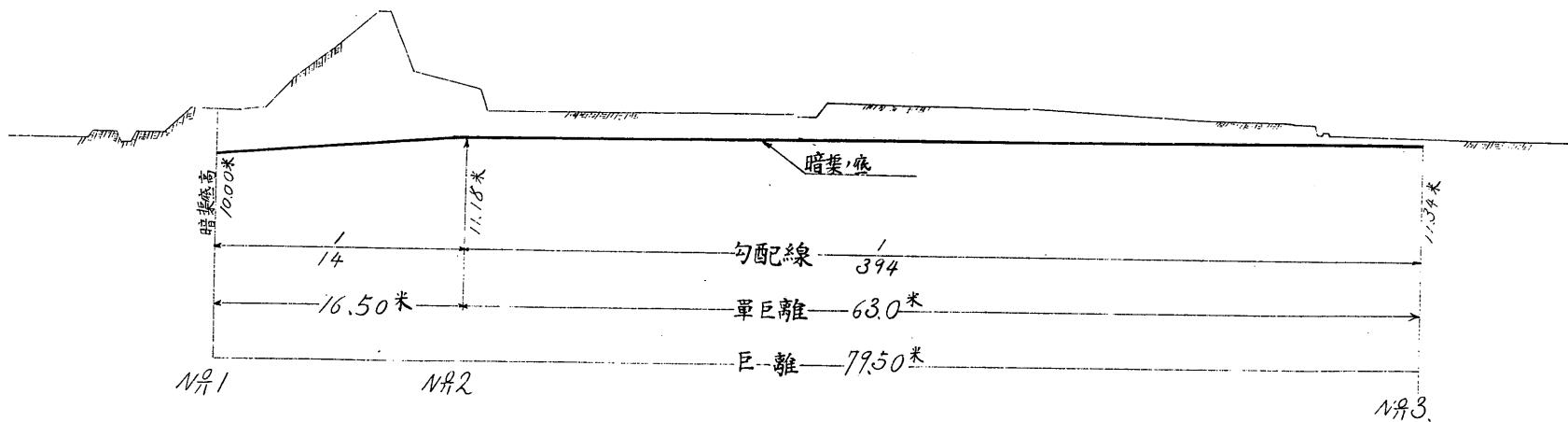
水
城
の
大
樋
の
調
査

第一圖

水城發見通道附近平面圖



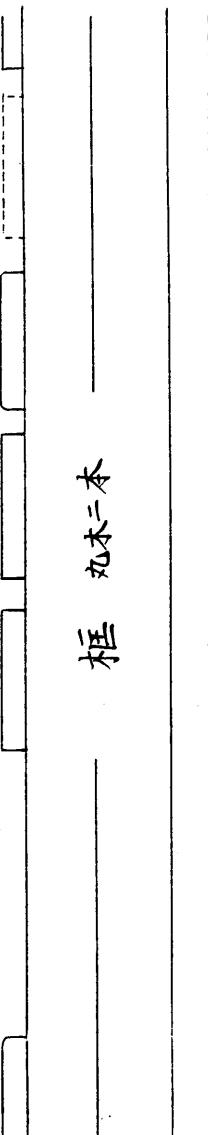
縱斷面圖



第三發掘地

側面圖
(東側)

框 九木二本



(東側)

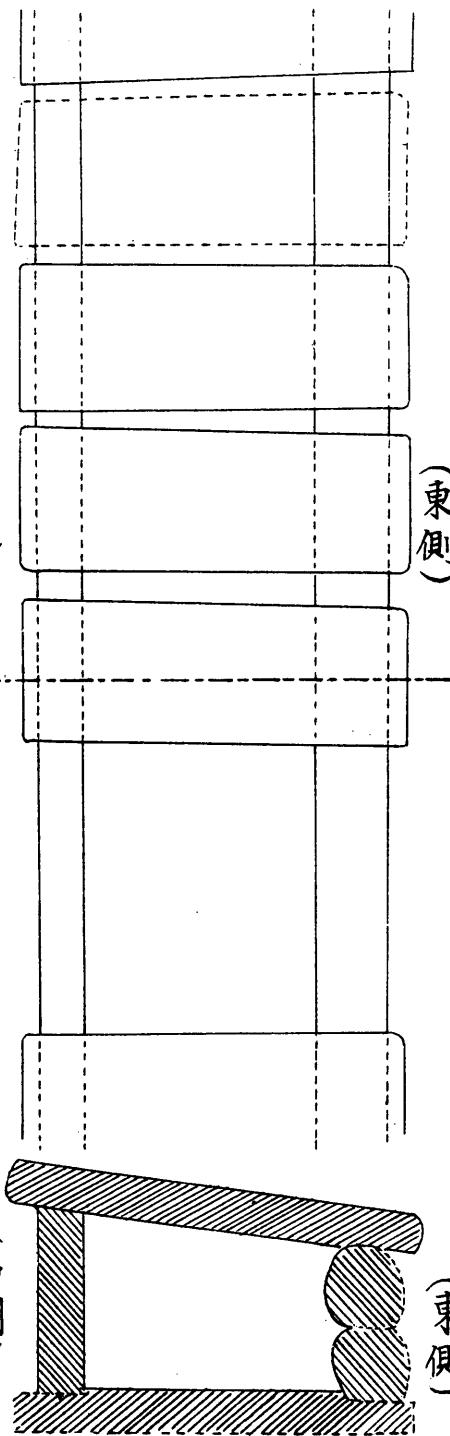
(西側)

截斷線

截斷面
(西側)

第三圖

平面圖

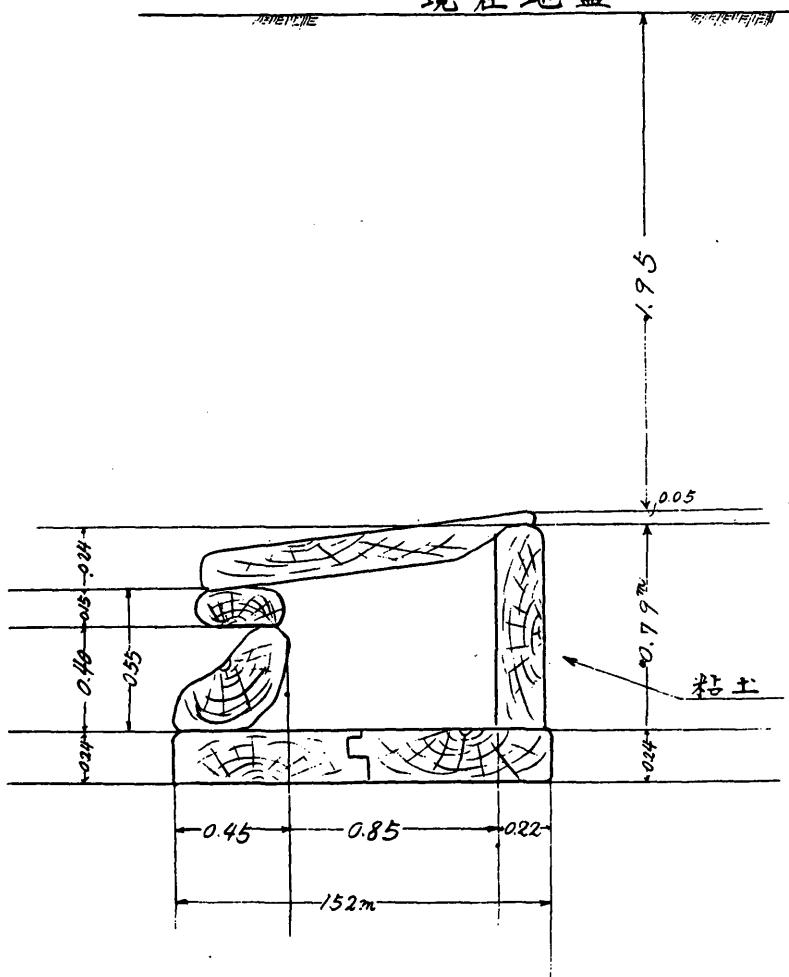


No.2 斷面圖

縮尺參拾分之壹

現在地盤

第四圖



構造圖

縮尺參照之壹

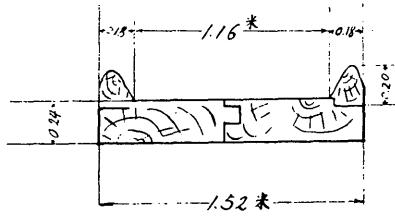
第五圖

平面圖

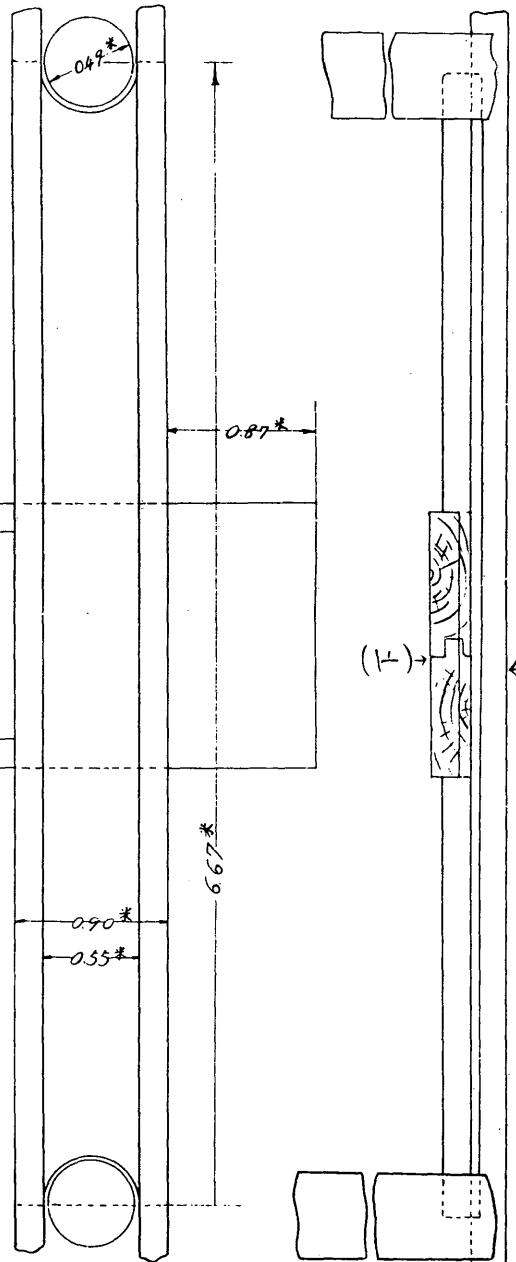
A

A

A-A 断面



側面圖

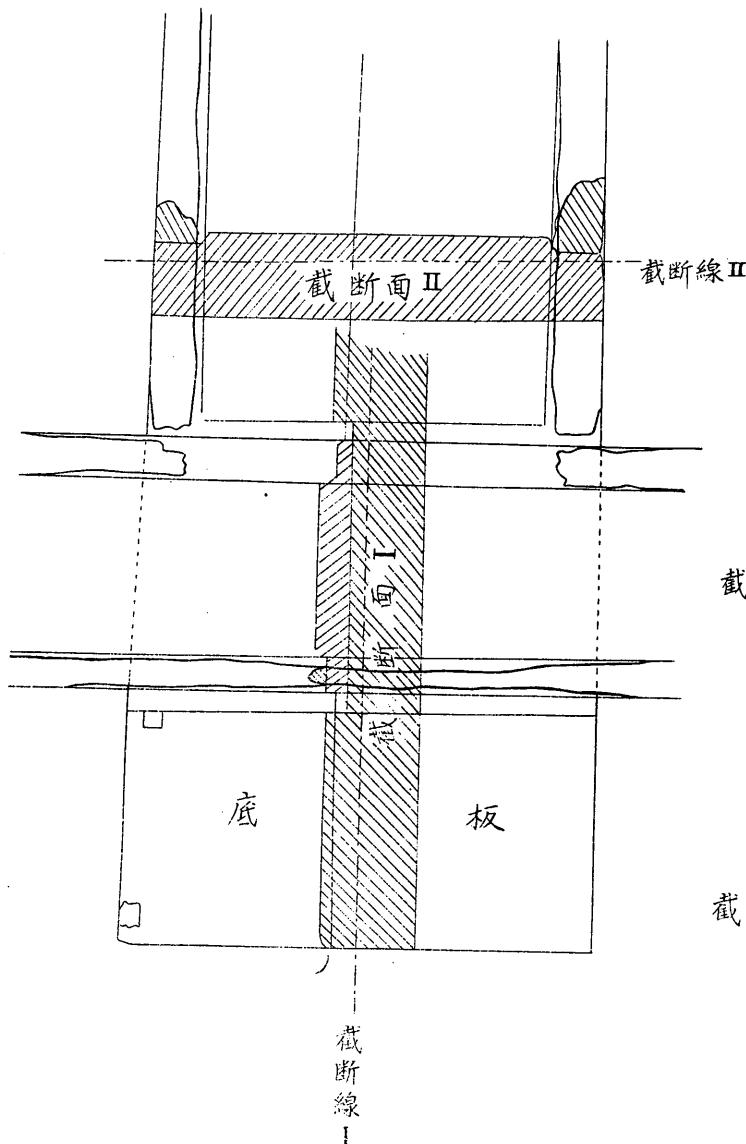


正面圖

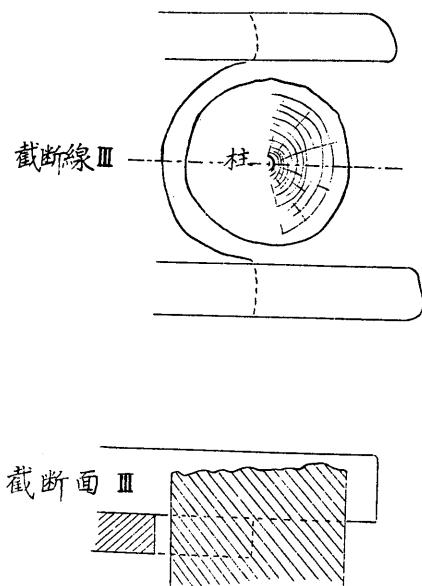
第一發掘地

第六圖

部分平面并断面



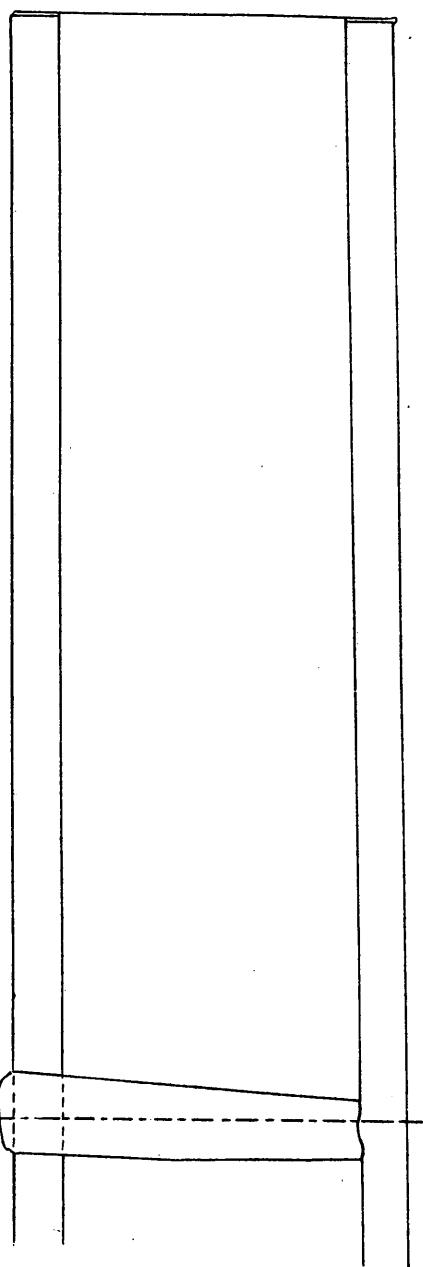
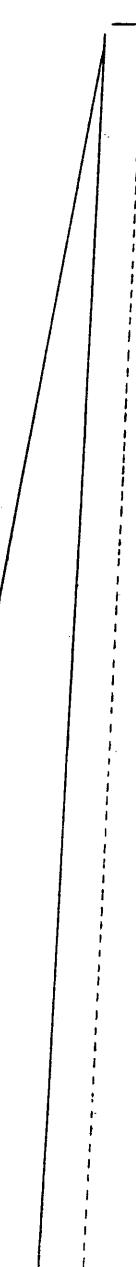
截断线 III



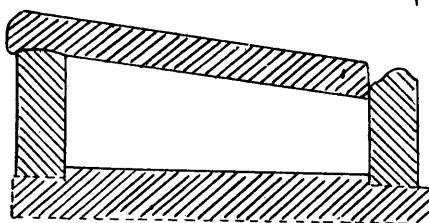
第九圖

第四發掘地

側面圖



截斷線



截斷面

平面圖

水城の大樋の調査

調査委員 長沼賢海

一 発掘の發端と其の経過

近年新たに工事を起された新國道が、福岡市から南下して水城の堤防附近に至るや、舊國道の線と略ぼ一致するやうに計画せられてある。新國道の幅員は、舊國道より遙かに廣いので、水城の東門を通過する所では、勢ひ少し路傍の水城の堤防を削る必要が起り、かつ堤防附近の路傍に沿うて、建てられてあつた數戸の家が、移轉することとなつた。水城東門の西側附近の一戸なる松島新平氏の家屋が、大堤の麓、東門の西側にその敷地を移され、井戸を掘ると、昨昭和五年九月二十六日、地面下一丈ばかりに達するや、偶々此の樋に掘り中てたのである。(第一圖に第三發掘地とある)地點當時私は其の報知をうけて後此の地點の外に三箇所を掘つたのであるが、大方その工事に參加して委細を調査し、且つ助言したのである。

初めは樋であるか、何であるか、勿論判らなかつた。やうやく樋であらうといふことが判つたから、その方角を見當に掘らば、必ずやそれがつゞいてゐるであらうといふ推定のもとに、第一圖に第二發掘地とある所を掘つて見ると、同じく地面下八九尺にして樋の蓋に達した。仍てまだ南の方に樋が續いてゐると推定せられた。そこで何とかして樋の入口を發見しようといふ事になり、

堤防の内部の基底部の其見當にあたる所を掘ると、果然桶の入口を掘り中てた。桶の入口といふのが第一圖第一發掘地とある所である。掘つて見ると桶が十字形に組合はされてある。そして横桶の東端が、新國道の地下に隠されてゐるので、直に掘ることが出來なかつた。仍て姑くこれを中止して、次に桶の出口を發見することに努力せられたのである。桶の出口は堤防を越えて堤防の外部の基底に存在してゐるであらうと推定したが、何分堤防の上には樹木が繁つてゐるから、方角が判然しなかつた(初めは嚴重に測量しなかつたから)かくして出口を中てるには、甚だ困難であり、數度掘り更へて漸く掘り中てた。此の困難をしたのは、桶が堤内と堤外とでは、地面上の深さが可なり相違してゐたからであつた。ついで又桶の入口の方にたちかへつた。そして横桶は縦桶と十字形に交錯してゐるか、或は横桶の北端が國道をくぐつて山麓にまで延長されてゐるかとも考へられたが、多分前者であらうといふので、やがて新國道發掘の許可を得て掘つた。果して横桶の東端を發見したのである。此の報告を書き始めて又不審を生じたから、一昨日(昭和七年三月二十六日)人夫を役して第一發掘地の桶の入口の周圍を掘り下げて見て、新たに發見する所あつた。基底とは窮餘の言葉である。第十圖に80尺と示してある部分をいふのである。

この發掘に最初から非常な興味をもつて努力せられたのは、水城村小學校長島田廣光氏、水城村長藤松太郎、村書記川邊與太郎の兩氏、水城村字國分(役場所在處)村の人中島卯一郎外諸氏、縣廳島田囑託、九州帝國大學學生鏡山猛氏である。私は太宰府町に居住してゐる關係から、當地大學に來任して以來、屢々水城を踏査し、かねて不可解としてゐた水城に對する從來の説明に對し、益々満足することができなくなつた。その頃之れが十分な調査を計劃し、昭和五年二月島田縣廳囑託

に依頼し、縣費にて堤防内外の實測圖(六百分一)を作つて貰つた。今之れを水城實測詳細圖と稱へることにする。此の實測詳細圖が、發掘に際して参考となり、又此の樋の性質を討究するに際し、非常な参考となつたことを特にこゝに記して置く。

二 樋の位置及び姿勢

【1】第一圖は學生鏡山猛氏に嘱して實測せしめ、かつ水城實測詳細圖に依て高低線を測り入れ、それに樋の平面圖をあらはしたものである。前記の如く此の長い樋のうちで、發掘して實際に調査した部分は、その一部分に過ぎない。大部分は想像平面圖であり。點線はそれを示してゐる。樋の方角は地圖に依て大體明瞭であるが如く、正南北の線より北に於て西へ三十度ばかり傾いて居り、大堤には垂直に交つてゐる。樋の勾配を示した圖は樋の底部のみを示し、これを第二圖とした。之は縣の實測圖である。之に據て樋の入口(第一發掘地點から、大堤の最高地點の底部の邊まで)の勾配は〇・一一米である。又大堤の最高地點の底部から樋の出口までの勾配が〇、一三米であるから、全體の勾配は〇・二四米である。樋の勾配の點で注意すべきことは樋の大部分が保つ緩勾配から急勾配に移る地點は明かでないものである。第三發掘地に於ける勾配は、まだ緩勾配をつけている所である。第二圖の如く大堤の最高地點の底部に於て急に勾配が變るものゝ如く示したのは、全く想像に過ぎないのであつて、この勾配の變化は、或は今少し樋の出口に近い部分に於てされてゐるかも知れない。

【2】第一圖の平面圖には明かに示すことが出來なかつたが、大體に於て樋の深さは中央部(第三發掘地點)に於けるよりも、入口及び出口に於てともに減じて居り、ことに入口に於ては出口より

も遙かに淺い。桶の巾は之れと反対に、中央部が最もせまく、入口出口ともに巾を増し、入口に於ては出口よりも更に廣い。しかし結局桶の内よりの断面の面積は大した相違はないやうに思ふ。何分入口に於ては桶の兩側をなす樋の木の腐蝕が多く、出口に於ても東側の樋の木の腐蝕が激しいから、十分に測定することが出来なかつた。凡べて此の形態を判り安い例を以て、誇張していへば、三味線の撥二つを柄の所でつけたやうなものである。

【3】こゝで最も重要な報告は、桶の海水面から計つた高度である。乃ち桶の海面よりの高度と水城の東西の堤防の川よりの兩端、即ち水門のあつたと傳へられる御笠川流域に向ふ堤防の兩端の海拔の高度との關係は、此の桶の性質を考へる上に於て、最重要性を有してゐるのである。桶の入口の地面は、水城實測詳細圖に據れば、海拔九五尺餘である。而して桶の入口は此の地平面下二尺七寸の所にある。(第二圖參看。故に桶の入口の海拔の高度は、約九二尺三寸餘である。恐らく九三尺ぐらゐに達してゐやう。此の海拔の高さをこゝに特記しておきたい。)

三 第三發掘地點に於ける桶の構造

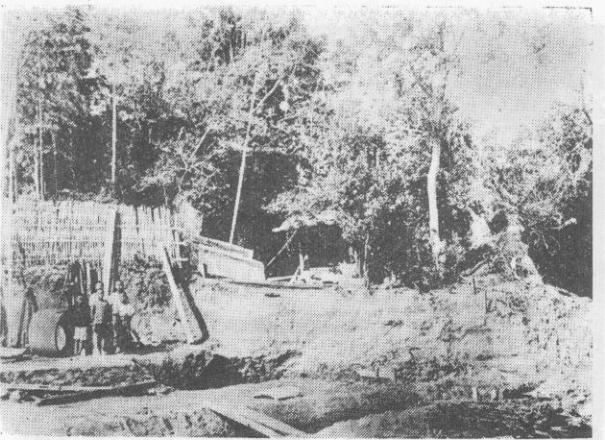
【4】寫眞第一は第三發掘地の壙の地表面、寫眞第二は同地點に於ける桶を壙の東北上部から見下した所、桶の蓋四枚の内一枚をものまゝに遣し、他の三枚は引掲げたる有様である。こゝに特記すべきことは恰かも一枚分の餘地を残して、蓋が無つたことである。又桶の東側即ち山(大野山)よりの側面をなす樋の木は二本を二段に重ねてある。こゝでも特記して置かなければならぬことは、重ねられた上の樋の木の繼目が約一尺ばかり不足してゐることである。之れは腐蝕したものでないことは、一見して明瞭であつた。又地盤の状況から考へて、かつてこの部分が發掘されたこと

とあり、その時蓋をとりのけたやうな形跡もないのであるから、蓋の不足、東側上の段の框の縦目の不足は、桶の築造當時から計画的に行はれたものであることを、更らに特筆しておかねばならない。

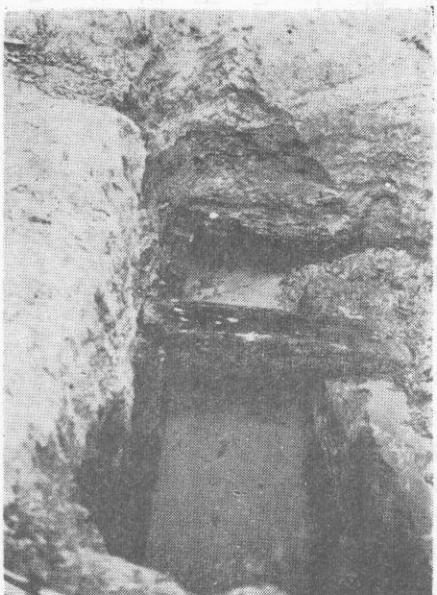
【5】第三圖は鏡山生がこの發掘地點に於ける桶を實測したものである。此の内平面圖について注意すべきことは、蓋が若干づゝ隙を残して被されてあることである。而して此の隙は前後にならべた蓋の用材の前後が腐蝕して生じたものではなくて、初めから間隔がおかれてあつたものである。此の

部分の蓋

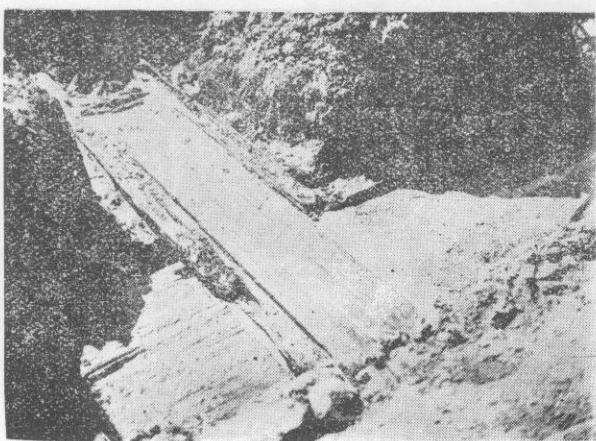
の中、引揚げられたものは三枚今水城小學校に保存せられてゐるから、之れを實見しても自ら明白である。次に第三圖の斷面圖について、縣の測量圖である第四圖の斷面圖と比較して、注意しておくべきことがある。第四圖に左側の框の木が桶の内部に折込んだ如くにあらはしてあるのは、まだ觀



(一) 第 真 寫



(二) 第 真 寫



(三) 第 真 寫

測が不十分であつたのであるまい。折れこんだのではなく、初めから重ねたものである。又第四圖の桶の底部の断面圖に、底板が中央でつぎ合はせた如くにあらはしてあるのは、桶の入口の底板の構造から推定したものらしく思はれる。實際は此の部分に於ける桶の底板は、一枚板であつて、繼ぎ合はせたものでないことは、特に調査する所あつたのである。用材は底・西側框・蓋等は何れも杉を用ひ、東側の下段の框も同じく杉であるが、上段は楓か櫟の類を用ひてあるやうであつた。發掘當時これを記録することを忘れたのを遺憾とする。この構造について特に注意すべきことは、楓の東側即ち山(大野山)よりの方の框は二段に木材を重ねてゐるにもかゝらず、其の高さは西側即ち川(御笠川)よりの框の高さに比して低いことである。山よりの框の木が腐蝕して低くなつたのではないことは、第二發掘地の桶の蓋が少しく東の方へ低く傾いてゐたこと及び第四發掘地點に於ける桶の東側が西側に比して低いことに依て明白であらう。

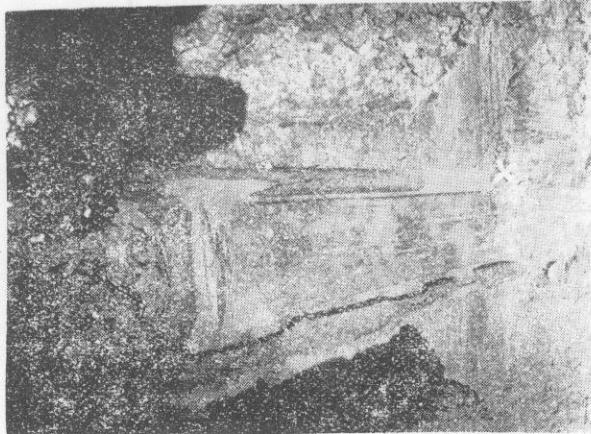
四 第一及第二發掘地點に於ける桶の構造

【6】第二發掘地點に於ては、桶の蓋に掘り中てたのみで、蓋を除けて内部や周圍を検査しなかつたから、今その構造等を報告する資料を有たない。第一發掘地點に於ける桶は桶の入口であるから桶の性質等を考へるには最も重要な部分である。

寫真第三は十字形になつてゐる樋の入口を東南から見たもので、寫真第四は十字になつてゐる横樋の西半分を東から見たものである。横樋の東半分は新國道の下になつてゐるから、横樋の末端、支柱の部分だけ鑿つたに過ぎなかつたことは前に述べた通りである。

第五圖は縣の實測圖であり、第六圖は樋が上下に重つてゐる所の斷面圖を示したもので、鏡山生の實測圖(原圖は二十分の二)である。第六圖では豎樋の斷面の樋の底の木材の繼ぎ合はせを、第五圖の内 A-A 斷面圖の如くに現はすことを略してある)

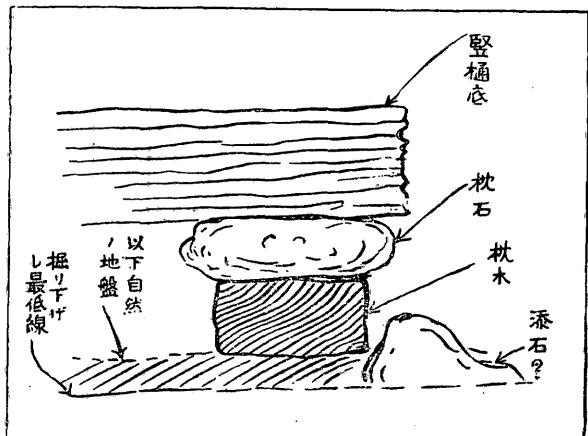
(四) 第五圖(實測圖) 真



【7】横樋の兩端を半圓形に削つて、中に圓柱を樹てゝある。兩柱の高さは略ぼ同様であつて、横樋の底より少しく高い位である。もと此柱が餘程高かつた如くに考へた人もあるつたやうであるが、さういふ形跡は認められない。なぜなれば之れよりも遙かに細い樋の如きも、腐つてなくなつて終つたといふ部分は樋を通じて外にはないのである。まして徑一尺五寸もあらうといふ柱の心まで腐つて、その上部だけなくなるといふことは考へられない。上部が心まで腐つて、以下の大部分が原形のまゝ遺る筈はない。又或る人は上部を切り取つたと考へたやうであるが、切り取つたとすれば、此の邊を鑿つた形跡がなければならぬが、樋の周圍の土壤の状態は、かく認めることが全然許さない。又兩柱の末端の腐蝕せる状態は、寫真で見る如く誠に自然であつて、樋の他の部分の

腐蝕せる状態として一致するものである。兩柱の現状はまづ建設當時の原状を維持してゐるものと認定しなければならない。

【8】横桶の南側の框の腐蝕は可なり激しいが、それでもその框が桶を通じて存在してゐたことは十分認めらるゝことは寫真第四及び第六圖に依つて明白である。然るに北側水城堤防側の框は、堅桶と交錯する部分に於て堅桶の巾だけ除かれてあつたことである。予が最後に調査した際には南側のこの部分の框が發掘後若干亡びて終つてゐたが、猶ほ切り取られ形跡は十分に認められるのは當然である。然るに横桶の北側の框が堅桶の框の内側に於いて終つてゐたといふ形跡は、寫真第四のX印のある部分を見ても明瞭であるが、腐されてとれた跡は全くないのである。之れについては第六圖をも十分參看せられたい。

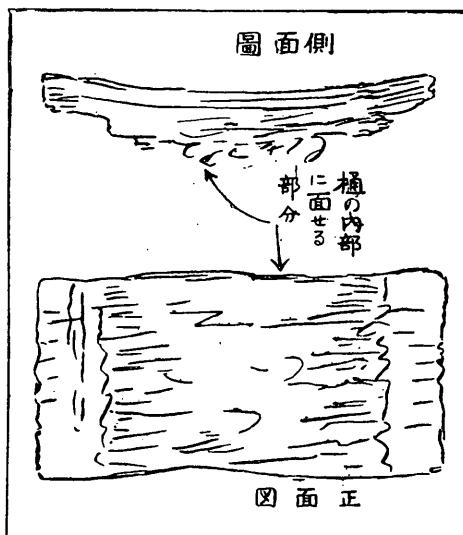


(圖 第) 七

【9】堅桶の末端の底の下に平たい自然石が敷かれてゐる。その形狀等を詳かにする爲めに、最近其の周圍を鑿らせて見ると、其の石の下に、更に枕木を敷き、外側に石を伏せて、其の枕木が外(南方)に移動せぬやうにしてあることが分つた。更にその枕木の下を鑿らせて見ると、始めて自然の地盤に達した。この地盤は火崗岩の崩壊した砂より成り、鮮かな薄い紺青色を呈した砂である。四箇所の發掘場に於ては、いづれも此の地盤に達するまで鑿らなかつたことを大に遺憾

としたが、せん方なかつた、採取した砂が乾燥したのを見ると、灰白色を呈してゐる。第七圖(予の寫生圖に據る)は堅樋の末端の下部を寫生したものである。石は二箇とも火巖石の自然石である。枕木の北寄りの一角を取つて見ると、皮つきのハダが明に現はれて居り、木目も判然してゐるのである。

【10】樋の十字形の頭に當る部分、即ち堅樋の末端、横樋を越えた先きの部分には、三方ともに框がなかつた。すべてこの樋の兩側に、框を据えるには、樋の底の兩側を略ぼ框の厚さだけ切りおとし

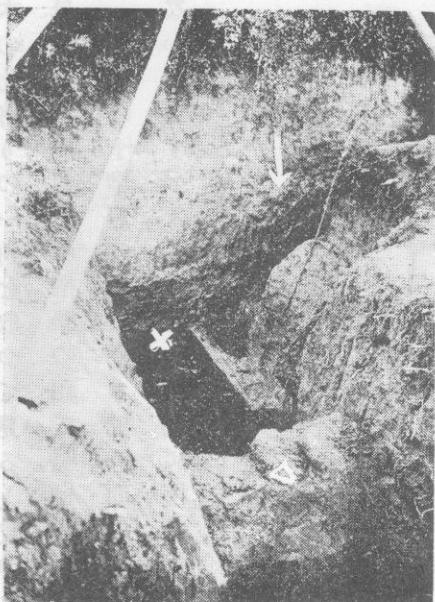


(圖 第八)

面圖はいづれも蓋の圖が完全でない。現在ひき揚げられてある三枚の蓋の中で右の如く造つてあるものは、第八圖の如きものである。(予の寫生圖に據る)かくして樋は組み合はせ式であつたやうであるから、金具を用ひて、つけ合はせた形跡は、樋を通じて發見せられなかつた。或は未發掘の部分に於て發見されるかも知れないが、恐らく、さういふことはあるまい。然るにこの堅樋の頭部にはかくの如き人工の跡が認められないから、四角な三寸四方ぐらゐの穴は木材を引き出す際綱を通す爲めにあけたものであらう。兩側には初めから框がなかつたものと認められる。

【11】第二から第四までの発掘場に於ける桶を通じて蓋の全然發見されない所はなかつたが、此の部分に於てはそれが全然なかつた。腐蝕したとしても、その痕跡がなからなければないが毫もそれらしきものは掘り出さなかつた。そればかりでなく、兩側の框の上にもそれらしきものゝあつた形跡は全くない。之れ等の點から推して、桶の入口には桶の蓋が無かつたものと認められる。

五 第四発掘地點に於ける桶の構造



寫真第五

【12】第四発掘地點に於ける桶は、桶の出口であつて、之れを第一発掘地點に於ける桶の入口の構造と比較して、桶の性質を考へる上に於て、最も重要な部分をなしてゐる。寫真第五はこの地點に於ける桶の一部分を略ぼ東北方から見下ろした所である。第九圖は銚山生の實測にかかるもので、この地點で發掘した桶の平面圖と測面圖である。原圖は實物の二十分の一に書いてある。桶の底板は真中につぎ目はないやうである。何分此の部分に於ては、桶の最末端北端が角度をなして地中に傾斜して居り、かつ出水多くして、土をあげること困難であつたから、桶底の末端からその木口を検査すること、桶の入口に於ける

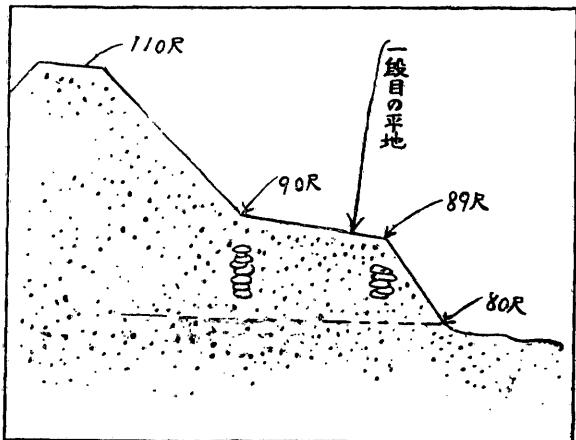
が如く十分ではなかつた。故に右の判断は専ら桶底の表面を調査した結果に過ぎない。

【13】兩側の框はともに一枚であつて、川寄りの方は杉を用ひ、山よりの方は楨か櫟の類を用ひて

あり。川よりの方は、山よりの方より幾分高くなつてゐることは、第九圖の横断面に見る如くである。而して此の部分に框の構造の特異なる點は、樋の末端約七・八尺位の間に於て、斜めに(兩側平均)切り落されて、その端が尖つてゐるのである。

【14】寫眞五の×印の部分に蓋の側面が覗いてゐる。それと八九寸隔てゝ蓋があり、それから先の方(北方)末端までには、蓋が全くなかつた。樋の入口出口ともに蓋がないといふことをこのに重説して、注意をしておきたい。以上二つの點について、或は曾つて掘りたてゝ木材を切り取つたのではあるまいかといふやうにも考へられるが、かつて掘られた形跡は全くない。その理由の一は次の如くである。寫眞第五印のある方向の礎は三四番目に掘つたものである。こゝでは終に樋が發見せられなかつたので、横に現在發見せられてゐる樋の方へ掘り進んだのである。かくして寫眞の正面の水城堤防の中腹部の地層の斷面があらはれて來た。此の地層を見るに多少づゝ相違した土が層をなし地平線に並行に積まれて居り、後世之れを掘り混ぜた痕跡を見出すことが出来ない。寫眞の正面ばかりでなく、礎の左右兩側面の礎の東西両面の地層に於ても同様であり、樋の兩側の土質の状態に於ても掘り交ぜられた形跡は認められない。

【15】更に他の理由は次の如くで樋の此の部分は地下に於て二度石垣の下を潜つて居るのである。かつて樋の木材を切り取つたとすれば、かやうな石垣はその際破壊されてゐなければならなかつたのであるが、そういうふ形跡は全然ない。寫眞五の△印の附してある所が堤防の高い方にあらる石垣である。その前方(北方)にある石垣はこの寫眞には現はれてゐない。いふまでもなく水城の大堤は二段に築かれてゐる。その一段目の平地の前後の堤防地面上に、此の石垣が築かれたもの



(圖十 第)

かと思ふ。今之れを第十圖に圖解しよう。第十圖は水城の東堤防の西端に近い部分で、最も原形の立派に遺つてゐる所を水城實測詳細圖に依つて予が圖したのである。實測ではないが、數字を以て尺度をあらはしたのは、水城實測詳細圖の等高線に依つて注したもので、確實なる海水面からの高さである。桶の存在する部分は不幸にして堤防の形が甚しく崩れてゐるから、正確には云へないが、桶の潜つてゐる二つの石垣は、海拔九十尺の高さの線と同八十九尺の高さの線とに相當する所にある。故に此の二つの石垣は堤防の兩斜面の土の崩れ出るのを防ぐための設備であると思ふ。而して此の石垣は堤防の長さだけ續けられてゐるか、或は桶の伏せてある部分にのみ設けられてゐるか不明である。猶ほこの石垣には、桶の潜つて出る所に水門らしい設備の全くなかつたことを断つてちく。

【16】この二つの石垣の中、奥南の方のものは比較的薄い平な石を重ねてあり。その状態は大野城の石壁の積み方に似てゐる。端(北)の方のものは、稍不規則的な石を、稍々不規則に積んである。何れも曾て動かされた跡の見えないことは前記の通りである。發掘に際し、初めその上部を少し崩しかけたが、之れを中止して、石垣の根底部の石を除いて桶を掘りあらはしたのである。石垣は直接桶の構造とは關係はないけれども、便宜ここに説明した。以上第一、第三、第四發掘地に於て調査し

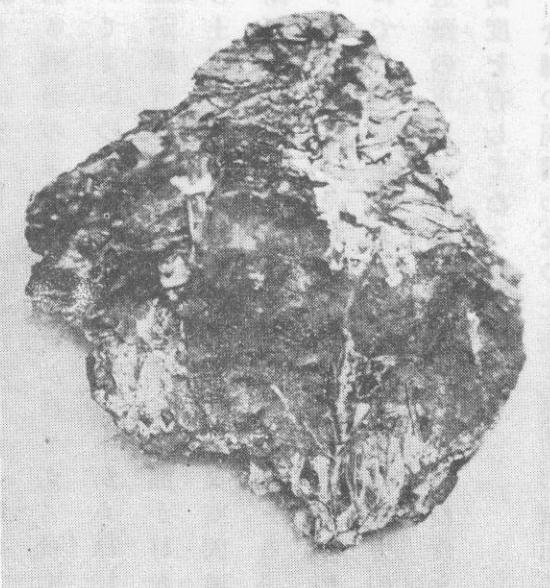
た樋の構造の大略を述べた。何分土木建築に關する素養がないのであるから、説明が甚だ拙であるが、調査したまゝを正直に報告したのである。

六 樋の周囲の土壤の状態

【17】第四圖に樋の横断面の周圍に平均に粘土を以て掩はれてゐる如く書いてあるが、必ずしも平均してゐない。樋の山よりの側には粘土が厚く掩はれてゐる。而して此の粘土は單なる粘土ばかりではなくして、芝を混じてゐる。樋の入口に於ては芝の腐蝕した土壤が非常に多かつたのである。縦樋の末端の下に敷かれてある枕木〔9〕參看の下に自然の地盤から上は、皆それであると云つてよいのである。此の粘土の中からは枝きれや、根、葉等が多くでゝくる。その土壤の色や、質は堤防が鐵道の九州本線に依つて切開された部分の、現在の地平面下一二尺にして達する枝葉を含む土質と全然同様のものである。又新國道に依つて切り開かれた堤防の同道路に面する西側の断面に、一尺をき位に層をなして見える黒い土壤とも同じ性質のものである。鐵道の東側に國道が通つて居り、その東側が巾二三間の平地である。恐らく鐵道敷設當時、堤防の土を取り除いた爲にできた平地であらう。此の平地の東方の堤を少し平げて水城史蹟の碑が建てられてゐる。此の道路の東側の平地は九十尺三寸の高度を有し、水城實測詳細圖新國道西側の断面は百尺内外の高度を有してゐる。(同上)

今樋の周圍の此の土壤と、堤防の断面に見ゆるそれと、堤防の基底にあるそれとを比較すると、樋の周圍は層をなしてゐない。底の部分は層をなしてゐるが其の層と層との間隔が薄いやうである。而して堤防の上層に至るに及んでその間隔が厚くなつてゐると云つてよい。樋の入口に於

ては薄い紺青色に見える自然の地盤から上は殆んど皆此の種の土壤であつたやうであるから、非常に澤山な芝を伏せたものと思はれる。

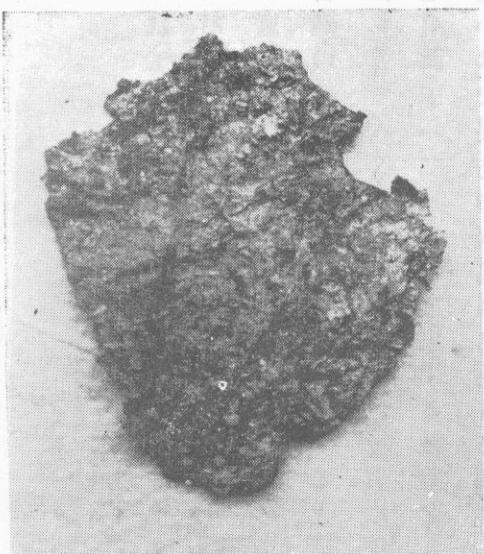


【18】桶の東側の此の土壤の中から未だ屢々自然寫真第六はそれを示したものである。尤もこの青い葉の中には、少し黄ばんて緑色を帶たるものもあり、發掘後間もなく灰黒色に風化する。寫真は乾燥風化して後撮影したものである。寫真第七は一週間程前

(六) 鐵道東側

の平地の
地面下二
尺位の所

で予が掘り出したもので、發掘當時は緑色を呈してゐた。
(土地の人の曰はく眞青になつてゐるものには竹の葉が多い云々こゝに特に注意しなければならぬことは、桶の四地點に於ける發掘に際して、自然色を保有してゐる植物の葉の發見されたのは總べて桶の東側(山より)であつ



て。西側の川よりの方からは一度も青い葉が発見されたことがなかつたことである。

【19】第四發掘地はさきに述べた通り、數箇處を試掘したのであるが、最初樋の存在する堤防の現在の基底の部樋を真直ぐに北に延長した方角から少し西よりの部分に於ては、時々三四百斤ぐらゐ前後の石に鑿りあてた、其の後、樋の出口が發見せられし後樋の出口の北方への延長線を掘り進んだ時にも、不規則に時々石に鑿りあて、或はそれを掘りあげたこともあり、或は此の邊に若干捨石をしたものかと思はれた。すべて此の邊は堤防工事の内で、土を積んだ所であるから、之れ等の石は自然に存在した石ではないのである。而してかくの如き事は他の三箇所の發掘地に於ては決して見ざる所であつた。第四發掘地を掘る際村の人々は「この堤防の土盛は、非常に堅く、自然の地盤を掘るよりも餘程骨が折れる。試みに掘つて見よ、恐らく堤防は普通に土を積んで抑へた位ではない、餘程重いものを以つて押固めたものであらう」と云つてゐた。彼此察するに、先きに述べた二つの石垣⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾〔參看〕と此の捨石とに依て、堤防の形の崩れないやうにしたのであらう。もし此の二つの石垣及び捨石が堤防の他の部分にないとすれば、時に樋の伏せてある所にのみ、特にこれだけ餘計な工事を施したものと見なければならぬ。

【20】樋の出口の末端の邊から先きの方(北)の土は、小砂利や砂が多く出た。之れも他の發掘地點に於ては見られなかつたことである。しかし之れは自然の地盤であるか、或は人工に依つて造られた地盤であるか、不明である。もし此の地點の自然地盤が堤防内の樋の入口の地點に於ける自然の地盤の續いてゐるものと見れば、正しく人工に依つて成つたものと斷定せらるゝ。何分此の邊をもつと廣く、かつ深く掘つて見なければ明白には云へないが、恐らく人工を加へて樋の出口のか

ら○その先○の方○に○かけ○て○かく○の○如○き○砂○利○石○砂○の○交○つ○た○地○盤○を○造○つ○た○も○の○で○あ○ら○う○こ○れ○は○桶○の○何○た○る○も○の○で○ある○か○を○極○め○る○上○に○貴○重○な○暗○示○を○な○す○も○の○と○し○て○特○に○注○意○し○て○お○き○た○い○。

七 桶の内部の現状

【21】 桶の入口及び横桶内にあつた土と外部にあつた土と外の差別は判らなかつた。尤も入口には蓋がないのであるから、上部に於ては内外の差別どころではなく、果して桶がありやなしやを問題としてゐたのであるから、桶上の土壤と、桶外の土壤との差別などを識別する如き注意を拂はなかつたのである。桶の底及び框を發見してから掘りあげた土壤に注意したが、それは框の外の土壤と區別することの出來ないものであつた。灰黒色で多少粘りけがあり、植物の腐蝕したものを混じたものであると判断した。第四第三發掘地點に於ける桶の底に溜つてゐた土と同じやうなものであつた。

【22】 第三及び第四發掘地地に於ける桶の内部は若干空地を存してゐた。それが出口の蓋のある部分に於ては、五六寸、第三發掘地點に於ては一尺ばかりあつた。そしてそれ以下に滯積してゐた土は前に述べた通り、灰黒色の粘質のある土壤であつた。こゝに注意すべきことは、桶の出入口がともに土壤でつぶれてゐるにも係はらず、桶の中間部の桶内には空地を存してゐたことである。

【23】 桶の内部の状態で注意すべきことは、桶の蓋、桶の底及び兩側框の土についてゐる部分、又は木と土と接する部分は殆んど原形に近く存してゐるが、此の空間に面してゐる部分は殆んど木の性を失つてゐる。第八圖桶の蓋の寫生を參看せられたい。空間に面してゐる部分が、ぶく／＼にふくれ出で、その表面は木目から薄くはがれてはね返つてゐる。之れに反し外面の土についてゐ

た方は却て現形に近いものであつた。

八 桧の周囲の地下水の現況

【24】四箇所の發掘地を鑿る際、明瞭に感得されたことは、壙の四壁の中、南北(桟の伏せてある方角)の兩壁からは餘り地下水が出なかつた。又川より(西)の壁からも餘り出なかつた。然るに山より則ち桟の東側の壁からは、頻りに地下水が湧出した。第四發掘壙に於て殊に然りであつた。たゞ一箇所第四發掘地點に於ける桟の西側から頻りに湧出した。併し之れは壙壁から出たのではなくして、むしろ壙底から噴きあげるのであつた。されば發掘後の現状に於ても、東壁の土が最も多く壙中に落ち込んでゐるのである。之れに依て、地下の水脈は其の自然の地盤に於ては不明であるが、堤防の土盛の部分に於ては、大野山の高地から山の斜面と並行に浸出する水が可なり多いものと予は素人判断を下したい。

【25】四箇所の發掘壙内は間もなく水が溜つた。此の地方では年中十二月、一月、二月が最も地下水の枯れる時であつて、井戸替へ、井戸掘り等の地中の工事は、必ず此の時節を擇ぶのを習慣とする。然るにもかゝはらず地下水が上記の如く豊富である。而して四壙の水面の高さは各々同じくない。ことに不思議に思はれたことは、第四發掘地に於ては、石垣(一番上、即ち最南の)内の壙とその外(北)の壙とは僅か三四尺の距離を南北に相隔てるのみであつたにも拘はらず、兩水面は高さを甚しく異にして靜止した。當時内壙の水を外にはき出す爲めに、鐵棒を以て穴を通じて内壙から外壙へ排水した。かゝる地下水の状態に對する學問的な説明は勿論予のよくする所ではないが、常識を以て判断すれば、之れ等の四壙内の地下水は、堅桟の方向、即ち南北ではなくし、東西に流れて

ゐると思はれる。

九 樋の性質に對する愚考の一

以上數項に亘る説明は見聞又は調査のまゝに従ひ、二三愚見を加へた所もあるが、それは特に斷つておいた。此の樋の發見せらるゝや、多くの識者が來て見學せられたが、それは大概一二度、それも中には水を以て掩はれてゐる時、僅かにその一部分を見學したに過ぎないむきもあつた。そして多くの識者は水城の堤防に對する一般の説(堤防は御笠川を堰ぎ止めて、堤防内に水を貯へ、一朝有事の日、水門を開き、水を排出して敵を防いだものであるといふ考)尤も近頃は、之れとともに堤防は敵の侵入をも防ぐ城壁であるといふ新味を加へた意見もあるが、今便宜之れを一般の説と同様に看るに捕はれ、此の樋を以て堤内に堰ぎ止められた水を流出する暗渠の如く考定せらるゝものが多かつたやうである。予は上來能ふ限り細密に、かつ有りのまゝに述べた事情に依て右の説に賛成でき難いことを右に略述しよう。

まず(1)の樋の位置及び姿勢の調査の結果に依て考へよう。^[1]にいふ如くば、流水を通す樋としては、勾配が餘りに寛に過ぎる。^[2]又その形狀が入口及び出口に於て深さを減じ、かつ巾が廣いといふことは、意味をなさない。^[3]にいふ如くば、樋の入口の高さが海拔九十二尺三寸あるから貯水は少くとも之より二三尺高いとしなければならぬ。よし樋の入口と僅かに平均するまでさへ、水が溜つてゐなかつたとしても、東西堤防の川よりの兩端に於ては、堤防が僅かに水面を抜くこと七尺五寸となる。況や水面が樋と同じ平面にある理由はなく、少くとも二三尺は多く溜つてゐたものとしなければ、樋が水道としては用をなさぬ筈である。然らば堤防は頂上三四尺をあらはす

に過ぎないと見なければならぬ、果して然りとすれば、堤防は永く支へ得られないであらう。又それだけの高さの水を御笠川の流るゝ平地に於て堰ぎ止めようとすれば、蓋し莫大な工事を施さねばならぬ。今東西の堤防を検するに頂上三四尺のところまで水が達してゐたといふ何等の痕跡もなく、兩堤防間の平地に於ても、しかく莫大な工事を施した跡はない。此の一點から見ても、此の桶は堤内に貯めた水を流し出す水道乃至暗渠でないことは頗る明瞭であると愚考する。況んやこの高さまで貯水が滔々と溜れば、水城東門は水に浸され、刈萱關の邊は水底に没するのである。

次に四の第一發掘地點に於ける桶(桶の入口)の構造に依て考へよう。^[6]に述べた如くば、水道の水の取口としては甚しく不便、かつ不自然なる形狀を有することを知る。尤も此の横桶の兩柱が長く上部地上にぬき出でるものとして、種々解釋をしようとする人もあるが、^[7]の結果に據れば、此の柱は横桶の兩端が前後左右に動かぬための支柱と解すべきである。^[8]の結果としても、水を取る桶の口として、横桶の北側の柱が堅桶の巾だけ缺除してあるにも拘はらず、桶の前面即ち南側の柱が全部設けられてあつたといふことは、桶が貯水を吸取るものとしたら、非常な支障となるのである。^[10]に據り、桶が水を吸取るものとしては、最も重要な部分をなすべき堅桶の末端に框すらなかつたことは、^[11]に據り桶に蓋がなかつたこと、共に、その暗渠であるべきことをゆるさないのである。

次に第四發掘地點に於ける桶の出口の構造に依て考へよう。^[13]で述べた如きものである桶の兩側の柱の構造は、桶道を流れる水を送り出すものとしては、解釋がつかない。^[15]に於て述べるが

如く、二つの石垣に諸處の神籠石や基山の如き山城に於て見られるやうな嚴重な水門の設けない事も、水が絶えず石垣の下を潜り流れる事を承認せしめないのである。

十 桶の性質に対する思考の一

更らに(4)桶の周圍の土壤の性質及び(5)桶の内部の現状の二項に依て、考へて見よう。桶の周圍を堅く粘土のみで固めたとすれば、桶内を流れる水が、桶外へ出ぬやうにし、かつ桶の腐蝕を防いだものと考へられるが、^[17] いふ如く多くの芝をその粘土の中に入れてある事、^[18] で述べた如くその中には原色に近い木葉を埋藏してゐること、かつ^[21] いふ如く、桶内も亦同様の土壤である所から察して、水が桶内を勢よく流れてゐたとは思へない。桶の入口の土壤の状態では、縦桶及び横桶の兩端から、ドン／＼水が流れ込み得ないやうにしてあつたと断じなければならぬ。又^[22] でいふ如くんば、流水が土を桶内に堆積したと思へない。第一桶内の土壤は水が遺した堆積土ではなく、第二若し流水が遺したものとすれば、桶の出口から巡次奥の方に及ばなければならぬ。然るに中間のみに空間があるといふことは、流水が土砂で桶内を埋めたものとは極め難い。^[23] いふ如き結果は早やくから空間が桶内に生じてゐたことを語るものである。若し、流水が出口から順に土沙で埋めたとすれば常に水が桶内に充ち、空間の生ずる理由はないのである。^[20] で述べた如くんば、桶内を流れ出た水を捨てる設備は何等認められない。若し此の大きな桶内を相當の分量流れ出たとすれば、必ずや猶ほ桶につゞき水を導く設備が必要かく可からざるものであるにも係はらず、それらしき設備のないといふ一事を以てしても、桶は一時に多くの水を通す水道の如きものではあり得ない。以上(4)(5)の兩項に於て桶は堤内の貯水を流し出す暗渠

とか水道とかいふ性質のものと推定することを許さぬと思考した點をあげたのである。

十一 桶の性質に對する思考の三

上記の如く桶が水道にあらずとせば、何であるかといふに、堤防の自然の地盤から上部に伏せてある芝は、堤内の水と堤外に送り出す濕抜きであらう。而して桶はその大仕掛けの濕抜きであらう。

桶の周囲の地下水の現況は(四)の各項に於て述べた如くであるから、堤内の地上に貯へられた水を運ぶ桶ではなくして、地下に滯留する地下水を抜き出す設備であるとすれば、堤内に於ける桶の入口即ち水の取口はなるべく面積を多くする必要があるから、堅桶の末端に横桶を重ねたのであらう。(7) 参看)そして桶の入口、水を吸ひ込まうとするよりは、桶の上に水を導き集めて、それを抜き取る工夫をしたものとすれば、横桶の兩側の框の造方(8) 参看)及び縦桶の入口の末端即ち十字の頭に當る部分の桶の構造が自然に解釋がつき、又此の部分に蓋の無かつたこと(11) 参看)も能く解るのである。又第三發掘地點に於ける桶の蓋の間が、常に少しの隙きが遺されてゐたこと、時には蓋を缺いてゐたこと(4) 参看)も桶の上部に溜る水を桶内に抜出す用意と見べく、又すべて桶の西側の框は一枚板を用ひて、西側より高くしたのは、濕が堤防の内部に滲出るのを防ぎ、東側は框を二段とし、時に一部分これを免除し以て山よりの高地から流れ下る地下水が桶内に導かれ易いやうに工夫されたものであらう(4) 及び(5) 参看)又桶の上方の地下水が桶に達するや、一部は蓋の間隔から桶内に浸入、或は桶の蓋の上を傳うて桶の東側に流れ落つるやうにしたものであらう。

桶の周圍に多くの芝を伏せた^[17]〔參看〕のは濕水が桶内に集り易からしむる方法であらう。又桶内にも芝を伏せた形跡十分あり^[21]〔參看〕果して然らばそれは水を極はめて緩かに、堤防の外部に排除する爲めであり、ことに豎桶の東側から自然色を有する樹葉が採取されたことは、山よりの方面からの地下水の量が多いからである。さればこの方面的框が前に述べたが如く工夫されたものであらう。^[13]〔^[14]兩項參看〕又桶の出口の部分は桶の兩側の框をそぎ落して^[13]〔參看〕桶内に芝を益々多く伏せて、水分の吸收を多くし、次にそれを石を混じた土砂をして自然に吸取らしめる^[20]〔參看〕やうに工夫されたのであらう。或は此の土砂は桶を流れる水が堆積したものと考へられるやうでもあるが、然るためには、桶の入口にも、内部にも同じ土砂が堆積してゐなければならぬ筈であるが、入口にも、内部にも同じやうな土砂はなかつた。又假りに土砂がこれだけ溜り得たとすればそれだけの空隙が豫め用意せられなければならぬ譯であるが、さうした準備があつたやうには思へない。以上の如く桶の入口、出口の構造及び兩口の周圍の土壤の性質のみに依て考へても、桶は水を流す暗渠として説明し難い點のみであるが、之れを濕抜きと考ふれば、一々尤も至極と思はれるやうである。

此の地方は濕抜きに芝を伏せることを常とする。予が大正八九年頃住居してゐた太宰府町字池端^{いけのぼり}の家は山(天満宮の背面の山のつどき)の麓の深田を埋めて屋敷となしたのである。その時現屋敷の地面下四尺位の所に、厚く芝を伏せて、山麓屋敷の東北の水を抜き取つて下水屋敷の西南の境をめぐる)を導くやうにしてある。水は四季を通じて滲み出てゐる。又灌漑用水を得る爲めの堰が、御笠川の水城堤防の附近に多いのである。現在は木材、石材、コンクリート等に據て作られて

ゐるが、昔は皆芝と土とを交互に伏せて堰となし、必要な水をとりその餘水は自然に芝を傳はつて流れ出るやうにしてあつたといふことである。現在も猶ほ此の類の堰が一箇所水城堤防から五六丁上流に存在してゐる。郷土の風を知るべきである。猶ほ桶は濕抜きであらうといふ考に對しては、水城の堤防は貯水が目的でなく、又一般に信ぜらるゝが如く貯水が多かつたものでもなからうといふことについて愚考を述べる必要が多々ある。併し今はたゞ桶の實況を述べる事を主とし、其の性質に對する愚考を附録するに際し、水城一般のことにつき言及せざるを得なかつた點にのみ就いて就べた。後日水城一般に對する愚考を述べる機會があらう。

本報告には大野城の續報を載すべきであつたが、臨時に水城の桶が發見せられたので、止むなくそれを次年度にかゝることとした。(昭和七年三月末日)

寫眞第二の説明

此の寫眞に見ゆる桶の蓋は一度引き揚げたのを再びおいたのであるから、原位置は多少動いてゐる。

獨鉛寺と千年家の調査

獨
鉢
寺

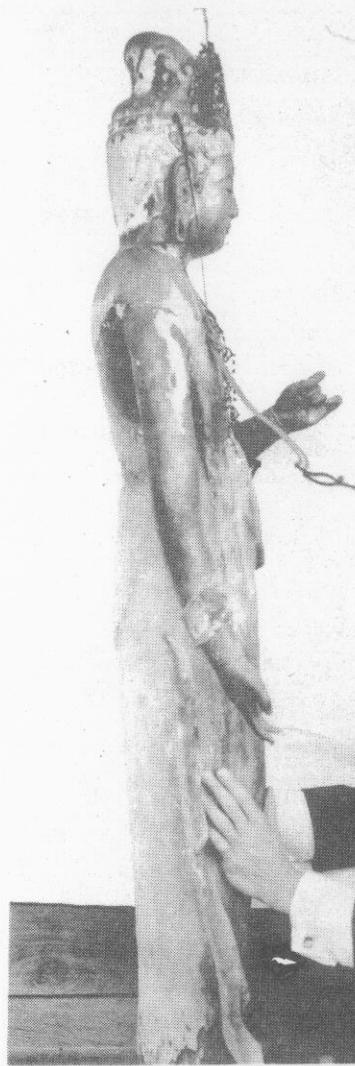
壇鏡及獨鉢



獨
鉢
寺
本
堂



獨鉢寺本堂安置聖觀音像側面



同正面



千 年 家 古 瓮



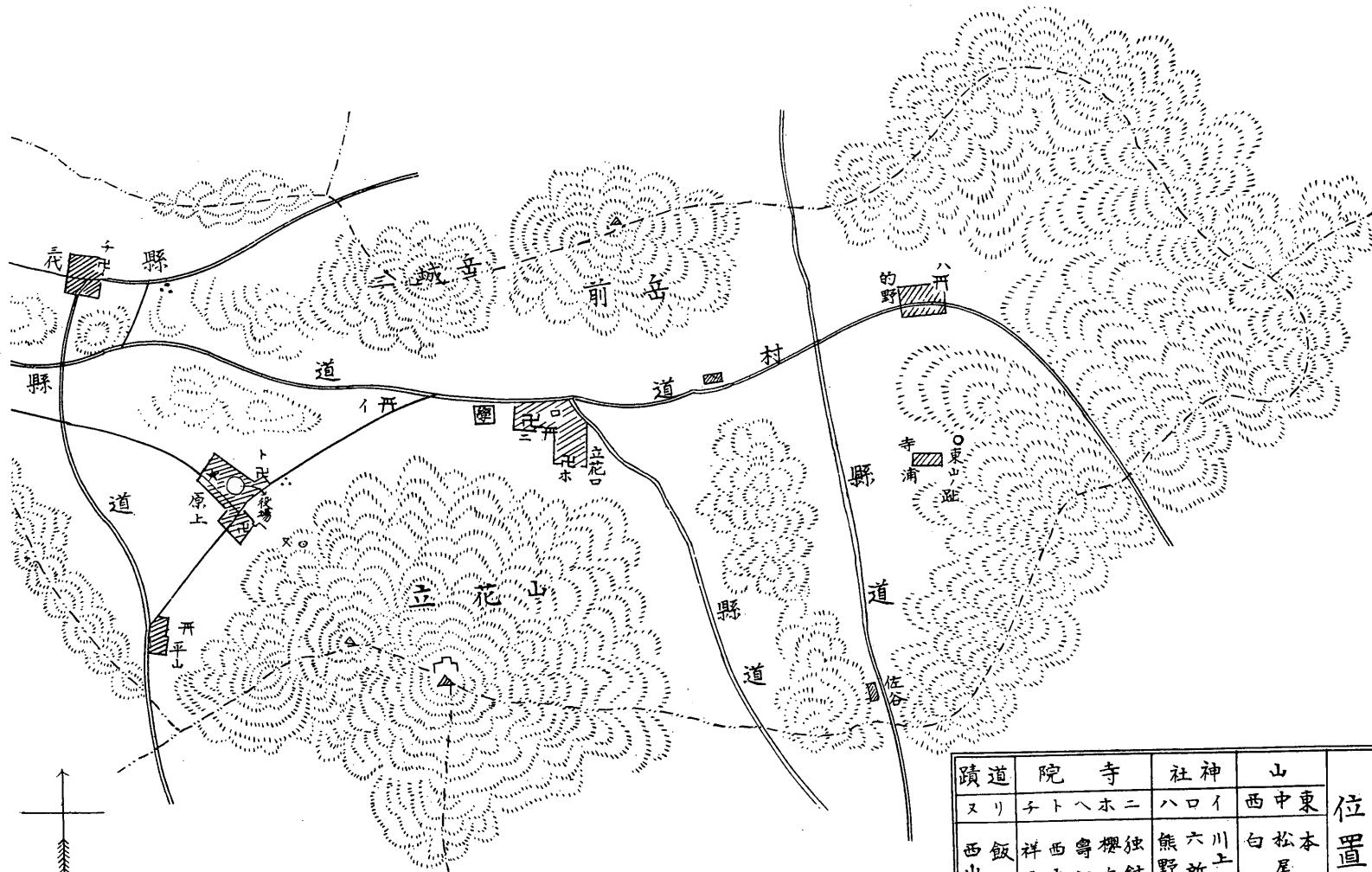
千 年 家 毛 利 輝 元 書 狀



千年家
毘沙門像正面



同侧面



獨鉢寺附近見取圖

位置表	山	社神	院寺	跡道
	西中東	八口イ	子トヘホニ	又リ
	白松本	熊野神社	祥雲寺	飯西
	尾所	上神社	福光寺	山坊
	山城	宮社	院寺	水銅
				趾

獨鉢寺と千年家の調査

調査委員 竹岡勝也

一位置

寶満と若杉とを結ぶ一線を更に北西に延長し、これを新宮海岸の花鶴川口に至らしめる時、この一線上に於て矢張り傳教關係の傳説を持つ處の獨鉢寺及び千年家を求める事が出来る。そしてこの獨鉢寺と千年家とは又一つの傳説に依つて結ばれる。獨鉢寺は立花山の北、糟屋郡立花村大字立花口西敷にあり、千年家は更にその北西、同郡新宮村大字上府にあり、現在横大路茂助氏邸宅となつて居る。

二傳說

獨鉢寺の由來を語るものとしては先づ元龜三年に再興された藥師佛厨子の銘を擧げなければならぬ。

伏秘。夫南閣浮提大日本國鎮西筑前州糟屋郡院内天臺別院立華山獨鉢寺本堂御本尊令安置訖。大願主宗像朝臣氏貞弟女抽無ニ之懇志元龜三稔仲呂上澣大吉日新造訖。抑此寺濫觴事天應年中傳教大師渡唐御歸朝之砌開發之寺家也。送星霜八百餘歲矣。爰根元本尊者大師御

作日本七佛之内也。然處宮方將軍方諱論刻諸國一致凶亂之故件之尊像並七堂悉燒失畢。其以來有名無實而廢怠之條大師御持物之獨古壇鏡崇本尊事六百餘廻云云。今將造立之旨趣者瑞夢覃數度之間且敬往昔之威光且仰心中願望須成就者也矣。則武運長持息災延命子孫繁榮郡鄉豐饒城内安全諸從快樂如意吉祥之由如件。干時元龜三年壬申卯月廿八日 大願主敬白。
（不明の處筑前雜徵に據る）。

これに依れば獨鈷寺は天應年中(延暦廿四年)傳教が初めて唐から歸朝された際に建立されたものであつて、その本尊は傳教の自作にかかるものであつたが、吉野朝以来の兵亂に依つてその本尊堂舍悉く焼失して仕舞つた。その後長く荒廢を續け、僅かに大師御持物の獨鈷及び壇鏡を以て本尊に代らしめて來たのであつたが、元龜三年に及び、宗像氏貞の弟女瑞夢を得て新に本尊藥師の尊像を刻み、これを本堂に安置し奉つたと云ふ事になつて居る。

次に元祿十二年の春、松月菴主實山がこの獨鈷寺に遊んで、詩を賦しその由來を誌したもののが今獨鈷寺に残されて居る。これには「往昔傳教大師開此境以獨鈷指地靈水湧出至今不絕。獨鈷亦傳之。庭下一面苔石即是大師定坐牀也」と云ふ言葉があり、即ちこれに於ては更に獨鈷、獨鈷水及び坐禪石に關する傳説が現れて來て居る事が見られる。

然るにこの傳説は寛政享和の頃に至つて頻りに記録せられ、その今日に迄傳へられるものまた少くはない。就中詳細を極めるものは獨鈷寺に傳へられる「寛政八年法眼普山誌」とある立華山明鏡院獨鈷寺之來由と、千年家即ち横大路家に傳へられる「寛政九年庄屋治右工門の書上覺」とである。この他横大路家には尙寛政六年の「豪潮畫併記」とある大師像及びその贊があり、翌七年こ

れに對して龜井南溟が誌した誦がある。先づ立華山明鏡院獨鈷寺之來由を見なければならぬが、これには獨鈷寺の由來及びその千年家との關係に就て次の如く語られて居る。

桓武天皇延暦二十三年七月菅原の清公朝臣を遣唐使として入唐せしめ給ふ時傳教大師も法を求める爲同船にて海を渡り震旦の四明にて天臺の法を傳へ顯密の二教を授り翌年乙酉の六月に歸朝ありける。本洲に着岸ありて携來玉ふ壇鏡と獨鈷を虛空に放て法を弘むべき相應の地を試み玉ふに其鏡の光虛空に輝き獨鈷と共に飛去りたりとなん。斯くて糟屋の郡二神山より乾に當り一里許りの道の傍に休み玉ひけるに二神山は今立花山なり。大師唐土より携給ふ楮の杖を此山に差し玉ひしが枝葉さかへ花を生じたりしより立花山と改まりしなり。此所に獨鈷飛來たれば即ち靈場となりて其寺今に存せるなり。弓矢を携へたる男子山より下りけるを見て大師問ひ玉ふに此の山中に何ぞ奇瑞と思しきことはなかりしや此處をロノ坪と云ふ。これは大師歸朝し玉ひて初て物を申させ玉ふに依て名付けしと云へり。爰に自然石の大なるがありけるに觀世音を御開眼ありて此を今に口開きの觀音と云傳ふ。此の男申様私は源四郎と申して此の邊に住む者なるが大師この源四郎が許を其後訪ひ玉ひたるとき良材を盡地名を岩屋と號せしとかや。二神山に御案内申せしときに今より横大路と名乗るべしとありけるより横大路を氏として代々を經て後に立花道雪に仕へ同家の感狀をも持ち傳へたり。其家に大師天台山より持來り玉ひし毘沙門天王の尊像あり。又唐土より持ち玉ひし火を残し玉ひしが今千年に近く成りけるに其火の絶ざるぞ不思議なりけらし。又其家より二町餘り下に杖を立て加持ありしに清水出しが今に其水傳はリ火水共にこれを用ひて相縫せり。大師此の水火を用ひて他の水火を用ひず信心怠ることなくば永く此家滅すべからずと誓ひ給ひし言葉の末遠はず今の次右衛門まで三十六世に及ベり。又古來より此家に火難なしとかや。世に稀なることなれば爰に贊し侍る。夜前この山に鹿を射んとて待たるに虚空より一片の火炎飛來り山谷震動しけるに膽を消し觀音堂に入り祈願し夜を明し唯今歸るところと申すにいかにもこそあらめ其處に予を連れ行くべしと有るに任せ源四郎道の案内して其山に誘なひ奉るに彼の二つの寶器石上に在り。さらば爰こそ靈地ならんと一字の草堂を造立し自ら藥師佛の尊像を刻み玉ふ此の尊像日本七佛藥師の一体なるとなり。此の尊像をもて天下太平國家安全諸民豐樂を祈り玉ふ。此の所に水なかりければ獨鈷をもて大地を穿ち玉ふに則ち清水湧き出たるを闕仰として七ヶ日密教

開闢修行し玉ひしが獨鉛水の井とて旱雨に増減の憂なくて今に存せるぞかし。唐土より持來り玉ひし櫓の杖枝葉を生じ今に繁茂せるなり。寺の前に坐禪石とて大石あり。是も昔の儘なりとなり。かゝる靈場にして其後繁昌し三十六院ありて四時の祭嚴重なりける。院東山に一院花に三十一院西山に四院東山にこれと改め稱すとなり。院内三十六院なり。されど盛衰は遁れざる習はせにて中古已來追々滅寺して元龜の頃は僅かに六坊となりしが今は只この寺のみぞ残りて戸次道雪此の山上にあり故に氏を立花と改められしが其時は立花氏の祈願所にして六所權現の祭祀をこたりなかりしも皆焼失して今は斯く衰へけらし。此寺は西教坊なりしを大師の獨鉛壇鏡を持傳へたればとて其後に立華山明鏡院獨鉛寺とは號せしとなん云々。

庄屋治右工衛門の書上は矢張り以上の傳説を語るものではあるが、その千年家との關係に於て二三加へらるべきものがある。次にその一節を擧げて見る。

一、上府村治右衛門家に毘沙門天尊像一體所持仕居申候。其由來は延暦年中傳教大師歸朝之砌花靄濱より着岸二神山江越行之折節治右衛門先祖源四郎猪鹿獵に參り弓箭を携へ立歸り居申候處同村抱立石と申所に右大師に行逢候處何方に參候哉と尋有之由二神山より參候段相答候處右山所より何ぞ怪敷儀は無之哉と尋候に付同山鳴動し光る物夥敷有之由相答申候由然る處其地江案内仕候様との譯に付右山所より致案内候處獨鉛且鏡石上に有之候由所者今之獨鉛寺と申事に御座候。右獨鉛且鏡は今以獨鉛寺に有之候。夫より源四郎宅江入來之上震旦國四明山より將來之毘沙門天尊像並たき火横大路と申苗字をも被傳猶又源四郎宅より壹町餘寅卯に下り杖を所立置加持在之清水湧出候所を岩井水と被名附於今清水にて御座候。此水

を用信心不怠候上者永く名跡之家滅候間敷難產大難無之様にと被傳候由右之水汲取每朝毘沙門天に相備呑水幾水に仕來候。今に至迄六月十三日一ヶ年に一度宛獨鈷寺住持相見江毘沙門天於廣前子孫繁昌祭日祈禱仕來候。尙又立石と申所に大師暫く被爲滯立石を觀音と被名附候由申傳候。今に治右衛門抱内に御座候俗に楊枝佛と唱來候歎を痛候者年の數楊枝を削參詣立願仕候。只今穗ノ毛口ノ坪と申傳候。

豪潮の贊、南溟の誦、又以上傳へる處と大差ないが、唯毘沙門天尊像を「震旦國四明山より將來の」とあるのに對し、これに於ては何れも傳教自ら多聞天像を刻みとなつて居る。

尙異傳を擧げるならば本尊藥師佛に關し、元龜の厨子銘は「諸國一致凶亂の故に件の尊像並七堂悉く燒失し畢んぬ」と語つて居るのに對し、太宰管内志、筑陽志は共にこの尊像は後に叡山の根本中堂に移された。そしてその後には獨鈷を安置して獨鈷寺と稱し、これこの堂に本尊なき所以であると云ふ傳へを擧げて居る。

かくの如く傳説に多少の異同はあるが、要するに獨鈷寺は傳教の歸朝に際し、靈地を求めて建立された最初の寺院であり、その靈地を求める爲めに邂逅した源四郎は、千年家即ち權大路家の先祖であつて、權大路家にはこの時毘沙門天の尊像及び四明の靈火が傳へられ、岩井の清水もこの時初めて湧出したものである事が語られて居り、獨鈷寺には獨鈷及び壇鏡が傳へられこれと共に坐禪石及び矢張り獨鈷水等の傳説が語られるに至つて居る。今日これを傳へるものは主として寛政亨和頃の記録であるが、更に遡り得るものである事は、元龜の厨子銘、實山の詩等に依つても窺はれ、この因縁に依つて古來僧侶學者文人のこれを訪れるものも少くなかつたらしい。青

柳種信は「萬代もすみてぞゆかめこのやとの岩井の水のたゆる時なく」と歌ひ大隈言道は「常磐なるいはやのさとのきみかやはこゝろのまゝにとしを經ぬへし」と歌つたものが、矢張り千年家に残されて居る。その他千年家には尙家寶として傳へられて來て居るもののが少くない。

以上は獨鉢寺及び千年家に關する傳説を辿つて見たものであるが、この傳説を歴史的に根據付ける事は固より困難であるに相違ない。傳教の歸朝に關して、叡山大師傳には「五月中旬上第一船。蒙三寶護念神祇冥護。海中無恙著長門國。即便上京。所將來天台法門并真言法門道具等。奉進内裏云々」とあり、その他傳教の傳記は多くこれに從つて居る。併しながら矢張り叡山大師傳には「弘仁五年春。爲遂渡海願向筑紫國修諸功德云々」と云ふ言葉があり、かくして寶満、宇佐、河春等と密接な關係が結ばれ、早くこの地方に布教が行はれて居るらしい事に就ては嘗つて報告書第五輯に於て述べる處あつた。獨鉢寺の起元に關し、記錄に於てその當時に迄遡る事は到底不可能であるが、今日に迄この傳説を支へて來た處の獨鉢(長さ一五・五纏)及び海獸葡萄鏡(直徑一三・七纏。微弱な反りあり、海獸の紋様が多少くづれて居る)が寺寶として傳へられて居る事は注目されなければならぬであらう。殊に現在獨鉢寺本堂に安置される聖觀音は破損甚しく、而かも後世の修理に妨げられて、原形を窺ふ事は困難であるが、一木の立像であつて、頸部から上體にかけては尙藤原前期の面影を止めて居る。姿體扁平である事は、一木として稀に見る例を示して居るとも云はれるであらう。その他藥師堂内にも當時を忍ぶべき多くの破像を殘して居る。

千年家はその名が示す如く、その建物が源四郎以後一度の火難もなく今日に迄残されて來たと傳へられる。又四明の靈火も一千餘年の間中斷される事なく、當時の釜と稱せられるものも家

寶として傳へられて來て居る。それは兎も角もとして、或は傳教自ら刻む處と稱せられ、或は震旦國から將來されたと稱へられる毘沙門像は、一尺足らずの小像ではあるが、その手法精巧であつて、而かも繁縝に流れず、矢張りその製作年代に於て獨鈷寺の聖觀音と相前後するのである事を思はしめる。そして下つて戰國時代に至れば、地方の豪族として活動して居た事は、横大路家に傳へられる立花道雪その他の感狀毛利輝元の書狀等に依つても知る事が出來る。

附記。立華山明鏡院獨鈷寺來由或は太宰管内志の記事が基く處の傳說は已に續風土記に記錄されて居る。今これを引用してこの一項を補つて置く。

獨鈷寺(天台宗)

立花山と號す。立花口村に在。傳教大師入唐し法を傳へて歸朝の時初て開基有し所と云。昔僧坊卅六區有しとかや。如斯大寺有し故昔は此邊の村を院内と云。立花口村に六所權現の社有則此三十六坊より祭事を司りけるとかや。座主坊を西教坊と云。年中五度の大祭をば僧坊三十家よりかはるゝ勤行せり。正月朔日能樂坊、利生院、東光坊
不動院、中園坊、積善坊七月七日城鏡坊、寶泉坊、中堂坊
城嚴坊、辻坊、常定坊九月九日善常坊、寶藏坊、一乘坊
日當坊、大藏坊、寶住坊其勤行の次第かくの如し。

右の外原上村に西山坊、奥坊、上座坊、榮昌坊、猪野村に深砂坊、以上皆獨鈷寺の末寺也。今は西教坊のみ纔に残れり。甚閑寂の境也。其前庭に長一間半に横三四尺許成石有。傳教石と名付く。傳教此石に安座せられしと也。又傳教持來の獨鈷並壇鏡有。古畫の佛像等多し。

○傳教坐禪石の側に在つる大木藥師佛の靈威有しと稱し此木を切て藥師佛を造り一寺の本尊として藥師堂を建らる。今の堂の地也。其後叡嶽に赴きし時此藥師を携て山に至り根本

中堂に安置せらる。故に其址に獨鈷を安置して獨鈷寺と稱し置れたり。是此堂に本尊なき由來成しと云傳ふ。今之薬師は後年宗像氏貞女宿願によつて造て安置しける由佛の背に書記せり。又薬師堂の庭に獨鈷水有。傳教獨鈷を以法を修して清水湧出すと云傳へ今に絶ず清冽也。堂の側に菩提樹有て甚大也。西天佛成道の地の靈種をもて來り此地に植と云。又檣の木有。傳教携へ來る杖を以て誓て此所に立置れしに其枝根を生じて今に其根を傳ふと俗にいへり。

三 現 狀

獨鈷寺三十六坊に就ては九州治亂史、天文元年十一月大内勢が立花城を攻めた時の條に「立花山明鏡院獨鈷寺並に末坊三十六坊共此の兵火に罹り全焼す」と云ふ事があり、立華山明鏡院獨鈷寺之來由には嘗つては三十六院あつて四時の祭嚴重であつたが、中古已末追々滅寺して元龜の頃には僅かに六坊となり、今は只この寺のみが残つて居るとある。そしてその三十六坊に就て「三十六坊ありし時は院内村と云ひしを今は立花口と改め稱すとなり。立花口に三十一院、西山に四院、東山に一院、これを合せて三十六院なり」と語られ、更に太宰管内志は、この三十六坊の名稱を擧げて「有僧房三十六區。以西教坊爲座主坊。以此邊數村爲境內。所謂三十六坊者、立花口村能樂坊、利生坊、來光坊、鏡知坊、院主坊、福万坊、日常坊、大藏坊、寶住坊、知定坊、妙光坊、甘露坊、不動院、中園坊、積善坊、城嚴坊、辻坊、常定坊、城鏡坊、寶泉坊、中堂坊、善定坊、寶藏坊、一乘坊、十樂坊、大追坊、筒井坊、向城坊、鏡實坊、普門坊、西山坊、奥ノ坊、上座坊、繁昌坊、伊野村深砂坊是也。今則退轉而纔存西教坊。最閑靜之地也。」と云つて居る。即ちその全盛當時に存在したと云はれる三十六坊は多く荒廢して、纔かにその西教坊は現在の獨鈷寺として残り、獨鈷寺所在の字名西教はこの關係を物語るものだと傳へられる。そして

この獨鈷寺本堂には現在中央に、維新の神佛分離に際し、荒戸の源光院から移された釋迦三尊その他の諸像が安置されて居る。尙本堂の前には坐禪石と傳へられる九尺七尺の實山の所謂苔石があり、更に本堂正面に相對して大日堂あり、是に藥師の厨子が納められて居る。獨鈷寺境内から東に下れば嘗つて三十六坊が奉仕して居たと語られる六所宮あり、これと並んで藥師堂がある。藥師堂には宗像氏貞の弟女が寄進したと云ふ藥師像が安置せられ、その側には方三尺ばかりの獨鈷水がある。又六所宮の鳥井附近には筒井坊の名稱が傳へられて來て居ると云ふ。東山の寺堂は早く荒廢したが、現在原上字二本松にある觀音堂は西山坊の址として傳へられ、こゝにも早くその原形を忍ぶよしもない一木の觀音の破像が納められ、その他元祿延寶頃の製作にかかる觀音その他多くの佛體が祭られてある。

千年家は現在横大路茂助氏の邸宅となつて居る事前述の通りである。岩井の水は今だに同家に於て、飲料水その他として使用して居られると云ふ。

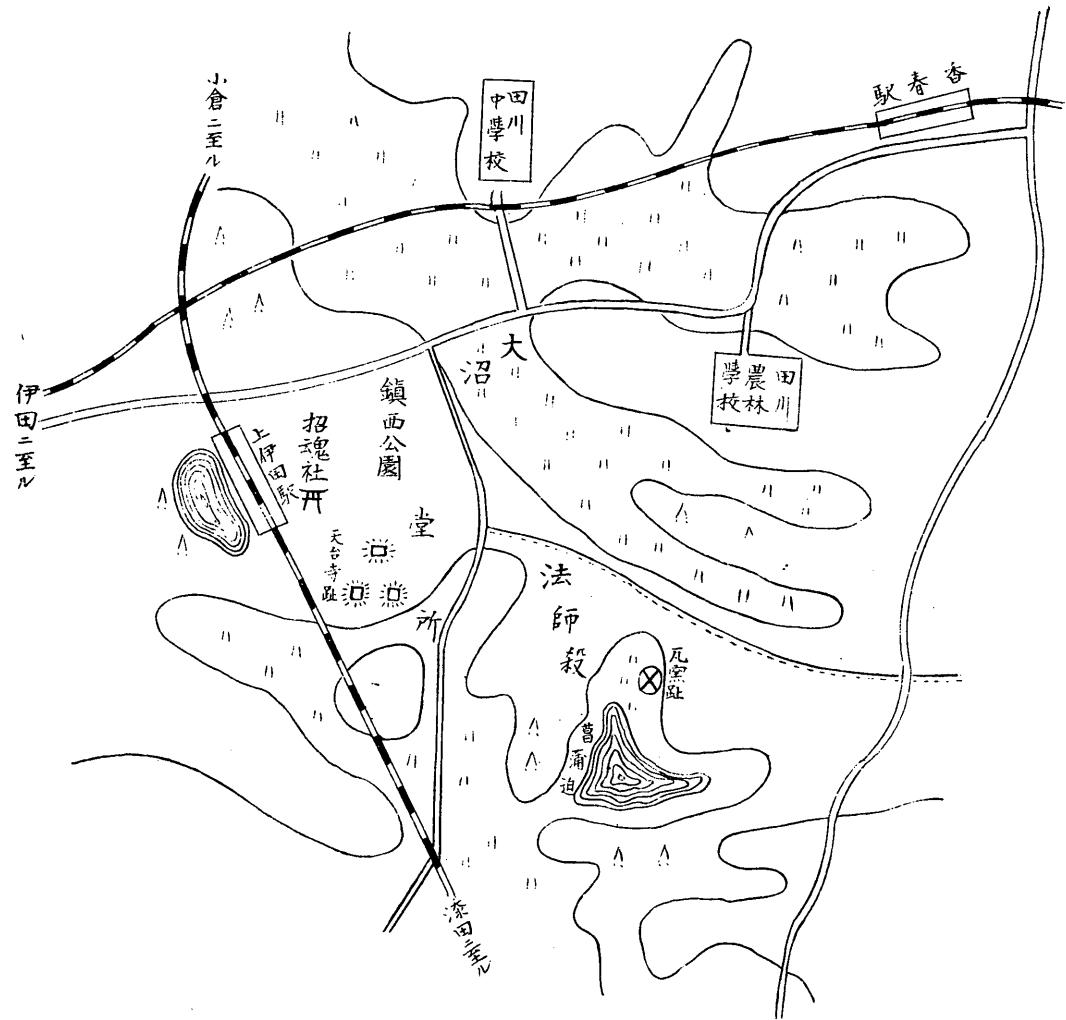
この調査は松澤定本氏、山本博氏の御援助に負ふ處少くなかつた。又横大路家には色々御迷惑をおかけした事を附記して以て感謝の意を表する事を許して戴きたい。

天台寺瓦燒窯址の調査

第一圖

天台寺趾附近略圖

縮尺一萬分之一

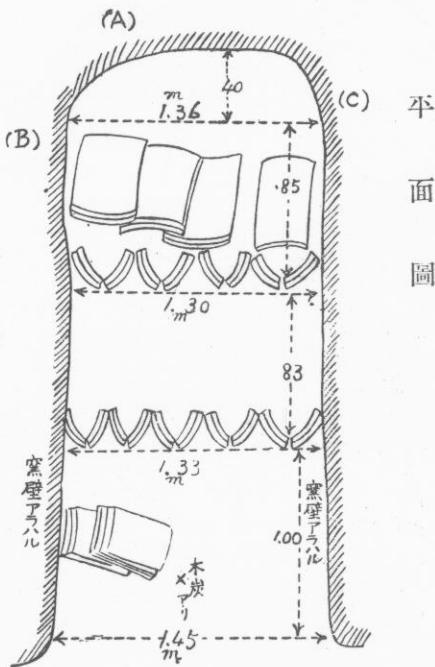


瓦燒窯址發掘後の現況

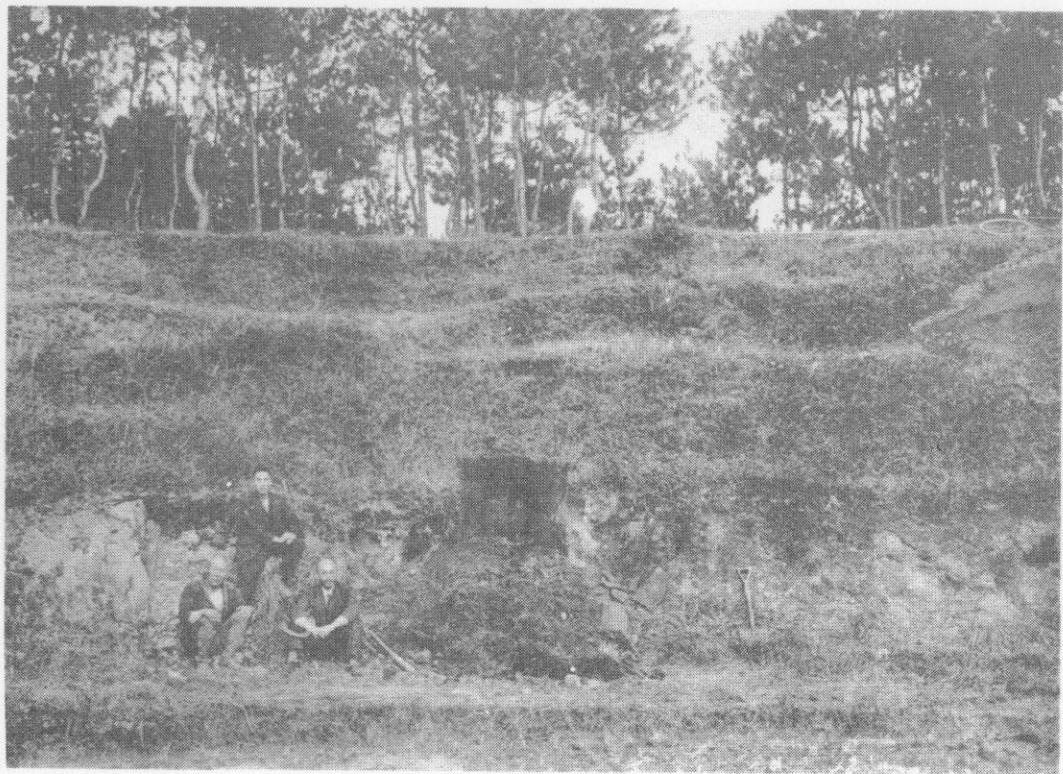
(一の其) 圖 四 第



(二の其) 圖 四 第

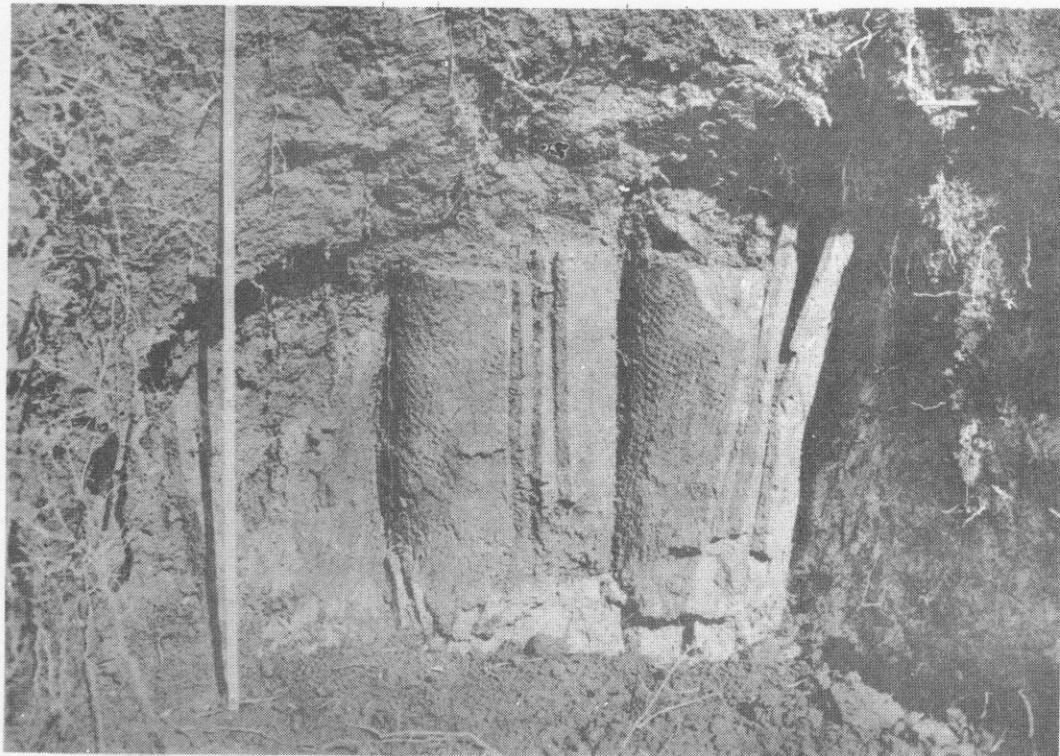


圖五第一



瓦燒窯址發掘の初め

上同



天台寺瓦燒窯址の調査

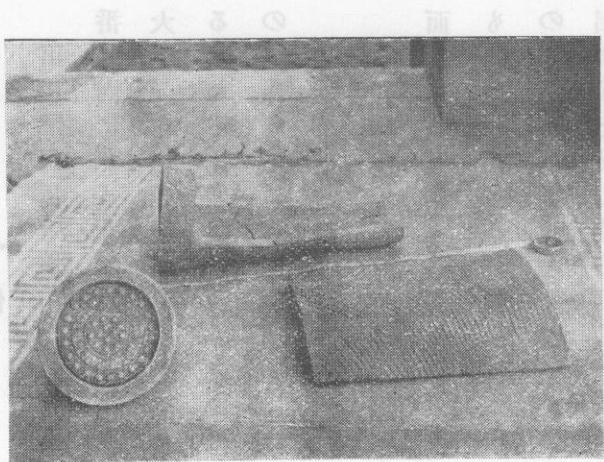
調査委員 山本通

一位置

田川郡伊田町伊田原鎮西公園内に残存せる天台寺址の東々南約三丁餘の地、字、法師殿五三九番地内に在り。此の附近は所謂伊田原丘陵地の一部にして菖蒲迫の溜池に面せる濕地なりしが、大正元年耕地整理をなし現在の如き田圃となしたり。其の際巴瓦及布目瓦の破片多く出土したるを地中深く埋めたりと土地の農夫は語れり。此の窯址とも認むべきものは田圃の東側の丘陵の斜面の下方に在り。(第一圖參照)

二發掘及現狀

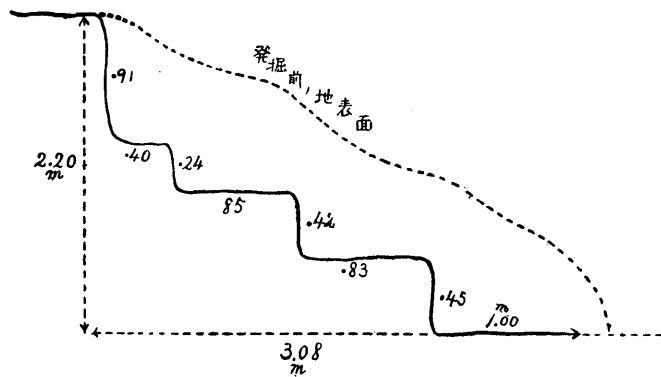
昭和六年十二月一日青柳頼吉氏土地調査中、偶然にも布目瓦を拾ひたる場所がその附近の斜面の土質と稍々異なるを認めて疑ひを抱き少しく發掘したるに巴瓦二個及布目瓦の完全なるものゝ残存せるを發見せり。氏の言によれば巴瓦は地表に近く横はり、更に土を掘りしに布目瓦の完全なる形狀をそなへたるもの二枚づゝ重ね合はせて立てゝあるもの十二枚ありしも取り出さんとせし時毀れて一枚のみ完全なるものを得たり。(第二圖參照)



雌 瓦

長 サ ○・四一米
直 径 ○・二〇五米

其の後、氏の案内により第一回の調査をなしたる時、第五圖に示す如く雌瓦の八枚立ち並べる
を發見したり。更に昭和七年二月七日發掘をつゝけたるに第三圖の如く階段状をなせるを發見
せり。現存せる雌瓦は第四圖の如く入口に近く五枚横はり其の奥に二枚づゝ重ねて拜み合はせ
て立て、二十枚あり、第二圖の寫眞はこの右方の部分にあたれり、青柳氏が初めに發見したる十
二枚の瓦はこれと並行してこの前面に立てられしものなりと言ふ。次の段にも亦同じく十六枚
並べり、其の上に七枚平らたくして置けり、瓦の質は脆くして毀れ易し、按するに瓦を焼きし際火



【圖三第】

の廻り悪しく完全に焼けざりしものをそのまま放棄し置きたるものならん。窯の形狀は大體第三圖及第四圖の如くあれども、原形は第四圖のA.B.C.のあたりに今少し廣くなれるにあらざるか。

三年代

文献上の資料はなけれども出土したる瓦は天臺寺址より發見したる瓦と同質のものと認めらるゝを以て、天臺寺建立と密接なる關係あるものならん。(第五輯天臺寺址調査參照)

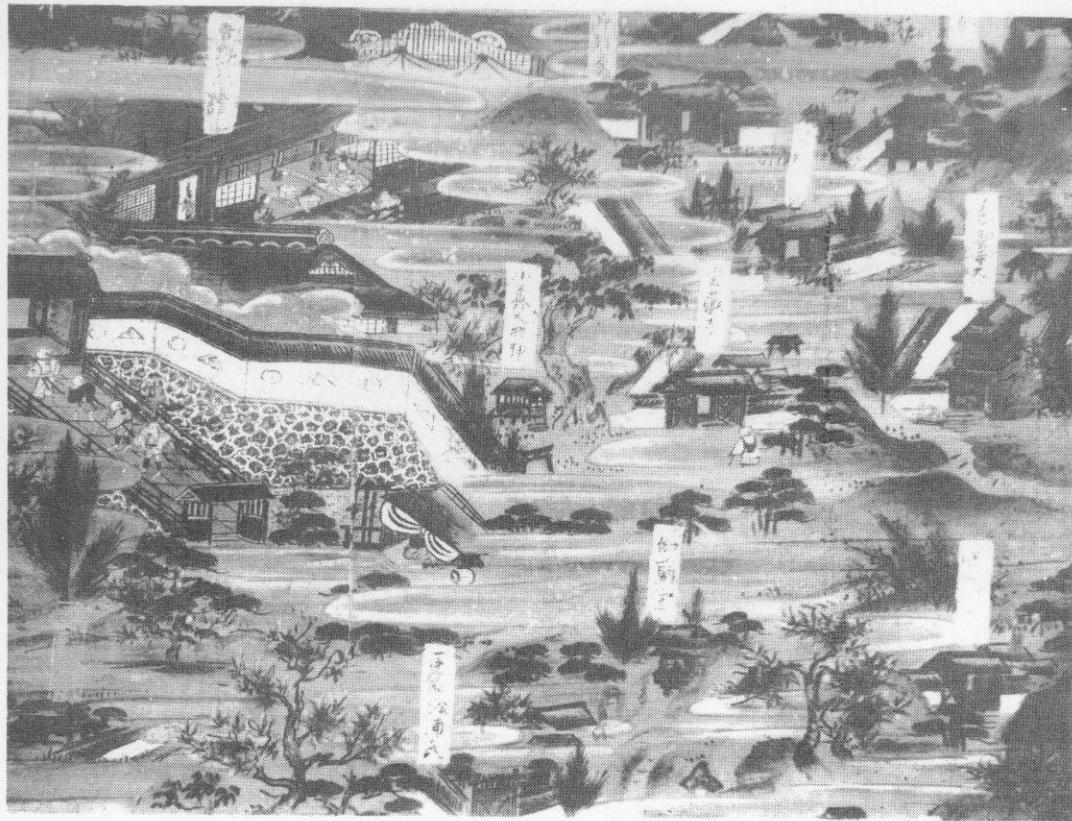
草野氏關係遺蹟の調査



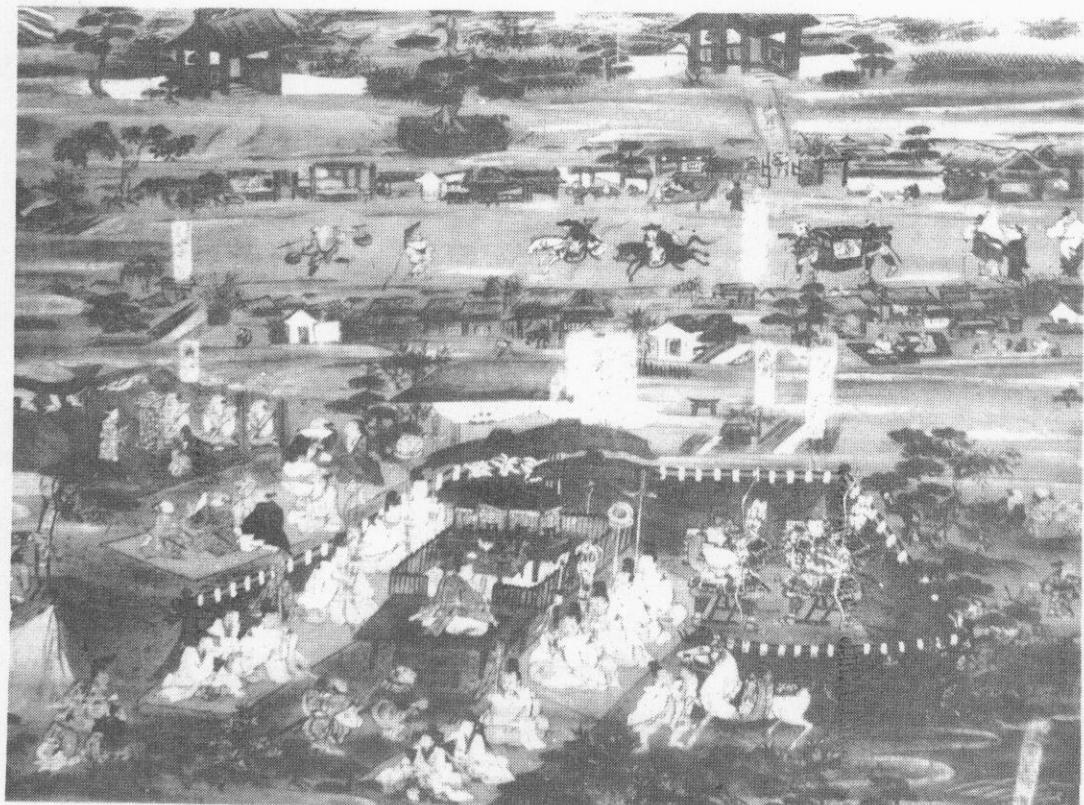
(藏所宮幡八宮若町野草郡井三) 圖 繪 古 野 草



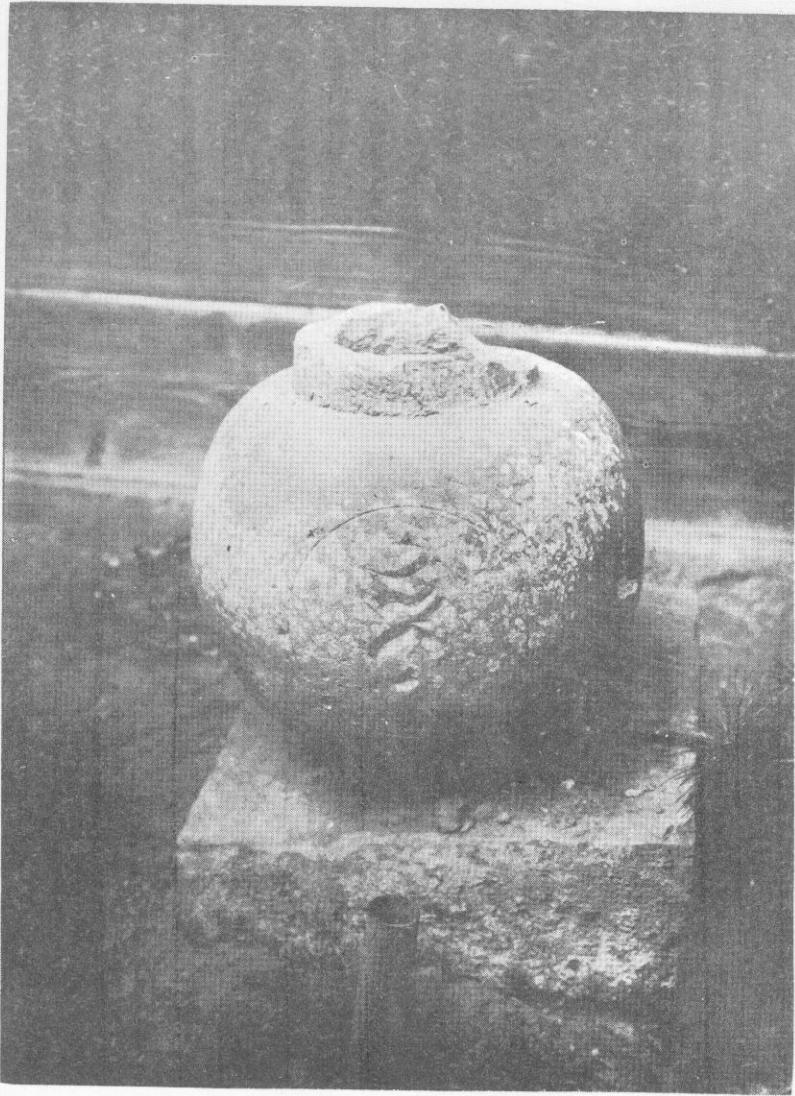
上 同



(藏所宮幡八宮若町野草郡井三) 圖 繪 古 野 草



上 同



(寺導善郡井三) 墓 純 永 野 草

草野氏關係遺蹟の調査

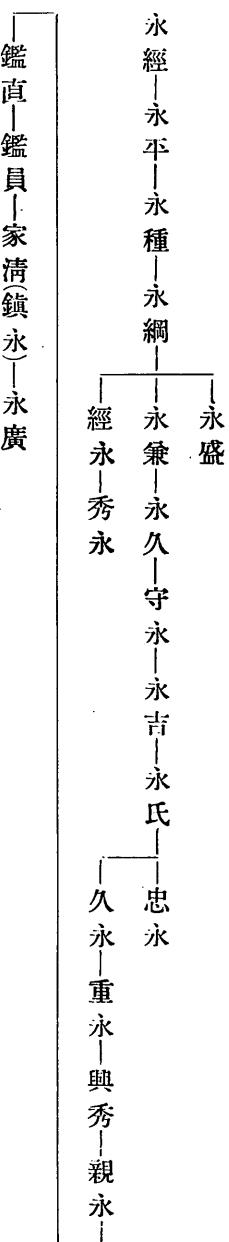
調査委員 伊東尾四郎

草野氏は鎌倉時代の初から天正頃まで、草野(今三井郡草野町)地方に居り、勢力があつた。隨つて草野地方には關係遺蹟が少くない。それで先づ、

一 草野氏歴代

の事を述べ、次に遺蹟の事を述べよう。

草野系圖は種々あるが、こゝには故草野太郎氏の家にある系圖を掲げる。



同家所藏系圖一本には、久永が冬永となつてゐる。
その他にある草野系圖を見ると、永兼を永盛の子としたり、冬永を忠永の子としたり、重永を忠永

の子としたりしたのがある。又

永種—永純—永盛—永兼—性永—久永—守永—永吉

とするのがあり。

守永—永廣—永幸—時永—久永

とするのがある。永幸が正平年中軍忠を抽んでた事を記した古文書類は幾通も残つてゐる。分家の經永は肥前松浦郡鏡社の大宮司となり、元寇の時敵を襲撃し、最近追贈位の恩典に浴した。

草野系圖に依れば、草野氏は藤原氏、鎌足十七代の孫肥前高木の城主高木肥前守宗貞の三男貞永の三男とする系圖もある。草野三郎藏人永經、二條院長寛二年筑後國入國、山本郡草野吉木に居城、後鳥羽院の時軍功あり、元暦元年源賴朝より三井御原山本三郡に於て、三千町の采地を賜ひ、筑後國守護に補せられた。

永經の子永平、平氏に従はず、文治二年源賴朝の御感に依て、同年閏七月廿六日天聴に達し、筑後國在國主押領使の兩職相違あるべからざるの由、師中納言經房より奉書到來、此事吾妻鏡にも記してある。

末裔家清、天正五年草野發心嶽に城を移す。天正十五年豊臣秀吉島津氏征伐の時、先手となり、筑前筑後兩境に於て戦功あり、三井山本竹野三郡の内にて、七百町の地を給せられたが、翌十六年閏五月廿七日小早川隆景の讒に因りて、肥後國南關中原村に召され、誅せられた(天正十六年閏五月七日に南關にある秀吉に召されて誅せられといふのは、合點が行かぬ。秀吉の九州下りは天五年で、十六年に及んで居ない)。

家清の子永廣、立花家に招かれたが従はず、天正十六年八月鍋島直茂に招かれて仕へ、子孫肥前に住することとなつた。其の後裔が草野太郎氏である。

以上は草野系圖に記す所の概要である。これから遺蹟に就いて述べよう。

二 竹井城址

草野系圖によれば、二條天皇の長寛二年草野氏の祖永經、肥前より吉木に來り居城し、子孫此に住す。天正五年家清の時、新に發心城を築き移ると。

興國四年五月中院侍從菊池武茂等、宮方の軍武井城に據り、一色範氏等之を攻め、七月二日城遂に陥りしが、龍造寺文書、入江文書其他に見える。

城址は草野町吉木水繩山の中腹にある。久留米領古城址覧書に「耳納之内入口四十間、南北五十間、東向、草野氏の居城と申傳ふ」とある。

三 發心城址

筑後草野家の最後の人草野家清は、遠祖以來の居城竹井城を要害宜しからずとし、天正五年に發心城を築いて、此に移つた。家清は大友氏に攻めらたることもあつたらしい。而して天正十五年豊臣秀吉が島津征伐の時、肥後に招かれて殺され、長く此地方に勢力を占めて居た草野氏は、これに滅びた。

城址は發心山頂にあつて、東西百三十間、南北百間。少し下の方に水の出る處がある。山頂に達する道路の左方に、藏所址と稱するがあり、今尙土中から豆粒等の燐けたものが出てる。山麓に發心公園あり、其の上に權現社即ち態野神社あり(社の事は後に述べる)。其の附近に上城、下城と稱する處

もある。

發心公園の附近に、地藏鼻と稱する眺望の好い小丘がある。此處に在つた地藏は、主人家清が肥後で殺されたから、草野に残つてゐた家臣等數百名が自殺した。其の供養に建てたものだといふ。しかし此地藏は、今は下の方に移されてゐる。

四 若宮八幡宮

草野系圖によれば、文治二年草野永平、草野に若宮八幡を勧請し、草野家代々の祈願所とし、社領十二町を寄附すとある。神社の記録によれば、文明六年三月には冬永、六年には重永、元龜二年には鑑員鎮永、天正五年十一月には鎮永(大檀那)鑑員(願主)再興とあり。文明、元龜、天正の棟札の文句は、寫が殘つてゐる。

此神社に古繪圖二幅あり。一は武井城方面を主としたもの、一は發心城方面を主としたもので、天正年間に描いたものではあるまいけれども、参考に供すべきものである(口繪参照)。

若宮八幡宮は今郷社で、其の境内神社に草野社があり、小森神社がある。合原哲太郎氏の報告によれば、前者は草野家代々の靈を祀り、後者は草野次郎秀永の靈を祀る。小森神社は從來草野家の館の在つた吉野尾にあつたのを、大正二年五月若宮八幡境内に移轉合併したといふ。

五 権現社

今の發心公園の附近に村社熊野神社がある。即ち權現社で、草野家歷代の靈を祀る(神社明細帳に祭神伊弉奈美神、草野太郎永平靈、草野石衛門督鎮永靈とあり)。

参考の爲、こゝに寛文十年久留米藩の社方開基の文を掲げる。

一、當社領後鳥羽院御宇當國之領主草野太郎永平代々爲氏神、草野右衛門督鎮永迄、山本郡小山田村、竹野郡吉富村、被寄附之、然處太閤秀吉公、天正十五年西國御一反之時、草野領永御追罰、依之以來社領無之也。

一、當社祭禮草野鎮永代迄者、二月十五日神輿小山田村一注連宮塚迄御行有之、神樂田祭之神事令執行、十一月十五日神樂大般若經轉讀修業有之。○中略

一、當社神殿拜殿樓門鐘樓草野鎮永、天正六戌寅年雖爲建立、經歷星霜、因令大破、寛永二壬寅年二間三間草葺一字令再興也、鎮永建立棟書有于今。

六 善導寺

草野系圖に承元二年草野永平善導寺開基建立、敷地并水田五拾町寄附とあり。此寺は聖光上人(辨阿)の開基で、淨土宗鎮西本山として有名の巨刹である。草野系圖によれば草野家歴代は、大抵此寺に葬つたことになつてゐる。即左の通。

永	經	善導寺葬	法名	不詳
永	平	同	同	同
永	種	同	同	同
永	綱	同	同	同
永	兼	同	同	同
永	久	同	同	同
永	同	同	同	同
守				

永	吉	同
永	氏	同
久	同	同
重	同	同
興	同	同
親	同	同
鑑	同	同
鑑	同	同
家	同	同
清	同	同
員	同	同
直	同	同
永	同	同
秀	同	同
直	同	同
永	同	同
秀	同	同
玄	正	英
翁	真	佛
性	真	覺
巖	真	覺
勃	真	壽
翁	良	乾
秀	譽	真
永	巖	巖
秀	巖	真
玄	正	英

然るに此寺に草野氏の墓として傳へられたものが判然しないのは遺憾である。

草野家にある古文書の中に、草野家の人々の忌日を善導寺役者から報告した書類がある。年月は戊七月とあつて、年號は不明であるが、舊藩時代のものに相違ない。これには永平、久永、重永、興秀、親永、鑑直、鑑員、家清などがあり、其他長門守、美濃守、三河守、播磨守、常陸守、左馬介、但馬守など記して、諱を記さざるものがあり、母儀、親父、子息、息女、女中など、家族の人々のがあり、朔日から廿九日まで忌日別に記し、四十四人の法號を記し、末に

右之通、當寺過去帳御座候、尤年號之義、石塔之面古有之候故、難相知御座候。

としてある。されば右四十四人の法號忌日は、善導寺の過去帳から寫したものであらう。而して「年號之義、石塔之面古有之候故、難相知」とあるに由つて觀れば、石塔はあつても、磨滅して年號は知れ

難いと解せられる。當時は石塔も若干存してゐたのであらう。

今善導寺の墓地に就いて探つてみると、開山堂の附近に、口繪の如き墓があつて、其の下の方の石に「慈阿彌陀佛」二二年丁卯二月廿六日尅往生極樂といふやうな字が見える(口繪参照)。これは一本系圖に、永種の子永純、筑後守、文永四卯年二月廿六日卒、慈阿彌陀佛とあるのに符合する。而して一本系圖には永純の子を永盛としてゐる。されば

永種—永純—永盛で

永種—永綱—永盛

とある草野系圖と比較すると、永純は永綱と同一の人のやうになつて來る。又山本家系圖の草野系統を見ると

永種—永經(太郎筑後守)—云永純

とあるから、これに由ると、永純即ち永經といふことになる。

右の墓の傍に同様の墓が一基あるけれども、文字は無い。

更に離れた處の墓に、正安三年四月九日年三十八といふ文字があり、又大永五年十二十□の文字があるのが見えるけれども、草野氏の墓であるか否か判然せぬ。

七千光寺

三井郡山本村にある千光寺は、草野系圖によれば、建久三年草野永平開基、千光國師を請し、七堂伽藍建立、寺領十二町を寄附し、建久七年四月更に瀬蓮田二町二反を加増寄附すとあり、千光寺記には草野久永が征西將軍懷良親王を此寺に奉葬したことを記してある(草野永種が奉葬したや

うに記したものもあるけれども、永種は永平の子で、鎌倉時代の人であるから、時代が合はぬ。寺院明細帳には文龜二年草野鎮永が再興したやうに記してある。此寺に永平、永經、重永の墓と傳へられた三基の墓もある。

参考の爲左に寛文十年久留米藩の寺社開基の文を掲げる。

一、當寺開元建久三壬子歲 後鳥羽院時、草野氏太郎永平、請千光國師、七堂伽藍并塔中七箇寺建立、號白銀山千光院、濟家十刹之地、寺領十二町。○中略

一、延文二丁酉尊氏將軍號墓所、草野次郎永種石塔被立置同三戊戌 後醍醐天皇第六皇子征西將軍奉送葬由申傳候。

一、應永二十七庚子草野氏鎮永自防州富田龍門寺、請爲契禪師、改濟家作洞家。

八 庄前大明神 卒都婆大明神

草野系圖に草野永平承久年中常持村庄前大明神、指出村卒都婆野大明神建立、社領寄附すとある。

今此神社が殘つてゐるかどうかと探つてみると、三井郡大橋村大字常持に、庄前社といふのがあるが、大正十一年に常持字内畠の印鑰神社へ合併してゐる。

卒都婆大明神のあつた指出といふのは、大橋村合樂の内であるが、今合樂に卒都婆神社といふのは無い。但し大橋村今樂字内畠に、天満社といふのがあり、それに合祀した大神神社は、承久元年に永平が大物主神を勧請したといふ。

大橋村には蜷川宇宮前に村社箱崎八幡宮がある。これは永正十一年に草野重永が筑前箱崎か

ら勧請した(天満社、箱崎八幡宮の事は、神社明細帳に據る)

九 祇園寺

草野系圖に草野永平草野祇園寺開基建立寺領寄附すとあり。祇園寺は即ち今の素戔能袁神社の地にあつたものであらう。祇園寺の古文書二通あり。一は天正三年、一は貞享元年のもので、共に祇園寺御房宛である。前者は草野鎮永の名を署してあるが、當時のものではない。

〔寛文十年寺社開基〕

一、筑後國山本郡草野町勝光山祇園寺往昔之領主草野太郎永平、建久年中開元建立。○中略

一、神殿二間三間疊葺一字○中略僧坊一軒二間三間草庵也。

一、當社住持從古來雖有之、中比因令退轉、開山僧號誰共不知、○中略慶長之比、天台宗權大僧都一天令住持

十 善長寺 寶藏寺

一本草野系圖に承久二年善導寺創造之、善長寺、寶藏寺同時とあり。二寺共に亡びてゐるが、善長寺と稱する地には、古墓が二つ残つてゐる。若宮八幡所藏の古繪卷には二寺が載せてある。

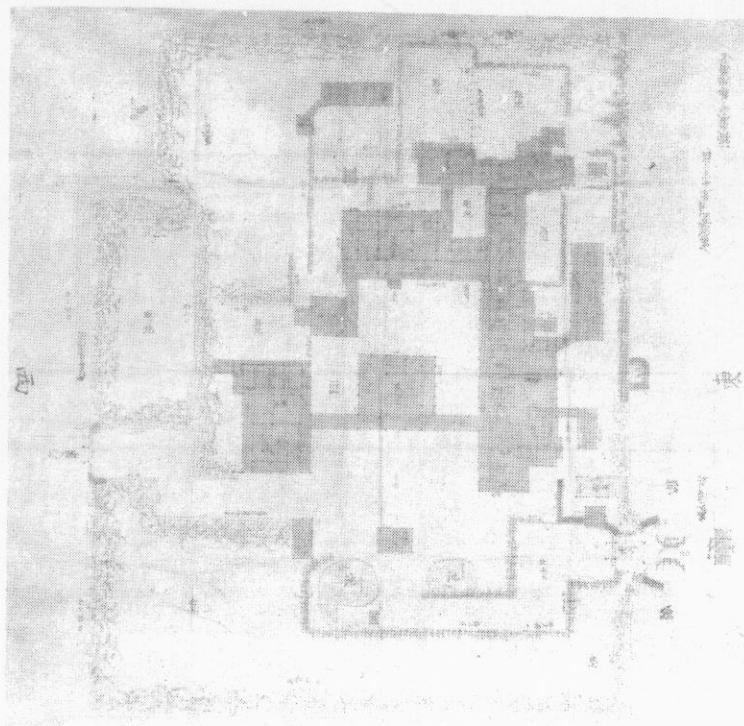
十一 觀興寺

山本村にある「山本山觀興寺千手靈像縁起」に、孝德天皇の白雉年中草野太郎常門が、靈木を得、千手觀音の像を彫刻し、其の後裔草野太郎永平が、土佐將監に繪縁起を描かしめたことを記してある。此繪縁起は、今國寶となつてゐる。靈像縁起の草野常門は、普通の草野系圖には見えない。又繪縁起は果して永平が描かしめたものか否か、別に據るべきものは残つてゐない。

本稿を草するに當り、故草野太郎氏、鏡山眞澄氏、上野鎮康氏等の助力を得たことを記し、感謝の意を表す。

梅
岳
山
福
嚴
寺
の
調
査

福嚴寺古圖（寛政年間）



福嚴寺全景



福嚴寺開山鐵文之木像



柳河藩主歷代之墓所



梅岳山福嚴寺の調査

調査委員 岡 茂 政

一位 置

山門郡城内村大字奥州町にあつて柳河町に於ける第一位の寺である。柳河町の南方約一糠餘禪宗黃檗派に屬し山城宇治萬福寺の末寺で、藩主の菩提寺として其歴代の墓がある。

二 創 建

南筑明覽に

梅岳山福嚴寺は立齋公(立花宗茂)當城入部の始め、天正中道雪公の爲に建立したるものなり。曹洞宗となす。開山は筑前醫王寺の緒菴和尚なり。田中公の領地たりし時之を毀ちて家士の宅地となしぬ。立齋公再城の後、元和中に之を再興せり。當時三代の碧雲和尚酒を好みて僧道を失ひしかば好雪公の命により宗を改めて黃檗の末山となしぬ。開山の鐵文和尚は海津村の產にして西原某の子なり。始め出家して天叟寺の俊嶺和尚を師とせしかば後、唐僧隱元和尚の長崎に渡海せしを聞き彼地に往きて法弟となりぬ。其後又木菴和尚の弟子となりて法を嗣ぐ。寛永己酉の年好雪公の命により當寺を給せられて君公代々の靈牌を安置し寺領は三百石なり。

とあるが、利光鎮頭の著はせる立花公室略譜に「天正十五年丁亥六月、統虎公筑後柳川城に入る。後福嚴寺を創建し道雪大居士の塔を築く」と見え又「福嚴寺は始め梅岳寺と號し醫王寺の院主緒菴をして梅岳寺の開基たらしむ」と記し又鐵文を以て福嚴中興の開山として曹洞宗を改めて臨濟宗黃檗派となす。鐵文福嚴寺殿の號を道雪大居士に贈る。故に福嚴寺と稱す」と記してゐる。同寺の由緒書に寛文己酉仲秋念四日筑後柳川侍從立花飛彈守源忠茂令嗣左近將監源鑑茂大檀越となり、梅岳山福嚴寺を創建し延寶甲寅年陽月朔且新殿落成すと載せてゐる。

三 開 祖

開山鐵文は諱は道智別號を大痴といふ。筑後山門郡海津村に生る。父は種孝といひ西原氏である。寛永十一年七月九日生る母當て月輪に祈りて孕む。誕するに及んで眉目清秀風姿溫雅、幼にして葷腥を喫せず、喫すれば必ず吐いたといふ。頗る群兒と異り嬉戯する時には堂を建て、禮佛の狀をなした。甫めて四五才にして能く字を寫し十一才の時柳河天叟寺の俊巖和尚を師として書を読み字を習つた。師授を待たないで一切の事理に通曉し同門の兄弟號して神通と言つたといふ。十三才で出塵の志を起し圓顱方服して沙彌戒を受けた。十八才で諸方に徧參し承應三年七月六日隱元が長崎興福寺の請に應じて來朝した時九月十四日長崎に出で興福寺で隱元和尚に謁し偈を以て和尚に問ふた。

趙州狗子在那裏。畢竟本來一物無。黃檗婆心超格外。至今何處著工夫。

隱元もまた偈を以て答へた。

話頭非古亦非今。看破趙州絕點塵。一片婆心明似鏡。何曾昧卻本來人。

寛文二年隱元の黃檗を聞くや之に參して具足戒を受けた。隱元退隱し木菴其跡を繼ぐと彼は法務を鞅掌して衆徒から法門の柱礎と稱ぜられたといふ。寛文九年の春木菴が幕命により江戸に赴いた時鐵文も隨行したが柳河の城主立花忠茂其子鑑茂鐵文に逢つて本國柳川の梅岳山福嚴寺に住し其開山たらんことを請うた。彼は德薄言微を慮り辭讓再三に及び漸く其師木菴の説諭によつて命を奉ずることとなつた。そこで黃檗山に行つて隱元和尚を訪ねた。和尚甚悦んで萬行力持眞潔漢通身鐵鑄是男兒と稱し西歸の行を旺にしたといふ。八月五日歸郷の途に就き二十四日柳川に還つた。即日鑑茂、寺に臨んで彼に面接した。延寶元年春隱元の疾篤きの報に接し鐵文は即日挺身隱元を省覲したがまだ達せざるに老師既に寂し、其訃を旅中の舟中に聞いて痛嘆措かなかつたといふ。

延寶二年大雄寶殿、選佛場、禪悅堂、方丈、寢堂等新に落成した。此時木菴の筆になる之等の額の大文字は今も當寺に残存してゐる。

延寶三年夏飛鳥井雅章梅小路定矩の手を経て新刻の語錄を後水尾法皇に奏進し叡感を蒙つたといふ。此秋支那の大官楊公彼の道風を聞いて圖書を寄送し歸敬の誠を表した。

延寶五年の冬鑑茂、崇勝禪寺を聞き彼を開山とし、同八年又、龍首山法雲禪寺を創め彼を開山とした。次て彼は法輪寺の開山となつた。

貞享二年七月病を獲て山林に退隱せんとしたが鑑茂の懇請により思ひ止まることとなつた。之より先き彼の艸刻語錄を携て支那に至るものがあつたが此冬翰林院侍講張玉書、翰林院掌院學士禮部侍郎陳廷敬及三平六牙和尚等遙に序文を寄せて彼を激勵した。

貞享三年唐匠遊君亨に命じて十八阿羅漢像を雕つて龍首山法雲寺に安置せしめたが今猶、同寺に金色燦爛として現存してゐる。

貞享四年彼は煩を厭ひ龍首山に退隱して別に法喜菴を構へて老を養つた。十月鑑茂の請により復た福嚴寺に再住したが元祿元年七月疾を獲、九月十二日に寂した。年五十五。其語錄詩偈等を集めて編輯せる鐵文禪師全錄十二冊がある。今左に其目次を掲げてみよう。

一、梅岳山福嚴禪寺語錄

二、同

三、泰雲山崇勝禪寺語錄

四、梅岳山福嚴禪寺語錄

再住梅岳山福嚴禪師語錄

五、小參

六、機縁

1. 拈古 2. 頌古 3. 源流頌

七、1. 法語 2. 啓 3. 書

八、詩偈

九、同

一〇、同

一一、1. 詩偈 2. 讀 3. 歌 4. 銘 5. 文

一二、雜錄

1、小佛事 2、行狀

茲處に梅小路定矩の書、狀及立花忠茂の消息を記して彼の朝廷に於ける關係と、藩主の信賴がいかに甚大であつたを述べてみたい。

今朝は被狂高駕畏存候。鐵文語錄一冊備。叢覽候處御機嫌之御事候。且又園中之草花並修學院御見物之御禮之義委細令披露候。彼是相こゝろ得可申達之旨御氣色候猶以貴顔可申承候恐々謹言

後四月十九日

飛鳥井亞相公

幸便一筆令啓上候。先日就床候へども態御返事不申、上方無別條、兩和尚彌堅固候哉。承度候。和尚御參内未不被成候哉。先度如申述候御參内迄は尤在京不及申左近も定而可爲同意と存事に候。紫衣御禮御使僧被差下候由に候間委細可承と存候ゆへ爰元へ御下向之沙汰無之故不承候。御老中迄之仰、達之趣如何様相定御返事可承候恐々謹言

六月廿八日
好雪（花押）

猶々七月に以之外痛。其上左之腕筋事外痛。手も足も不相稱起居やすからず。ことに狀書候事指動不申候故何ともこゝろにまかせず諸事申殘候。長泉院事定たる事候間、歎不申様にと和尚之仰も有難奉存候。存命被申候事いつまでも限なく存候へども身まがり申候而は塵界被出西歸安樂之佛身に成し申候間、少しもなげき不申候。然し點石一佛

四 寺 領

寺地。一町一反六畝

寺領。百石(現米七十石)

現時は四、五反六畝。墓地二反七畝のみ

五 境 内 の 佛 堂

一本堂

一、天王殿。四天王及彌勒佛、韋馱天尊を安置す

一、開山堂。開山鐵文和尙木像を安置す

一、歷代藩主の墓堂。銅板葺三棟

一、山門

一、鐘樓

六 佛 像

一、本尊釋迦如來

一、迦葉尊者

一、阿難尊者

一、藥師如來

一、觀世音菩薩

一、十二神

一、中尊神

一、地藏王菩薩

一、韋馱天尊

一、四天王

一、祖師像

七寶

一、涅槃像

一、明ノ益王筆、梅の繪

一、浩然の書

一、費隱禪師の書

一、隱元畫像　自題

一、木菴畫像

一、即非畫像

一、松堂老僧隱元の書

一、八十一翁隱元の書

一、大雄寶殿（大文字木菴の書）

一、福嚴禪寺　同　同

一、梅岳山　同　隱元の書

一、選佛場 同 木菴の書

一方丈 同 同

一、禪悅場 同 同

一、釋迦拾得寒山

一、隱元送行偈

一、木菴和尚示語

一、木菴送行偈

一、木菴詩偈

一、當山開山偈頌

一、當山開山法語

一、當山開山和歌

一、英山公(鑑虎)之書

一、梅小路定矩書狀飛鳥井雅章宛

一、牛上維摩 仙蝶齋素峰筆

一、鐵文和尚示徒及辭世偈

また木菴書の食堂及選佛場の聯あり。

猶柳川藩主歴代の畫像及當寺二代玄堂三代悅堂四代靈峰六代楊宗九代紹音の畫像を藏す。

一、瑞雲山聖壽寺	山門郡柳河町
二、龍首山法雲寺	三池郡倉永村
三、泰雲山崇勝寺	同 同 同
四、福聚山法輪寺	同 上内村
五、梵天山帝釋寺	同 楠田村
六、大悲山福應寺	同 岩津村
七、松濤山江月菴	同 江浦村
八、琴調山萬松庵	同 龜崎村
九、普門山圓鏡寺	山門郡瀨高町
一〇、天瑞山吉祥寺	同 山川村赤山
一一、春林山宗永寺	同 山川村河原内村
一二、圓通山禪北寺	同 同
一三、慈雲山神宮寺	同 山川村立山
一四、海北山常樂菴	同 同
一五、高木山海福寺	同 高木村
一六、北關山崇壽寺	北關村
一七、江月寺	河原内村
一八、甘露山城忠寺	三瀬郡坂井

以上は寛政五年の社寺帳による

九 著名なる墓

一、立花鑑連(戸次道雪、福嚴寺)之塔。墓は筑前立花梅岳寺にあり。

二、立花宗茂(大圓院)之墓。贈(東京下谷廣徳寺より近年移葬)

三、立花忠茂(別峰院)之墓。(東京小石川德雲寺より近年移葬)

四、立花鑑虎(雪峰院)之塔。墓は東山村河原内にあり。

五、立花鑑任(靈明院)之塔。同

六、立花貞淑(興源院)之墓。(廣徳寺より移葬)

七、立花貞則(等覺院)之墓。

八、立花鑑通(大應院)之墓。

九、立花鑑門(淨滿院)之墓。(廣徳寺より移葬)

一〇、立花鑑一(懿孝院)之墓。同

一一、立花鑑壽(陽徳院)之墓。同

一二、立花鑑賢(體慈院)之墓。同

一三、立花鑑廣(含章院)之墓。

一四、立花鑑備(常明院)之墓。

一五、立花鑑寬(大仙院)之墓。

一六、立花寛治(大量院)之墓。

以上藩主

一七、立花壽淑之墓。藩主の一族にして文政の頃藩の文學振興に力あり。

一八、立花親雄之墓。贈從四位、通稱壹岐、柳河藩老にして幕末維新に際し國事に奔走して勳功あり。

一九、立花親敬之墓。通稱備中、明治戊辰奥羽征討に功あり。

二〇、十時惟恭之墓。贈從五位、通稱兵馬。幕末維新の頃壹岐を助けて藩政改革に功を立つ。

二一、安東裁庵之墓。柳河之儒者

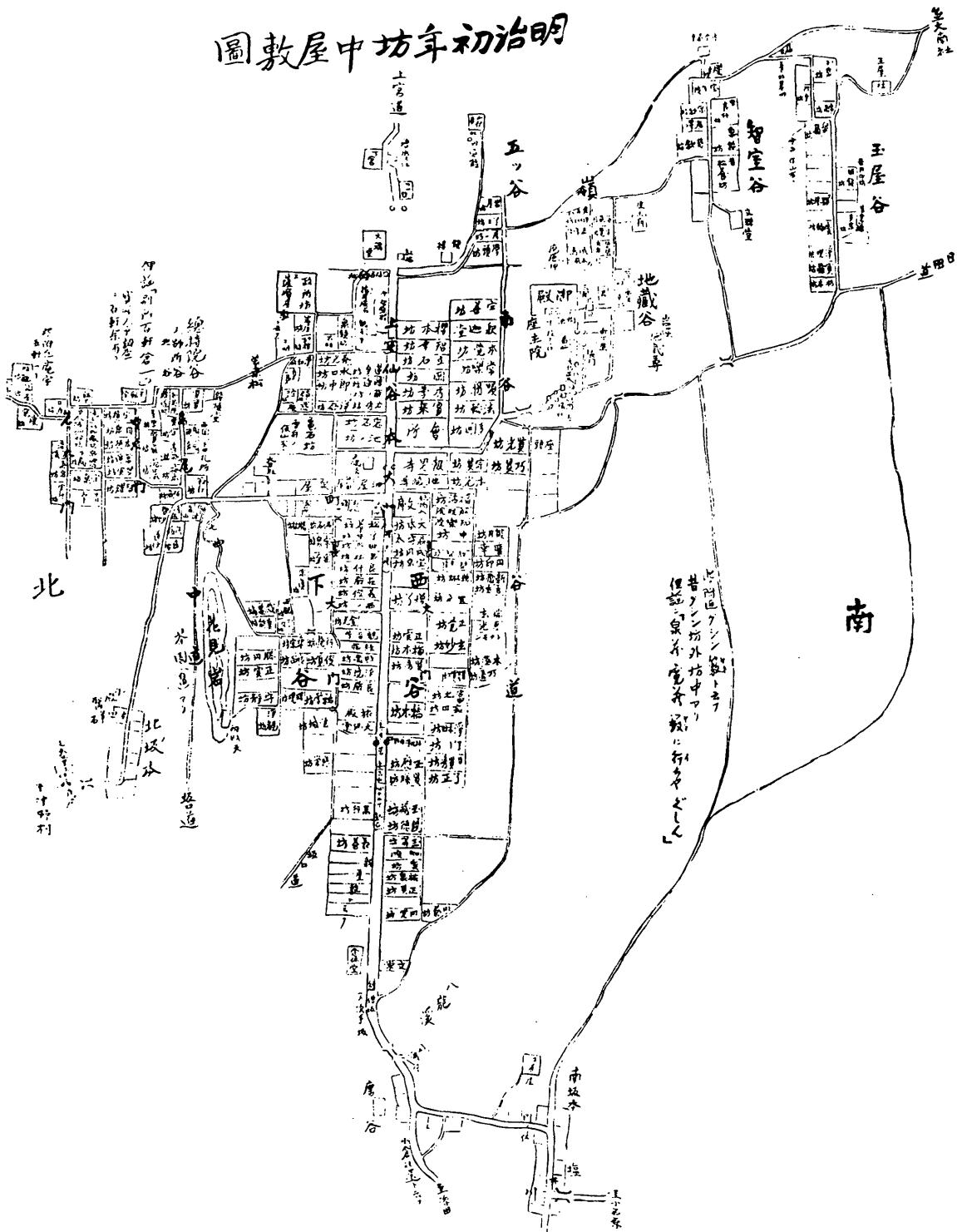
二二、笠間梧園之墓。同

一〇 當寺の今昔

同寺が再建されたのは文化十年三月、柳河藩八代の主立花鑑壽の時で、其住職は當時九代韶音であつた。老職は小野若狭、矢島隼人、十時三彌、立花織衛、立花縫殿助、立花主計で造營奉行は益子多門戸次右膳工事の棟梁は宗半藏大城三郎兵衛許斐九郎次であつた。當時は境内も廣く藥師堂を始め夥多の建物があつて規模廣大なりしも維新後に至り多くは毀たれて現時は僅に本堂方丈開山堂天王堂鐘樓のみで往時の佛見る由もなく只寺門に掲げられた隱元の筆になれる梅岳山の扁額のみは昔のまゝに雄勁の筆勢躍如として覺えず詣者の杖を留むるに足るものがある。

英彦山勤王家遺蹟の調査

明治初年坊中屋敷圖



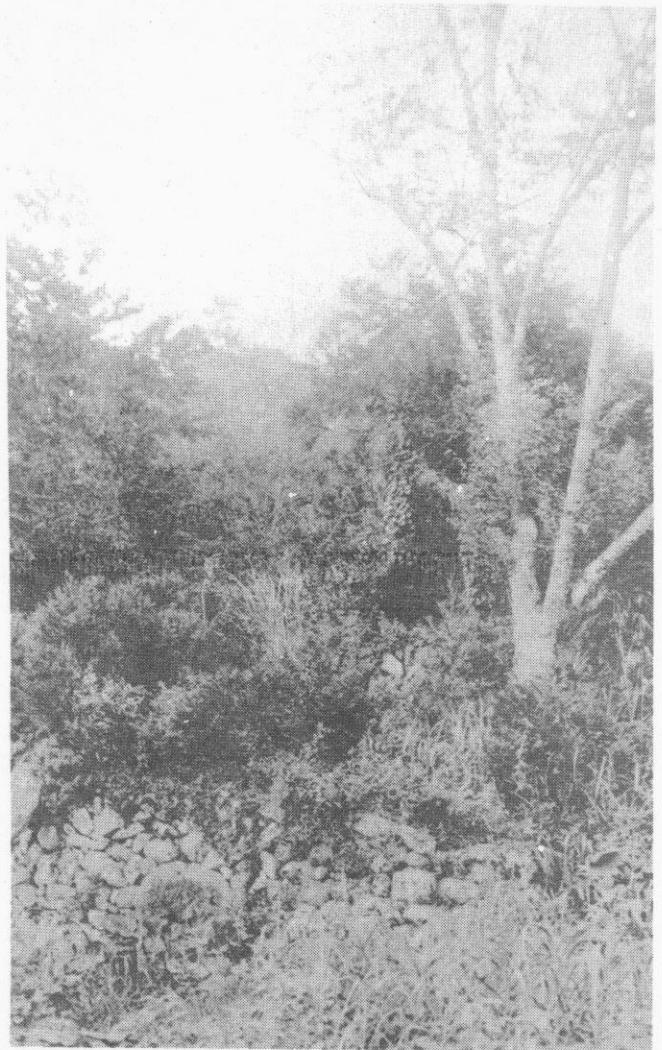


良 良 坊 什 廣

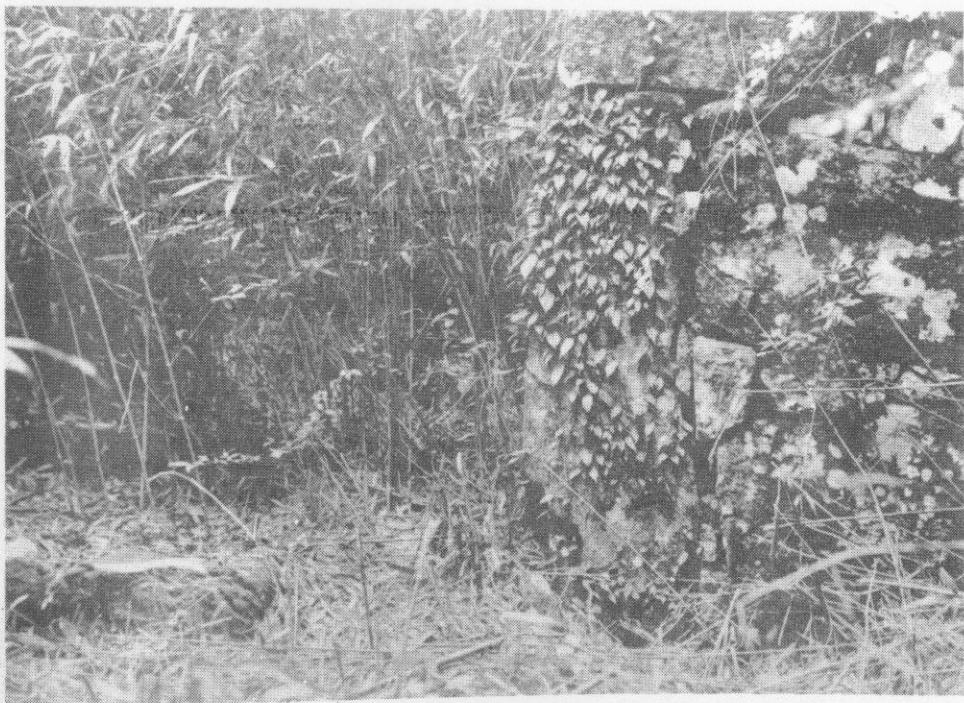


義 俊 廣 坊 舊 宅

水口坊舊宅址



政所坊舊宅址



英彦山勤王家遺蹟の調査

調査委員 山木通

一 舊 宅 址

幕末國家多事の際、英彦山に於て座主教有を中心として多く修驗者が王事に志し諸藩の志士と交り國難に殉じたるは、維新史上の一異彩たり。今を去ること僅に六十餘年前のことなれども此の間に於ける英彦山の變化甚だしく、多くの僧坊は荒廢して田畠となり或は山林と化し、上靈仙本大門の通り即ち所謂櫻馬場通り附近に舊態を存するのみにて、其他の諸谷には點々として數軒づゝを存するのみ、義僧拾餘人の如きも其の子孫のこの地に住するは座主家即ち高千穂男爵家及び橋本氏のみにて、其他は縁戚にあたる者數氏あるのみ。從つて舊宅址の如きも殆んど存せず、山林田畠となれるもの多く僅かに屋敷の石垣のみ残れり。左にその現状を略記す。(明治初年頃地圖の寫真參照)

座主家屋敷址	畠及竹藪
城島公茂屋敷址	山林
佐久間勝信屋敷址	山林
生島大炊屋敷址	竹藪

政所坊屋敷址 竹 簍

義俊坊屋敷址 水 田

正應坊屋敷址 宅地、家屋あれど舊宅にあらず

成圓坊屋敷址 英彦山小學校運動場

本覺成屋敷址 山 林

良什坊屋敷址 舊宅存す

橋本坊屋敷址 宅地家屋あれど舊宅にあらず

嚴瑤坊屋敷址 山 林

教觀坊屋敷址 山 林

水口坊屋敷址 山 林

祐玉坊屋敷址 山 林

中坊屋敷址 水 田

如藏坊屋敷址 畑

游現坊屋敷址 家屋あれど舊宅にあらず

二 墓 碑

この十餘名の義僧中、京師及小倉に於て獄中或は戦に於て死したる十一名の遺骸を英彦山字塔地に改葬し、官祭社として祭りしことは左の碑文に明記せり。

殉難紀念碑

正二位勳一等伯爵土方久元書

文久元治之際、幕府政衰、天下志士、盛唱尊讓議、方定時、彦山僧徒、亦起而和之、死於非命者、十一人、至明治二年、土人胥謀以忠魂之無歸也、始卜此地、私設招魂場、其後朝議特使十一人、合祀于靖國神社、更升此地、改爲官祭招魂社、枯骨放光焜耀泉讓矣、四十三年本郡之人合議、切請移社伊田村、以爲郡之公、而此地遂爲所謂奥院矣、於是土人買石表跡、請土方伯、題曰殉難紀念碑、而以予係彦山出身故、徵文以記之、予義不敢辭、因舉其梗概者如此、銘曰

人孰無死、死忠得處、一時之屈、千古之譽

大正三年四月陸軍少將正五位勳三等功四級橋本良英撰並書

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11

石祠

殉難紀念碑

殉維新
大正八年十月
志士之墓地
川郡教育會建之

石祠

官祭招魂社

墓碑建設義捐

明治二十四年十月

義僧十之一墓地

文久四年甲子七月十九日戰死於京師鷹司邸

1. 贈正五位水谷左門墓

享年 二十一

文久四甲子七月二十一日被斬首於京師四條磧

2. 贈正五位藤山衛門墓

享年 三十四

文久四甲子七月二十一日被斬首於京師四條磧

3. 贈正五位佐竹織衛墓

享年 四十九

慶應二丙寅八月朔日被斬首於小倉城

4. 贈正五位政所有縣墓

享年 四十六

慶應二丙寅八月朔日被斬首於小倉城

5. 贈正五位濵川榮承墓

享年 四十

慶應二丙寅八月朔日被斬首於小倉城

6. 贈正五位鷹羽淨典墓

享年 四十四

慶應二丙寅八月朔日被斬首於小倉城
贈正五位宇都宮堯珉墓

享年 四十七

慶應二丙寅八月朔日被斬首於小倉城

贈正五位宇都宮有允墓

享年 三十

慶應元乙丑八月七日病而瘦死於小倉獄中

贈從五位城島公茂墓

享年 四十五

慶應二丙寅六月十九日病而瘦死於小倉獄中

贈從五位佐久間勝信墓

享年 二十五

慶應二丙寅八月朔日被斬首於小倉城

贈從五位生島大炊墓

享年 未詳

三 略 傳

かくの如く多くの勤王家をこの一小地域より出したる原因に就いては、高千穂家の家系、同家と京師の公卿との關係、京師と彦山との關係、彦山の諸藩と異なる點、長梅外父子の如き特殊なる

人物と彦山との關係等について詳記すべきなれども之を省略して、義僧十八名の略傳を「贈位者傳」義僧傳『浦池辰治氏調査書』等によりて参考までにこゝに附記す。

高千穂教有

英彦山座主權大僧正有宣の實子にして甘露明王院と稱す、長梅外を聘して文武に通ず。文久三年安民攘夷の祈禱を行ひ、三條實美以下七卿の三田尻に下向せらるゝや、高根正也、藤山衛門、柏木民部の三僧を遣して慰問せしめ且つ長州藩勤王の志士と相謀るところあり。同年十一月十一日謀洩れ小倉藩兵は座主邸を圍む。ついで二十日教有及母妻等小倉に護送せられ錢屋に幽せらるゝこと一年有半。維新の初め、僧官を返上し氏を高千穂と賜はる。英彦山神祇大宮司に任す。從五位に叙せらる。明治五年八月十一日病卒。享年四十九。明治四十四年十一月從四位を贈らる。墓は英彦山高千穂家歴代の墓地にあり。

城島公茂

座主家の家人なり。忠實にして内外の事務に鞅掌し、夙に大志を懷き常に皇室の式微を嘆す。密かに同志と謀りしが文久三年十一月英彦山の難に遭ひ小倉の獄に投ぜらる。慶應元年八月七日病みて獄中に死す。享年四十五。明治三十五年十一月從五位を贈らる。

佐久間勝信

座主家の家人なり。文久三年十一月英彦山の難に遭ひ城島公茂等の義徒と共に捕へられて小倉八百屋町の獄に辛酸をなむ。慶應二年六月十九日病みて獄中に死す。享年二十五。從五位を贈らる。

生島大炊

京都の人なり。座主教有に仕へて家人たり。嘉永六年米艦浦賀渡來の時、一山の衆徒と共に敵國降伏の祈願に任し、座主の旨を承けて尊王攘夷に奔走す。文久三年十一月英彦山の難に遭ひ同志等と共に捕へらる。小倉八百屋町の獄に在ること三年餘。慶應二年八月朔日同志柏木民部等長州の兵と共に獄中の義徒を救はんとせしに未だ至らざるに先き達つて獄吏のために斬殺せらる。享年三十二といふ。從五位を贈らる。

政所有縣

英彦山修驗者にして執當職たり。政所坊と稱す。人と爲り沈毅英邁裁斷流るゝが如し。一山の衆徒と攘夷を唱へ、文久三年八月同志を募り成圓坊宇都宮有允邸に會して義舉をはかる。事小倉藩廳の知るところとなり十一月十一日藩兵英彦山に登りて義徒を捕ふ。政所、鷹羽、瀧川、高根、城島、生島、佐久間、等皆捕へられ。其他の義徒は一時難を逃れたれども後捕へられたるもの多し。これ所謂英彦山の難なり。慶應二年八月朔日生島等と共に斬り殺さる。享年四十六。正五位を贈らる。

瀧川榮承

義俊坊順道と稱す。奉行職たり。長梅外と親交ありて詩文に長ず。文久三年十一月十一日英彦山の難に遭ひて小倉の獄に在るや屢々拷問にあふも屈せず。一首を詠じて曰はく
罪あらはうてよたけよこれやこのきみにさけし命とおもへば

慶應二年八月朔日政所、生島等と共に斬殺さる。享年四十。正五位を贈らる。

鷹羽淨典

正應坊觀道と稱す。座主家の執當職たり。文久三年八月一山義譽盟約者十五人(政所坊義俊坊成圓坊良什坊橋本坊嚴瑤坊正應坊中坊淨現坊本覺坊教觀坊祐玉坊如藏坊水口坊城島)の中なり。廣瀬淡窓の門に學びて博く經史に涉り詩文に長ず。文久三年十一月の難に遭ひて小倉八百屋町の獄につながれ度々苛責の拷問に遇ひて屈せず。慶應二年八月朔日政所澁川等と共に斬殺せらる。享年四十四。正五位を贈らる。

宇都宮有允

成圓坊貫之と稱す。奉行職たり。文久三年十一月英彦山の難に遇ふや逃れて肥後に走る。途中佐藤乾八に會し同伴して熊本の家老松野邸にありき。有允雄傑にして膂力あり。追手多勢邸を囲む。時に有允乾八に告げて曰はく余國事に奔走して生還を期せず願はくば君の舍弟寛三をして跡を嗣がしめよと委嘱して別れを告げ邸を出てて僧衣を脱ぎ從容縛につき小倉に護送せらる。慶應二年八月朔日同志と共に小倉の獄に斬らる。享年三十。正五位を贈らる。

宇都宮堯珉

本覺坊英山と稱す。座主の旨を承けて攘夷祈禱のために力を致す。文久三年十一月一山の義譽のこと發覺するや肥後に走らんとして豊後の日田にて捕へられ小倉の獄にて同志と共に慶應二年八月朔日斬殺せらる。享年四十七。正五位を贈らる。

高根正也

良什坊幸貫と稱す。幼にして長梅外に學び、醫儒川上研堂に經史を、原田種信に國典を學ぶ。文久三年座主教有的旨を受けて三田尻に使して七卿に謁し尊王攘夷の議にあづかる。同年十一月十

一日同志と共に捕へられて小倉の獄に縛がる。慶應二年八月朔日政所、澁川、等の同志相つぎて斬せられ、將に正也及び橋本有幸に及ばんとす。會々小倉城に火起り獄吏逃げ去りしを以て難を免る。因て筑前に逃れ長州に入る。明治維新後英彦山に歸り又東京に住し内務省に勤務す。明治二十七年十一月廿九第東京に於て歿す。年七十三才なり。正五位を贈らる。

橋本有幸

橋本坊問道と稱す。長梅外、研堂、種信に學ぶ、文久三年八月天皇大和行幸の朝旨によりて一山の衆徒攘夷の祈願をなし、政所有縣等と神文起證を作り盟約書に署名血判す。十一月小倉藩兵の英彦山に迫るや、有幸は田代にて遊説中捕へられて八百屋町の獄に縛がる。慶應二年八月高根正也と共に斬殺の危をのがれて田代に走り長州に入る。後京師に上り後英彦山に歸り、維新の後上京して司法省に奉職す。明治二十三年一月三日歿す。年五十七才なり。正五位を贈らる。

佐竹織江

嚴瑞坊亮親と號す。座主教有の旨を承けて全山の教務にあづかる。文久三年藤山水谷、柏木、安達、阿部、南條の六氏と共に長州に奔る。後久坂義助に従ひ上京中七卿西下のことあり、時に織江は三條家の秘物を收めて密に下阪の途上幕吏に逮捕せられ六角の獄舎に移さる。元治元年七月二十日斬殺せらる、享年四十九、正五位を贈らる。

藤山衛門

教觀坊成連と稱す。座主の旨を承けて三田尻に使して七卿に謁す。後又佐竹等と長州に奔る。尋て三條家の臣丹羽出雲等と上京し、下阪の途中逮捕せられ六角の獄に投ぜられしが佐竹と共に

殺さる、享年三十四、正五位を贈らる

水谷左門

水口坊觀清と稱す。文久三年同志六人と長州に奔る、元治元年七月長州の志士藩主の冤を雪がんとして京師に迫るや左門之に加はり蛤御門の戦に於て戦死す。享年二十一、正五位を贈らる。

根木民部

祐玉坊慶典と稱す、座主の旨を承けて藤山、高根、等と三田尻に使し七卿に謁す、三條實美の復書を齎して一旦歸山す、是に於て座主教有は入京に決したるも十一月の難に遭ひて果たさざりき、民部は他の六氏と共に長州に赴き、後京師に上り天王山の變に遇ひて奮戦の後長州に逃る、防長再度の役起るや阿部と共に長州軍に加はりて慶應二年八月小倉を攻め獄中の義徒を救はんとせしも及ばざりき、明治元年英彦山に還り同四年六月二日病歿す、年四十四才なり、正五位を贈らる。

阿部豪逸

中坊豪端と稱す。文久三年同志六人と長州に奔る、三田尻に滯在して三條公等を守護す。座主教有の上京を待ちて謀る所あらむとせしに十一月十一日の英彦山の難ありて成らず、後民部と共に京師に赴き天王山に敗れて再び長州に還る、柏木と共に防長再度の役に従ひて小倉城を攻め同志を救はんとして成らず、山口に赴き、明治元年七月彦山に歸り十五年九月四日病歿す、年四十九才なり、正五位を贈らる。

安達昇、南條丹三

如藏坊安達昇、及淨現坊南條丹三は藤山、水谷柏木、阿部、佐竹の五氏と共に長州に奔り三田尻に

轉じて三條公を守護し或は天王山の變に阿部、柏木、等と共に奮戰したるも敗れて長州に還り更に同志と謀らんとして豊後に渡り竹田、秋月等各地を廻る。南條は對馬に渡りて平田大江氏と謀るところあり、兩氏ともに國事に奔走して明治維新に及べり。

昭和七年三月三十一日発行

昭和四十六年八月一日 覆版

福岡県

福岡県文化財資料集刊行会

発行所

福岡市箱崎宮小路本通り一九二三

電話 (六五) 二六八八
振替口座 福岡二六八五六

〒 八一二